予算特別委員会会議録

日時 令和3年3月18日(木) 開会時間 午前10時00分

閉会時間 午後 5時30分

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 白壁 賢一

副委員長 猪股 尚彦

委員 皆川 巌 浅川 力三 山田 一功 永井 学

遠藤 浩 宮本 秀憲 乙黒 泰樹 鷹野 一雄 臼井 友基 桐原 正仁 望月 利樹 古屋 雅夫

藤本 好彦 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知 事 長崎 幸太郎

副知事 若林 一紀

知事政策局長 渡邊 和彦 総務部長 市川 康雄 スポーツ振興局長 赤岡 重人 県民生活部長 丹澤 尚人 リニア交通局長 三井 孝夫 防災局長 末木 憲生 子育て支援局長 依田 誠二 福祉保健部長 小島 良一 森林環境部長 村松 産業労働部長 中澤 和樹 観光文化部長 中澤 宏樹 農政部長 坂内 啓二 県土整備部長 大儀 健一 公営企業管理者 井出 仁 教育長 斉木 邦彦 警察本部長 大窪 雅彦 林務長 金子 景一

議題 第17号 令和3年度山梨県一般会計予算

第18号 令和3年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

第19号 令和3年度山梨県災害救助基金特別会計予算

第20号 令和3年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第21号 令和3年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

第22号 令和3年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

第23号 令和3年度山梨県県税証紙特別会計予算

第24号 令和3年度山梨県集中管理特別会計予算

第25号 令和3年度山梨県林業·木材産業改善資金特別会計予算

第26号 令和3年度山梨県公債管理特別会計予算

第27号 令和3年度山梨県国民健康保険特別会計予算

第28号 令和3年度山梨県営電気事業会計予算

第29号 令和3年度山梨県営温泉事業会計予算

第30号 令和3年度山梨県営地域振興事業会計予算

第31号 令和3年度山梨県流域下水道事業会計予算

審査の概要 質疑の前に、長崎知事より3月17日の質疑に対し、再度答弁があった。

その後、総括審査日程表により、午前10時04分から午前11時42分まで、休憩をはさみ、午後1時から午後2時10分まで自民党誠心会の質疑、休憩をはさみ、午後2時20分から午後3時01分まで未来やまなしの質疑、さらに休憩

をはさみ、午後3時33分から午後4時58分まで諸派の質疑を行った。 その後、採決を行い、午後5時30分に閉会した。

再答弁

長崎知事

昨日の本委員会におきまして、乙黒委員から御質問のありました債務負担行為 の事項に記述のある関連訴訟の範囲について、改めて答弁申し上げます。

昨日答弁したとおり、富士急行株式会社は、県と争う姿勢を鮮明にしており、 今後、同社がどのような形で訴えてくるかについては、相手次第でありますので、 県として予断を持ってお答えすることは困難であります。

また、関連訴訟に該当するか否かにつきましては、訴訟の内容によるので、事件ごとに精査をしなければなりませんが、本件住民訴訟で争われている貸付契約が無効であることや、当該貸付契約に対する法令の解釈適用などが論点として含まれるか否かが判断基準となります。当該論点が含まれる訴訟であれば、住民訴訟で損害賠償請求をするよう原告から求められている対象者、すなわち過去の知事あるいは富士急行株式会社以外の者からの訴えであっても、関連訴訟になるものと考えております。

現時点で、具体的に想定しているものはありませんが、仮に住民訴訟対象の県有地に関し、過去の知事や富士急行株式会社以外の関係者から、住民訴訟との関連が判然としない理由で訴えられ、当方における精査の結果、関連訴訟として本債務負担行為を根拠に契約を締結しようとする場合は、議会に対して事前に執行部説明会等の開催を通じまして、しっかりと説明を申し上げていきたいと思います。

主な質疑等 付託案件第17号議案ないし第31号議案

質疑

(訟務管理費について)

鷹野委員

最初に、予算概要書(総)34ページの県有地問題に係る住民訴訟に関連した 裁判費用についてお伺いいたします。弁護士費用など訟務費について、ほかの委 員の方からも多く質問されておりますが、重複しないようにみずからの視点で 質問したいと思います。

まず、山梨県が富士急行に貸し付けている山中湖村内の県有地をめぐる住民訴訟は、訴訟代理人の交代が大きなターニングポイントになっています。訴訟が提起された当時の細田弁護士、長崎知事となった後に就任した藤田弁護士、そして現在の訴訟代理人を務める足立弁護士と、当該住民訴訟においては、弁護士の交代がたびたび行われる異例の展開となっております。

県有地の貸付に係る調査及び検証特別委員会の質疑では、知事の御意向を反映して、訴訟代理人の交代が行われていると承知していますが、そもそも訴訟代理人の交代に関する決まりごとは存在するのでしょうか。山梨県は、これまで複数名の顧問弁護士が、月定額の報酬の中で10から20ほどの訴訟代理人を請け負っていたと承知していますが、当該住民訴訟だけは、特別な訴訟代理人の選定方法をとっているように感じます。それでは、新たに起こる裁判は誰が訴訟代理人を務めることになるのでしょうか。弁護士費用が議論となる中、訴訟代理人の選定方法について、改めて明確に示す必要があると考えますが、御見解を伺います。

市川総務部長

今後の訴訟における訴訟代理人の選定方法ということでございます。新たな訴訟における訴訟代理人の選定に当たっては、県と争う姿勢を鮮明にしております富士急行株式会社が、既に名の知れた法律事務所における弁護士によって構成される弁護団を結成しているということを十分踏まえる必要があると思っております。

また、昨日の委員会での御答弁でも申し上げましたけれども、今後、準備が必要となる裁判は、近年、山梨県では経験したことのないほど経済的に得られる額が大きいと想定されることに加えまして、訴訟追行に当たっては、企業法務に関する豊富な実務経験、高度な法令の運用解釈に高い見識を有する弁護士が求められるところでございます。

こうした観点を十分踏まえまして、最終的には被告である知事の判断によって 選定していきたいと考えてございます。

鷹野委員

訴訟追行のため、必要な訴訟代理人の交代であったとの説明でございましたが、 今後、始まる裁判においても、適時適切な訴訟代理人を選定していく必要があり ます。

現在、足立弁護士は、昨年11月定例会に提出された住民訴訟の和解案の提案 理由をめぐり、議会に対して不適切な説明があり、議員の中には不信が広がって いるのも事実であります。そうしたことも考慮して、今後の裁判における訴訟代 理人の選定も行ってほしいと思います。

次に、顧問弁護士に関する規定について伺います。

訟務費の費用には、顧問弁護士の方々に支払う報酬も含まれています。現在、 山梨県の顧問弁護士は、足立弁護士を含めて3名と承知しております。顧問弁護士を選定するに当たって、県として規定が存在するのか、伺います。

市川総務部長

御質問にお答えする前に、足立弁護士の提案理由に関する説明で不適切なところがあったという御指摘につきましては、私ども、検証特別委員会で何度も御答弁差し上げているところでございますけれども、提案理由に関しましては、事実と異なるものではないと考えてございます。よりわかりやすい表現とすべきであったという、私、議会担当の総務部長としての見解を述べたところではありますが、既に撤回をお認めいただいた議案ではございますが、提案理由については、事実と異なるものを示したものではないということは申し添えたいと思ってございます。

その上で、ただいま御質問のありました、現在の顧問弁護士の選定ルールでございますけれども、これまで、この住民訴訟の関係を除いた県の顧問弁護士に関していえば、県内にございます柳町法律事務所の弁護士の先生方にお願いし、引き受けていただいてきたところでございます。

一方で、現在の住民訴訟の訴訟代理人である弁護士に関しましては、多数の候補者の中から、知事が本人との対話などを通じまして、法律実務や経験、調査能力、さらには後方支援のある組織力など、最も総合力ですぐれているという判断をして契約したところでございます。

鷹野委員

今いただいた答弁におきまして、現在、顧問弁護士を選定することに際して規 定や決まりごとが存在しないことを確認いたしました。

県外の自治体では、規約や要綱によって、顧問弁護士の選定に係る基準を定めているところもあります。県政の根幹にかかわる訴訟案件を扱い、県民生活にかかわる方針決定に関与する可能性があるのであれば、条例などで身分をしっか

りと保障すべきです。ぜひ、当局として検討するべきであり、議会としても議論 していく必要があると考えます。

次に、弁護士報酬に係る基準についてお伺いいたします。

当初予算案における訟務費は、(旧)日本弁護士連合会報酬等基準を参考にして算出されたと承知しております。過去に、同基準を採用して弁護士報酬を支払った事例はあるのでしょうか。そもそも、山梨県に弁護士報酬にかかわる基準は存在するのでしょうか、御見解をお伺いいたします。

市川総務部長

ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどの弁護士の選定につきましてですけれども、これまで県としては、訴訟物の価格が少額であったため、弁護士の格別の御理解のもとで、月額定額の報酬で御対応いただいているということでございます。ただ、今後想定されるものにつきましては、それとは違うという考え方でございます。

ルール的なものをおっしゃいましたけれども、県として弁護士に何をお願いするのかということについては、その事案の内容によりけりだと思っておりますので、訴訟についてお願いするのであれば、訴訟物の大きさですとか、事案の困難性ですとか、そういった個別具体の判断をして、県にとって何がベストなのかということを追求していくのが、基本的な対応になろうかと思います。

その上で、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。どういうときに、どういう報酬基準を使うのかということでございます。

若干繰り返しになりますけれども、これまで県が行ってきた訴訟につきましては、訴訟物の価格が少額でありますため、弁護士の格別の御理解のもとで、月額定額の報酬で御対応いただいていると。

一方で、今後準備が必要となる裁判におきましては、近年、山梨県では経験したことのないほど、経済的に得られるが大きいと想定されることに加えまして、訴訟追行に当たっては、企業法務に関する豊富な実務経験や高度な法令の運用解釈に高い見識を有する弁護士が求められるところでございます。

これらのことから、訴訟法務の実務における一般的な対応、すなわち我が国の 弁護士報酬基準として実務上、広く用いられております(旧)日本弁護士連合会 報酬等基準に従った着手金及び成功報酬を用いることといたしました。

先ほどの2問目の答弁にもかかわってくるんですけれども、結局のところ、県が弁護士と契約するに当たって、着手金及び成功報酬を用いるか否かにつきましては、個別具体の訴訟の性格に応じて判断すれば十分であり、一番重要なのは、県にとってベストの選択、県民にとって一番望ましい弁護士をどのように選んで、どのようにお支払いをしていくのかということを、個別具体の事案に即して判断するのが重要であろうと考えております。

鷹野委員

山梨県政において、初めて採用された支払基準だとわかりました。そして、これまで弁護士報酬にかかわる基準は、県として定めていないことも明らかになりました。

足立弁護士と結んだ調査業務委託契約では、タイムチャージ制を採用して、時 給5万円、総額6,600万円が支払われて、県民の皆さんから御理解をいただ けずに、批判の声があったのも事実です。

そして、来年度当初予算案の2億円の弁護士費用です。なぜ弁護士にそれだけの公金を支出するのか、青天井で支払われてしまうのではないかと危惧する声がある中で、県として明確な報酬基準を示すべきではないでしょうか。

大阪市では、橋下徹市長時代の平成27年度に、訴訟代理人弁護士の報酬の支払いに関する指針を定めております。この指針では、着手金や成功報酬の支払額

について明確に示すとともに、タイムチャージ制を採用するケースも明記されています。

住民訴訟の本論とは別に、弁護士費用に関する議論が盛り上がっている今だからこそ、顧問弁護士等に関する条例や規程をセットで、弁護士報酬の基準をつくるべきではないでしょうか。きちんと、県独自の基準を示して、丁寧に議会で議論すれば、議員それぞれの理解と同意を得ることができるはずです。ぜひ早急に取りかかっていただくよう、お願い申し上げます。

次に、住民訴訟において原告が取り下げた場合、約2億円の裁判費用はどうなるのでしょうか。取り下げになっても、県が損害賠償請求訴訟を起こす可能性はあるのでしょうか。

市川総務部長

現在の住民訴訟において、原告が取り下げるという前提の御質問でしょうか。 それとも今後の裁判のお話でしょうか。

いずれにしても、今の段階では、むしろ相手の反応なので、それを仮定とした お答えについては、訴訟追行上の問題もございますので、お答えは差し控えたい と思います。

鷹野委員

私としては、確定した判決を受けるべきだと考えます。原告から取り下げの申し入れがあった場合でも、県として受け入れない判断を下すべきです。いずれにせよ、県民にわかりやすい形にするようお願いいたします。

次に、歴代知事や関係者への説明責任についてお伺いいたします。

当初予算案の裁判費用は、歴代知事の賠償責任を前提とした算出となっております。住民訴訟の判決が確定する前に、歴代知事及び富士急行に責任があったと 既成事実化して予算編成するやり方は、余りにも強引ではないでしょうか。

歴代知事については、県として書面での聞き取り調査などを行っていることと思いますが、その前に、住民訴訟に関する方針転換など重要な事項については、きちんと説明を行っているのでしょうか。 県議会の特別委員会における歴代知事や横内元知事の御遺族の方からの意見書では、県の対応への不信感が読み取れました。訟務費の積算根拠が、歴代知事からの賠償額となっているのであれば、予算計上する前に、歴代知事や遺族の方への説明責任を果たすべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

市川総務部長

委員御指摘のとおり、現在、住民訴訟が継続中でございます。原告は、県に対しまして、富士急行株式会社のほか、歴代知事に損害賠償請求をするよう求めているところでございます。そうした中にあって、訴訟追行上の方針にかかわることはもとより、予算に訴訟関連の費用を計上するといった事務的な内容に至るまで、公の場以外の場で、軽々に被告である県が、請求先の対象者に接触するということは、県政運営上、透明性や公平性の観点から問題があると考えているところでございます。

仮に、こうしたことを行ってしまえば、当然、県民からも御批判を招くおそれがあると考えておりますので、そういったことは、慎重になるべきかと思っております。

鷹野委員

言うまでもなく、県知事は県民から選ばれ、県勢発展のために御尽力いただいています。歴代知事も長崎知事と同じように、どうしたら県が発展するのか、真摯に取り組んできたものと承知しております。歴代知事や遺族の皆さんに対する敬意をしっかり見せてほしいと思います。

最後にきっちりしておきたいのは、県が主張する過去の契約が違法無効である

ということ、また歴代知事や富士急行の賠償責任などについては、裁判所の判決 を経ていないということです。確定的ではない事実をもとにして、どんどん物事 が進んでいってしまうのは大きな危険性もはらんでいます。

ぜひ、このことを十分理解して、来年度の住民訴訟や各種裁判に臨んでいただ きたいと思います。よろしくお願いいたします。

(いじめ・不登校対策事業費について)

次に、スクールカウンセラー等の活用事業についてお伺いいたします。

当初予算概要52ページ、いじめ・不登校対策について伺います。

昨年10月に文部科学省が公表した問題行動に関する調査結果によれば、本県の令和元年度のいじめの認知件数は、小・中・高・特別支援の全ての校種で増加しております。また、私はコロナ禍における学校の長期休業の影響に加え、終わりの見えない制約された生活に対するストレスが、子供に与える影響も非常に心配しております。

そこで初めに、心の問題について、専門的な知識を有するスクールカウンセラーの活用についてでありますが、配置数や具体的な活用方法など、事業の概要について伺います。

斉木教育長

令和3年度予算におきましては、児童・生徒や保護者、教職員へのカウンセリングや助言を行うため、スクールカウンセラーを90人確保し、本年度と同様に、全公立小中学校246校及び高校12校に配置することとしております。また、スクールカウンセラーを配置していない高校及び特別支援学校に対しましては、学校からの派遣要請に対応するため、回数にして196回分の経費を計上しているところであります。

鷹野委員

次に、不登校の原因として、学校内の問題だけでなく、社会的、経済的な問題などが複雑に絡み合ったケースがあり、このため県では行政機関への連携や、福祉面から支援する専門家であるスクール・ソーシャル・ワーカーを活用する予算を計上しております。

そこで、次に、スクール・ソーシャル・ワーカーの活用について、配置数や具体的な活用方法など、事業の概要を伺います。

斉木教育長

スクール・ソーシャル・ワーカーには、社会福祉等の専門的な知識を用いて、 児童生徒や保護者等との相談業務や、関係機関とのネットワークを活用した業 務などに当たっていただくこととしております。

このため、令和3年度予算におきましては、スクール・ソーシャル・ワーカーを各教育事務所及び総合教育センターに合わせて13人配置する経費を計上しているところでございます。

鷹野委員

児童生徒のいじめ・不登校の未然防止や早期対応を図り、児童生徒が安心して 学校生活を送ることができるよう、今後どのように取り組んでいくのか、伺いま す。

斉木教育長

いじめの未然防止に関する取り組みにつきましては、各学校においてアンケート調査、個別面談、家庭訪問などを積極的に行っております。

また、不登校対策としましては、市町村と連携した取り組みを促進するとともに、総合教育センターに配置しましたチーフ・スクール・カウンセラーを活用するなど、指導の充実を図る体制づくりを進めております。

今後も、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ や不登校の未然防止や早期対応に取り組んでまいりたいと思います。

(生涯・地域スポーツ推進事業費について)

鷹野委員

次に、当初予算概要 6 3ページの生涯・地域スポーツ推進事業費について伺います。

スポーツは、心身の健康増進、体力の向上、精神的な充足感をもたらすとともに、スポーツを通じて人と人及び地域間での交流が行われることにより、地域の一体感や活力が醸成されるなど、県民生活や地域社会にとって大切な物であります。

特に、現在は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外出の自粛が長期化し、運動不足による健康への影響が懸念されていることから、改めて、県民誰もが生涯にわたってスポーツに参加していくことの重要性が認識されているところであります。

そこでまず、生涯・地域スポーツ推進事業の内容について伺います。

赤岡スポーツ振興局長 県では、県民の皆様がスポーツを通じて健康で豊かな生活を送ることができるよう、身近な地域で自主的にスポーツに参加できる環境づくりに取り組むこととしてございます。

このため、生涯・地域スポーツ推進事業として、幅広い世代の方が気軽にスポーツを楽しむことができる総合型地域スポーツクラブの育成支援のほか、最新のスポーツイベントや県内のスポーツ施設等に関する情報を発信するインターネットサイトなどを行っているところでございます。

鷹野委員 生涯スポーツを推進してく上で、大きな役割を果たすことが期待される総合型 地域スポーツクラブですが、現在の県内における設立状況について伺います。

赤岡スポーツ振興局長 現在、県内には30の総合型地域スポーツクラブが設立されておりまして、グラウンドゴルフやヨガなど気軽に取り組める軽スポーツから、サッカーや陸上競技など技術の向上を目指した競技スポーツまで、それぞれのクラブが特色を生かしながら、さまざまな活動メニューを提供しているところでございます。

鷹野委員

この特別委員会の前に、スポーツ推進条例を制定するための委員会がございまして、その中で、その他意見がありました。山梨県スポーツ協会においては、総合型地域スポーツクラブに積極的にかかわっているんですけども、つくった後の県からの支援が少ないということもありまして、そのことについて御質問いたします。

総合型地域スポーツクラブについては、新たな設立を促進するとともに、既存のクラブのブラッシュアップを図ることが大切だと思いますが、県では、クラブの育成支援などとして、具体的にどのように取り組んでいくのか、伺います。

赤岡スポーツ振興局長 県では、総合型地域スポーツクラブの創設や活動に関するさまざまな相談に一元的に対応できるよう、相談窓口として、県スポーツ協会の中に広域スポーツセンターを設置しているところでございます。

また、広域スポーツセンターにはアドバイザーを設置してございます。このアドバイザーが各クラブを訪問して、活動に対する指導や助言を直接行っておりまして、クラブに寄り添った支援を行っているところでございます。

そのほか、他県の先進事例などについて学ぶ研修の機会を設け、各クラブの活動の充実につなげているところでございます。

(やまなし感染症ポータルサイト整備事業費について)

鷹野委員 次に、当初予算概要80ページの、やまなし感染症ポータルサイト整備事業費 について伺います。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、県民の感染症に対する関心は高く、県ホームページ内の関連ページへのアクセスも多いと聞いております。

県では、来年度、新たにやまなし感染症ポータルサイトを構築するとのことでありますが、このサイトには、どのような情報を掲載するのか、まず伺います。

渡邊知事政策局長 新型コロナウイルス感染症の流行が続いている状況にありましては、発生 傾向の分析結果や、感染予防のポイントといった、行動変容につながる情報など を積極的に発信していくこととしております。さらに、予防や診療に有用な海外 の研究論文の内容など、専門性の高い情報につきまして、医療関係者等を対象に 提供していくこととしております。

なお、現行の感染症情報センターのサイトにございますインフルエンザ等の発生動向、学校や保育園等の臨時休業の措置状況、さらには新型コロナウイルス感染症総合情報サイトにございます感染者の発生状況といった情報は、引き続き掲載していくこととしております。

鷹野委員 感染症に関する情報は、生命や健康にかかわる非常に重要なものであり、しっかりと伝えることが肝心であります。

そこで、新たなポータルサイトは、情報を伝えていくためどういった工夫がされているのか、伺います。

渡邊知事政策局長 現在、感染症に関する情報が県のホームページ内の複数のサイトに分散していることから、これを集約し、見やすさ、使いやすさにも配慮してサイトデザインを統一し、一元的に発信してまいることとしております。

また、現在のサイトの一部ページには、スマートフォン等での閲覧時に、自動的に画面表示を最適化する機能や、音声読み上げ機能などが設定されておりませんので、こうした機能を付加し、利便性の向上も図ってくこととしております。

鷹野委員 分散している情報を集約し、スマートフォンなどでの閲覧にもしっかり対応していくとのことでありますけども、今回のポータルサイトは、情報発信という点でどのような効果が期待されるのか、伺います。

渡邊知事政策局長 新たなポータルサイトは、これまでよりも見やすさや操作性が向上し、感染症に関する正しい知識や予防に役立つ情報が、ワンストップで得られるようになります。特に、医療関係者の皆様には、専門的な情報を院内感染の予防や適切な診療などに活用していただきたいと考えております。そして何よりも、これによりまして、県民一人一人が感染症に関する理解を深めていただいて、自分自身や御家族、御友人などの生命、健康を守る行動につなげてもらうことを期待しております。

鷹野委員 冒頭申し上げましたとおり、感染症に対する関心は高く、県民にとっても県の 情報発信に期待するところは非常に大きいと思いますので、情報発信には、しっ かり取り組んでいただくよう、お願い申し上げます。 (生活困窮者自立支援事業費について)

次に、当初予算概要 9 5 ページ、生活困窮者自立支援事業費について伺います。 新型コロナウイルスの影響により、失業したり、収入が減少したりする方がふ えている中、生活困窮者への支援は、重点的に取り組むべき事項であります。ま ず、コロナ禍の状況で相談窓口での相談や、住居確保給付金の件数は増加してい るのか、伺います。

小島福祉保健部長 本県の令和2年4月から令和3年1月までの新規の相談件数は2,811 件でございます。このうち県が所管をいたします町村部につきましては576 件でございます。前年同期と比較をいたしますと、全体では1,839件の増加、 町村部では482件の増加となってございます。

住居確保給付金の支給決定件数につきましては全体で367件、このうち町村部については41件、前年同期と比較をいたしますと、全体では345件の増加、町村部では40件の増加となってございます。

鷹野委員

困った方がまず相談して、さまざまな支援につながる窓口として、自立相談支援の窓口が設置されているわけですから、ここがしっかりと役割を担っていただかなければなりません。

令和3年度において、県の窓口ではどのような体制で支援していくのか、伺います。

小島福祉保健部長 県の窓口は、県社会福祉協議会に委託をして運営をしてございますが、福祉 プラザにおけます常設の窓口と、月2回の巡回窓口での面接相談に加えまして、 携帯電話での随時の相談を受け付けているところでございます。

職員の体制につきましては、お話をお伺いし、各種制度の活用を支援いたします相談支援員が3名、ハローワークへの同行支援などを行います就労支援員が1名、事務職員1名の計5名を予定してございます。

現在も訪問支援を含みます相談者に寄り添った対応を行っているところでありますが、来年度も引き続き、相談者の個々の状況に対しまして、必要な支援を提供できるよう丁寧に対応してまいります。

鷹野委員

令和3年度には、経済状況悪化の影響を受ける方がますますふえると考えております。そうした方が、この窓口を知らない場合には、支援を受けるまで遠回りになってしまいます。また、給付金や貸付金の支援を受けた方が、就職して自立していく際にも、ここを使うのが近道だと考えます。

そこで、窓口の周知について強化すべきでありますが、どのように取り組むのか、伺います。

小島福祉保健部長 県が設置している窓口であります山梨県くらしサポートセンターの周知に つきましては、県と県社会福祉協議会のホームページに掲載をいたしますとと もに、町村の施設やハローワークなどにチラシを設置し周知を図ってまいりま す。さらに、町村の広報紙への掲載を依頼するなど、全世帯に窓口の情報が行き 渡るよう工夫をするなど、周知の強化に取り組んでまいります。

(自殺対策総合事業費について)

鷹野委員 次に、当初予算概要103ページの自殺対策総合事業費について伺います。 自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、日々の暮らしの中で起きるさ まざまな問題が深刻化したときに、誰もが当事者となる可能性があるといわれています。

昨年末、新型コロナウイルス感染症は、経済活動や日常生活に大きな影響を及ぼしており、先の見通せない不安などから、みずからの命を絶つ状況にまで追い込まれる方も少なくないのではないかと危惧しております。

そこでまず、これまでの報道等から自殺者が増加していると承知していますが、 県民の自殺者は、どのような状況にあるのか、伺います。

小島福祉保健部長 厚生労働省が暫定値として公表いたしております、昨年1月から6月まで の住居地ベースの自殺者数は合計47人、前年に比べまして32%減少をいた しておりますけれども、7月以降につきましては、前年を上回る水準で推移をし てございまして、12月までの合計は80人でございます。前年に比べ43%増 加をしてございます。

特に、働き盛りの30代から50代の自殺者数は、昨年7月から12月までの間で合計38人、前年同期比58%の増加でございます。

鷹野委員 県民の自殺者が増加する中で、心に悩みを抱える方々が苦しさを感じていると きに、相談対応できる体制の確保は重要であります。

県では、こころの健康相談統一ダイヤルの受付時間を、365日24時間に拡充し、相談体制の強化を図っていると承知しております。来年度においても、引き続き相談体制を確保してくこととしていますが、これまでの相談実績について伺います。

小島福祉保健部長 こころの健康相談統一ダイヤルは、昨年6月までは原則平日の午前9時から午後10時まで開設しておりましたが、昨年の7月から365日24時間対応へと拡充をしたところでございます。

拡充の後、この2月末までの相談実績につきましては2,171件と、前年度の同期の763件の2.8倍に増加をしてございます。県民からの相談ニーズに機を逃がさずに、対応できているものと考えてございます。

鷹野委員 自殺は、さまざまな要因が重なっているときに起こるといわれており、自殺を 未然に防ぐためには、仕事や生活に不安やストレスを感じる方々を、相談窓口に つなげることが重要と考えております。

県では、新たに生きづらさを感じている人を相談につなげるため、ウエブ広告の掲載やリーフレットの作成により相談窓口の広報を行うとのことでありますが、具体的にはどのように取り組むのか、伺います。

小島福祉保健部長 20代から50代の方につきましては、感染症による就労環境への影響などを直接受ける世代でございまして、このリスクの高い世代に向けて、相談窓口の周知を強化していく必要があると考えてございます。

このため、利用が広がっていますインターネットの検索サイトやニュースアプリに、こころの健康相談統一ダイヤルなどの相談窓口を紹介するディスプレイ広告を掲載いたしたいと思っております。

また、インターネットを利用しない方々にも周知できますよう、心のケアに関する啓発リーフレットや、相談窓口を紹介する名刺大のカードを作成いたしまして、県内の市町村等の各種窓口で配布をすることといたしております。

(子どもの学習支援事業費について)

鷹野委員

次に、当初予算概要104ページの、子どもの学習支援事業について伺います。 生活が困窮している家庭では、子供たちが十分な学習の機会を持てないことに より、学習につまずき、望むような進路選択もできず、自己肯定感を失ってしま うことが大きな問題といわれています。

このような心の傷は、子供の将来に大きく影響し、貧困の連鎖につながるため、 私は学習支援事業が非常に重要であると思いますが、まず現在の実施状況について伺います。

依田子育で支援局長 この学習支援事業ですが、生活困窮者自立支援法に基づきまして、福祉事務所の設置自治体が実施することになっております。県は、町村部に居住する子供を対象に、また市は、市内の子供を対象に事業を実施しているところでございます。

本年度、県内では、県及び11の市で、この事業を実施し、生活保護世帯やひとり親家庭等の生活困窮世帯の小中学生、高校生約300名が受講しております。そのうち県事業におきましては、旧町村に居住する65名が受講をしております。なお、本事業を実施してない市町村におきましても、対象を限定せずに、教員OBや大学生が支援を行う取り組みなどを行っているところでございます。

鷹野委員

事業の対象者は、生活困窮者世帯の子供ということでありますけれども、恐ら く年度初めの授業開始時に要件を満たしている世帯ということだと思います。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大により、ひとり親世帯などが大きな影響を受けております。このように年度途中で生活状況が急変し、もともとは対象でなかった家庭が、無料の学習支援を利用したいという場合もあると思われます。これらの家庭への学習支援は、どのようになっているのか、伺います。

依田子育て支援局長 学習支援事業の利用の受付は、市町村で行っていますので、県では、市町村に対しまして、年度途中の生活状況の変化に伴う利用の申し込みも対応するよう依頼をしておりまして、家庭の状況を聞き取りながら、柔軟に利用を受け付けているという状況でございます。

また、県内では民間の無料塾や学生ボランティア等による無料または低額の 学習支援の場もございますので、事業の対象要件から漏れてしまった家庭など には、これらの活用を御案内しているところでございます。

鷹野委員

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響が続くと思われ、このような無料や 安価での学習支援を利用したいという家庭はふえていくものと考えます。

実際に、私の地元昭和町においては、10月に、ほたる学舎という子供の居場所、学力向上のための無料塾を開校したところ、想定を超えての参加者があったと聞いております。このほかにも民間活動において、無料塾のような取り組みが行われており、こうした活動への支援や利用希望者の参加につなげるための取り組みが必要と考えますが、県の御所見を伺います。

依田子育て支援局長 学習支援活動ですが、学力の向上だけでなく、子供が安心して過ごすこと のできる居場所としても大きな役割を果たしていると考えております。

このため県では、こうした活動が県内各地に広がっていきますよう、本年度新たに補助事業を創設しまして、開設経費や事業拡大に要する経費への助成を開始しております。

また、学習支援の利用希望者を確実に支援の場につなげていくためには、県内で実施されている学習支援活動の情報を広く県民の皆様に提供していくことも

必要であると考えています。現在、県では、こうした活動を実施している団体の 実態調査を行っておりまして、今後その結果を県のホームページで公表するな どしまして、利用の促進を図り、全ての子供たちが将来に夢と希望を持つことが できるよう、後押しをしてまいります。

(地震被害想定調査費について)

鷹野委員

次に、当初予算概要114ページ、地震被害想定調査費について伺います。 県では、今後の地震対策の立案や、市町村の防災計画等の基礎資料に活用する ため、地震被害想定調査を実施するとのことでありますけども、調査の具体的な 内容を伺います。

末木防災局長

東海地震を初めといたします6つの地震を対象といたしました、前回、平成8年の地震被害想定調査から25年が経過していることから、近年発生いたしました東日本大震災や熊本地震などの大規模地震を踏まえた最新の知見やデータを活用して、より正確な調査を実施するものでございます。

想定しております調査の項目については、人的被害を初め、液状化や斜面崩壊のリスク、建築物の倒壊、交通施設やライフラインの被害、火災などでございまして、県民生活への影響が大きい被害を中心に、来年度から2カ年かけて具体的な想定を行うこととしております。

鷹野委員

前回の調査から25年が経過しているため、最新のデータを活用して、新たな調査を実施するとのことでございますが、私は、ただ古くなったから見直すというのではなく、より有益な調査をしていく必要があると考えます。

そこで、今回の調査の特徴や、前回の調査との違いについて伺います。

末木防災局長

先ほども少し触れましたが、最新の知見やデータを活用いたしますとともに、より細かいエリアに区切って被害の想定を行うことで、調査の精度を高めていくこととしております。

具体的には、今年度、国の防災科学技術研究所が県内で初めて実施をしております地盤調査の結果を反映させますとともに、前回平成8年の調査では、県内を500メートル四方のメッシュに区切って被害想定を行っておりましたが、今回の調査では、これを250メートル四方のメッシュとすることとしております。

また、調査の対象は、これまでの6つの地震のほかに、政府の地震調査研究推進本部が新たに主要活断層に選定した身延断層による地震も加えることとしております。

鷹野委員

私はこの調査の結果をどのように活用してくのか、大変重要であると考えております。

そこで、今後、調査結果を踏まえ、防災対策にどのように取り組んでいくのか、 伺います。

長崎知事

調査結果は関係機関と共有し、地域防災計画や業務継続計画等へ反映することにより、防災計画に役立ててまいります。

(木造住宅居住安心支援事業費補助金について)

鷹野委員

最後に、当初予算概要109ページの木造住宅居住安心支援事業費補助金について伺います。

生命、財産を守るため、住宅の耐震化は極めて重要であります。

県では、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、耐震改修促進計画を 策定し、計画的に耐震化に取り組んできたと思いますが、住宅の耐震化の状況や、 今後の目標などについてお伺いいたします。

大儀県土整備部長 県では、令和2年度を目標年次とした耐震改修促進計画を策定して取り組んでおりまして、耐震化率は目標の90%に対しまして、本年度末で87.3%となっております。

また、耐震化を一層促進するために、計画期間を5年間延長したところでありまして、令和7年度末の耐震化率を95%とすることを目標といたしまして、達成に向けて取り組んでまいります。

鷹野委員 耐震改修工事の補助対象は、昭和56年以前に着工した住宅としていますが、 これらは、建てられてから40年以上が経過しており、所有者の中には新しい住 宅に建てかえたいと考える人もいると思います。こうしたニーズに対して、新年 度予算では、どのように対応していくのか、伺います。

大儀県土整備部長 住宅・土地統計調査結果から類推いたしますと、本県では耐震性のない住宅 を補強して住み続ける件数に対しまして、住宅を建てかえる件数は、おおむね3 倍程度となっております。

このような住宅を建てかえるニーズに対応するために、耐震基準が改定されました昭和56年以前に着工した、耐震性のない住宅の建てかえ工事につきましても、来年度から新たに最大100万円の補助を実施することとしております。

鷹野委員 費用負担の問題から、建てかえまでは踏み切れないという所有者もいます。そ ういう方への支援を充実することも重要だと考えておりますけども、改修工事 への補助について、改善した点があればお伺いいたします。

大儀県土整備部長 耐震化の促進には、所有者の負担軽減を図ることが重要であります。このため、業者向けに研修会を開催いたしまして、壁に簡易な補強材を外づけするなどの低コスト工法の普及に努めております。また、来年度から低コスト工法による改修工事については、在来工法の最大100万円の補助に対しまして、新たに20万円を上乗せすることとしております。

臼井委員 自由民主党新緑の会の臼井友基です。自民党誠心会所属時に分配されました質問時間を、そのまま移行していただきました。白壁委員長には、お取り計らいいただき、ありがとうございます。また、皆川代表を初め、自民党誠心会の皆様にも感謝を申し上げます。

今、ちまたでは、長崎知事のいわゆるお花見奨励発言が、いい意味で話題になっています。グリーン・ゾーン構想のもと、感染対策を徹底いただくことが大前提でありますが、先日、フジテレビの報道番組のコメンテーターが「大変勇気ある言葉だ」と賞賛されていたことが印象に残っています。コロナ禍により、大打撃を受けている飲食店や宿泊施設からは、「うれしかった」「頼もしい」との声が届いております。この山梨モデルを、ぜひ、引き続き広く御発信いただきますことを、私は、グリーン・ゾーンの質問ができなかったものですので、冒頭お願いを申し上げる次第でございます。

さて、令和3年度当初予算は約5,292億円、過去最大の超積極型予算であ

ります。実質県税収入が前年度比、約マイナス90億円が見込まれながらも、選択と集中、レバレッジ予算、スクラップ・アンド・ビルドの3原則を徹底され、加えて国保制度や有利な地方債を積極的に活用し、コロナ禍で絶望感にさいなまれる中、県民から安心や期待を得られる御努力をいただきましたことに、敬意と感謝を申し上げます。

私は、来年度事業のうち、県民の皆様が関心の高い事業、あるいは大きな期待 を寄せる事業を中心に、質問をさせていただきます。

(訟務管理費について)

初めに、課別説明書(総)34ページ、訟務管理費について伺います。

これまで県有地の貸付につきましては、県議会と執行部との間でかんかんがくがくと、さまざまな議論を重ねてきたことを見守ってまいりました。確実にいえることは、我々県議会も知事と同様に、この山梨をよくしていきたいと、心から願っていることであります。

これまで富士急行株式会社に貸し付けてきた賃料が適正でないとするならば、当然県民の多くが、早急に適正化すべきではないかと思うはずであります。

しかし、県議会の中で、適正賃料を求めようとする訴訟に必要な予算が認められないという意見が、なぜあるのか。これは、訴訟となった場合に、県側に勝ち目があるのかどうかを不安に感じているということも、一部あるのではないでしょうか。

そこで、質問をいたします。県有地問題に係る訴訟の勝算について、県はどのように考えているのか、伺います。

長崎知事

まず、訴訟の結論につきましては、これは裁判所の御判断によるものでありますが、私も当事者といたしましては、事実と法に忠実に照らして、県民全体の利益を守っていくための主張をしっかりと展開していくことが基本だろうと考えております。

なお、訴訟代理人弁護士からは、これまでに判明した事実関係及び法律関係を 踏まえると、県側の主張が認められる可能性は十分あるという報告を受けてい る次第であります。

これまでの裁判におきましては、適正な対価によらない県有地の貸付は、条例または議会の議決による場合でなければ、地方自治法第237条第2項により違法無効とするのが裁判例かつ通説であること。対象県有地に係る賃料は、平成29年時点で、公租公課相当額と同水準の金額にすぎないこと。そして、そもそも富士急行株式会社は、対象県有地について、支出した造成費の額を明らかにしておりませんが、いずれにせよ、対象県有地について、同社が支出した造成費は既に回収されていると考えられること。かつ適正な対価の算定に当たっては、知事の裁量はないこと。

以上から、対象県有地に係る賃料は、現況を基礎に評価されなければならないところを、実際には、昭和2年当時の対象県有地の山林原野を基礎に評価されて しまっていることなどを主張してまいりました。

さらなる論点として、次のような点も明らかになってきたところであります。 すなわち、対象県有地に係る賃料は、平成9年の時点で公租公課相当額を大幅 に下回っていること。昭和42年までの、山梨県の同社に対する対象県有地の貸 付許可には借地法が適用されず、同年に山梨県と同社との間で、対象県有地につ いて新たに賃貸借契約が締結されたため、賃料は同年時点での対象県有地の状 況を前提とすべきであったこと。富士急行株式会社は、通常の宅地造成しか行っ ておらず、また、同社から提出された資料や航空写真などからも裏づけられてい るとおり、昭和42年時点で対象県有地の造成は完成していたこと。富士急行株式会社は、対象県有地について支出した造成費の額を明らかにしておりませんが、いずれにしろ、対象県有地について、同社が支出した造成費は、富士急行の利益を乗せた転借料160億円を超えると思われる転貸借地権の設定あるいは販売の対価や施設分担金などにより回収されている一方、同社は、山梨県に対しまして、対象県有地に係る権利金を支払っていないこと。土地の造成費の支出後、相当期間が経過した後は、造成費を賃料に反映すべきではない旨の元裁判官の見解を述べられた文献が存在すること。

これらの点は、現在の訴訟代理を担っていただいている弁護士などによりまして、初めて公の場に明らかにされ、裁判に提出された重要な論点でありますが、こういった点を、しっかりと裁判において主張することによりまして、必ずや県民全体の財産である県有地の貸付を適正化できるものと信じる次第であります。

臼井委員

時間の経過とともに、さまざまな論点が出てきていると思います。

訴訟追行上、全ての情報をタイムリーに出すことはできないということもあろうかと思いますけれども、県民の皆様、あるいは県議会など、安心が得られるよう、今後もできる限りの情報提供をお願いしたいと思います。

(やまなし教育環境・介護基盤整備基金事業費について)

次に、予算概要131ページ、やまなし教育環境・介護基盤整備基金事業費の 介護待機者ゼロに向けた取り組みについてであります。

長崎知事は、1 1月定例会にて、介護施設整備を今まで以上に進め、介護待機者ゼロを目指すとの所信を表明されました。安倍前首相が介護離職ゼロということを言われたことがありましたが、介護待機者ゼロというのを掲げて取り組みを行うことは、全国的に珍しいというふうに考えております。

私も、介護施設の運営に長く携わってまいりましたが、現実的に高齢者を在宅サービスだけで支えることは大変難しく、特に、現役世代の方々は、仕事との両立をしなければいけません。

仮に、特別養護老人ホームに入所を希望しても、ベッド数が全く足りず、入所 するまでには何年もかかるという事態が当たり前のように起こっています。

人が人を支えるということは、言うはやすく、行うはかたしということでありまして、国の在宅サービス偏重な考え方というのは、いずれ破綻をすると私は思っております。

今日の豊かな社会を築いたのは、紛れもない高齢者の皆様であります。

ひとり暮らしの高齢者や老老介護の世帯が急増する中で、県がリーダーシップをとって介護待機者ゼロ社会を目指すことは、私は大変評価をさせていただいております。高齢者を介護する御家族の皆様も、大変心強く思っていらっしゃるはずです。

県は、来年度、やまなし教育環境・介護基盤整備基金を設置するとしていますが、改めてこの介護待機者ゼロの意義について伺います。

小島福祉保健部長 本県の高齢化率は全国水準より高く、今後も高齢者のみの世帯の増加によりまして、在宅サービスの活用だけでは支え切れない世帯がふえてくると見込まれております。

こうした中、これまで山梨を支えてこられました高齢者の生活を守るとともに、働く世代の方々が介護の悩みを抱えず、安心して就業できる環境を提供することは、山梨という社会の基礎条件であると考えてございます。

このため、介護待機者ゼロ社会の実現に向けまして、これまで以上に施設整備

を推進することといたしたところでございます。

臼井委員

本県で、公に介護待機者の調査というのは、特別養護老人ホームの待機者のみであります。

昨年4月1日現在の待機者は4,820人となっていると承知しています。介護待機者ゼロを目指すに当たり、必要となる施設数、ベッド数をどの程度まで整備していく予定なのか、伺います。

小島福祉保健部長 特別養護老人ホームに聞き取りましたところ、入所申し込み者に入所できる旨の連絡をいたしましても、将来に備えてあらかじめ申し込みをしたものであり、現在は入所の必要がないので、今回は辞退するという方が、一定程度いると伺ったところでございます。

これを受けまして、県では、現場をよく知る介護支援専門員などに、改めて調査を行い、この4,820人のうち、入所の必要性が高い方を約4割の1,800人程度と推計をいたしまして、まずは、この方々が県内のいずれかの施設に速やかに入所できるよう、施設整備に取り組むことといたしたところでございます。

臼井委員

県が把握する介護待機者のいわゆる実態というのが1,800人という話がございました。調査しにくい数字であろうかと思いますので、どの程度正確性があるかは、ちょっと微妙な部分があるかもしれませんが、いずれにしても1,800人は大変多い数字だと思っています。

そこで、県は介護待機者ゼロ社会の実現に向けて、具体的にどのような取り組みを行っていくのか、伺います。

小島福祉保健部長 地域密着型特別養護老人ホームにつきましては、引き続き、市町村と連携をいたしまして整備を行ってまいりますとともに、広域型の特別養護老人ホームに併設をいたしておりますショートステイにつきましては、稼働率や定員を考慮いたしまして、地域において必要なサービスが不足することのないように配慮をしながら、特養への転換を図ってまいりたいと考えております。

さらに、有料老人ホームなどにつきましても、介護保険法の基準を満たす特定施設入居者生活介護への指定を促進することによりまして、高齢者の生活の場において、適切な介護サービスが提供可能となりますよう、整備をしていく考えでございます。

これら3つの取り組みを進めることによりまして、介護待機者ゼロの実現を推進してまいりたいと考えてございます。

臼井委員

ハードルは幾つかあろうかと思っておりますけれども、ぜひ進めていただきたいと思っております。

(次世代エネルギーシステム開発事業費について)

次に、予算概要110ページ、次世代エネルギーシステム開発事業費の次世代 エネルギー研究開発ビレッジについてであります。

本県は、日本における燃料電池の研究開発の一大拠点であります。その基礎研究を担うのが山梨大学であり、論文数や特許取得数のランキングで、国内の大学ではトップを走っています。

さらに、昨年9月に長崎知事が誘致を実現いたしました、国内を代表する燃料電池の評価機関でありますFC-Cubicが、次世代エネルギー研究開発ビレッジに移転することが決定いたしました。トヨタやパナソニックなど、世界に

冠たる企業が中心となる組織の移転は、本県にとってリニア開業と同じぐらい 大きなチャンスであり、長崎知事がおっしゃるように、世界規模で投資を呼び込 める可能性が広がります。

私は、令和元年12月議会の一般質問において、山形県鶴岡市のサイエンスパークで誘致した慶應大学の先端生命科学研究所を中心に、バイオ関連企業の集積地をつくり上げた産学官連携の好事例を取り上げました。本ビレッジにおいても、FC-Cubicや山梨大学、山梨県などが連携を図ることで、県内企業の技術力向上、関連産業の創出・進展につながるものと大いに期待できます。

そこで、このビレッジについて、どのようなコンセプトを持って整備していくのか、伺います。

井出公営企業管理者 名峰に囲まれた甲府盆地を望む米倉山におきましては、これまで行ってきました研究開発により、水素関連技術ですとか、電力貯蔵関連技術など、20 50年カーボンニュートラルに向け、今後の産業経済を牽引するクリーンエネルギーに関するさまざまな技術が集積しつつあります。

豊かな自然環境と次世代のテクノロジーが交差するこの米倉山におきまして、研究者たちが集まり、自由闊達に議論を行い、みずからの技術を磨くとともに、交流や融合の中から、さらに進歩した人材・技術が育っていく。そのような空間のイメージを基調に整備をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

臼井委員 そのビレッジについてですが、次世代エネルギーの研究開発、技術集積を行う 拠点として整備をしていくということでありますが、実際に入居する企業ある いは研究機関などにつきましては、このビレッジでどのような研究あるいは開 発を行うのか、伺います。

井出公営企業管理者 ビレッジにおきましては、移転が決まっております F C - C u b i c の ほか、これまで米倉山で実証試験に取り組んでまいりました再生可能エネルギーの安定利用のための蓄電システムの技術、また、私どもが率先して取り組んで ございますパワー・ツー・ガスシステムに係る企業の入居を見込んでいるところ でございます。

まずは、こうした次世代エネルギーシステムの社会実装に向けた課題であります蓄電池の高性能化、また、水素製造装置の大容量化などにつながる研究開発を 進展させてまいりたいと考えております。

さらに、カーボンニュートラルの実現に取り組む企業などと連携をいたしまして、国のプロジェクトも取り組みながら、最先端の技術に関する研究を進めるとともに、水素燃料電池の研究に加え、水素の利用領域の拡大につながる技術の研究開発など、入居企業と一緒に進めてまいりたいと考えております。

臼井委員 ビレッジの整備についてですけれども、リニア新幹線の開業も見通して整備を 計画していると思われますが、これらによって、本県にどのような効果をもたら そうとしているのか、伺います。

井出公営企業管理者 我が国を代表する研究機関などが集結することによりまして、水素燃料 電池産業の国内屈指の研究開発拠点として、本県の地位が強固になるものと考 えてございます。

加えて、リニア中央新幹線の開業によりまして、リニアやまなしビジョンが描くテストベッドの最適な先例となり、最先端の技術研究開発に関する人材や情

報の交流が活発化することで、その育成と集積を後押しするものと考えてございます。

さらに、米倉山における研究開発体制の高度化を進め、その成果を産業に還元することで、県内産業経済のさらなる発展や新たな産業の創出に貢献できるものと考えてございます。

臼井委員

いずれにいたしましても、全国や世界で注目されるエリアになると思っておりますので、ぜひ引き続き皆様でさまざまな御検討、研究をなさって、このエリアをつくり上げていただきますことをお願い申し上げます。

(小水力発電推進事業費について)

次に、同じく予算概要110ページ、小水力発電推進事業費、小水力発電の建設についてであります。

本県は、「CO₂ゼロやまなし」の実現に向け、全国初となる全市町村共同によるゼロカーボンシティ宣言を行い、政府が策定したグリーン成長戦略をリードする立場で取り組みを進めてきております。

急峻な地形と豊富な水資源に恵まれた県土を有効的に活用し、これまで積極的に水力発電施設を開発し、クリーンエネルギーの安定的な供給により、県の環境施策の一翼を担うとともに、県民福祉の向上に大きく貢献されてきたと承知をしております。

従来の発電施設に比べ、コストも低く、有望な地点も多数あることから、自主 財源の乏しい本県の財源確保という側面からも、小水力発電のさらなる推進が 望まれます。

そこで、現在の小水力発電施設の整備状況について伺います。

井出公営企業管理者 県では、平成21年度から、上水道施設を利用しました発電施設、トンネルの湧水を利用した発電施設など、4カ所のモデル施設を整備いたしました。

この整備によりまして、他の事業者の参考となりますように、事例集としてこれを公表し、普及を促してきたところでございます。

平成27年度からは、北杜市の朝穂堰浅尾発電所を初め、5カ所を整備いたしまして、他の参考例としていただけるようなモデルとしているところでございます。

臼井委員

2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現のために、本県の誇る豊かな自然環境や水資源がしっかりと生かされていくことは大変誇らしく、またうれしく感じるところでありますが、今後の整備について、どのように具体的に進めていくのか、伺います。

井出公営企業管理者 県では、これまでも有望地点につきまして、測水、水の量をはかる、採算 性を考えるもとになりますが、そういった測水調査などを続けております。

来年度におきましては、富士吉田市内において、発電容量が10キロワットから50キロワット規模を想定してございますが、小水力の発電所を4地点の測水調査地点から適地を検討し、整備を講じてまいりたいと考えてございます。

これに加えまして、今後におきましても、引き続き、ほかに適地がないかということで、測水調査などを続けてまいりたいと考えております。

また、国におきましては、この小水力発電を促進するため、固定価格買取制度 を導入しているところでございますが、これを小水力発電に適用する場合には、 災害等による停電時に地域へ電力供給を行うことができるものを要件として、 地域活用電源に現在位置づけようとしているところでございます。

国としても、こうした地域で活用できる電源としての導入を促していることがございます。その点を踏まえまして、市町村の防災の観点からも、連携をした上で、小水力発電の整備と活用についての検討を進めてまいりたいと考えております。

臼井委員

小水力発電につきましては、民間の方々も大変注目をしていると聞いております。さまざまな情報発信で、いろいろ連携をとりながら、ぜひ積極的に進めていただけたらというふうに思っております。

山梨といえば再生可能エネルギーのメッカとして、先ほど申しましたように、 世界でも貢献できるよう、引き続きお取り組みをいただきますことをお願いい たします。

(4パーミルイニシアチブ農産物ブランド強化事業費について)

続きまして、予算概要31ページ、4パーミルイニシアチブ農産物ブランド強化事業費についてであります。

土壌に炭素を貯留させ、二酸化炭素の濃度を下げる国際的な取り組みでもあります4パーミルイニシアチブですが、全国の自治体では、初めて山梨県が参加を認められ、果樹園で剪定された枝を炭にして、土壌に貯留するという取り組みを行っております。

農政部の坂内部長は、日経新聞で、環境活動家のグレーター・トゥンベルさんを引き合いに「10代の若者が環境のことを考えているのに、山梨のおじさんも何かやらなければいけないと思った」とおっしゃっており、豊かな自然を誇る本県だからこそ、環境を大切にする取り組みに敬意を表します。

4パーミルイニシアチブに取り組む圃場で生産された農産物のブランド化、ブランドの浸透に向けたロゴマークの作製など、精力的に取り組まれておりますが、まだまだなじみが薄く、今後はしっかり認知されることが肝要と思います。 そこでまず、来年度の事業内容について伺います。

坂内農政部長

本事業につきましては、4パーミルイニシアチブの取り組みを、本年度作製をいたしましたロゴマークを活用し、効果的にPRできるよう、消費者にマーケティングリサーチを行い、生産された果実等が嗜好されるターゲットを明らかにするものであります。

また、この果実等を首都圏の店舗において試験販売を行い、消費動向を把握するとともに、子供が理解しやすいアニメーション動画を製作し店頭でPRし、販売促進を図ることとしています。

さらに、剪定した枝を炭にする炭化機をJA等に貸し出し、広く生産者にこの 取り組みを普及してまいります。

そして、あわせまして、この動画等を活用し、小中学生に夏休みの自由課題の テーマとなるよう素材を提供するなど、次世代を担う子供たちの地球温暖化防 止への関心を高めていくこととしております。

臼井委員

リサーチをしていく、そして動画を作製していくという話がございました。この取り組みを本県農産物のブランドの大きな強みにするには、消費者に高く評価してもらって、選択をしていただくことが重要と考えます。

そこで、先ほど申しました事業内容のマーケティングリサーチをどのように行うのか、伺います。

坂内農政部長 お答えをいたします。

マーケティングリサーチにつきましては、4パーミルイニシアチブの取り組みにより生産されました農産物が、幅広く認知されますよう、ターゲットとなる消費者層や価格帯など、消費動向を的確に把握することにより、効果的なPRにつなげるものであります。

このため、主に首都圏の消費者を対象に、露地物のブドウや桃の出荷時期に合わせ、専門家の助言も踏まえマーケティングリサーチを行い、これをもとにしまして、プロモーション手法の検討や試験販売を行うことにより、効果的な販売促進につなげてまいりたいと考えております。

臼井委員

消費者に支持されるブランドとして成長するよう、しっかりとPRを行っていただきたいと思います。

来年度も生産者、消費者双方の認知度向上を引き続き図っていくということが 重要でありますが、来年度の事業を行うことで、どのような効果が期待できるの か、伺います。

坂内農政部長

本事業の実施によりまして、生産された農産物が消費者に高く評価され、継続 した購入等につながり、ブランド価値が高まることで、生産者の所得向上を図る ことが可能となります。

あわせて、4パーミルイニシアチブの取り組みに参加する生産者がふえ、県内の取り組みが拡大することが期待されるとともに、先月発足いたしました全国協議会において、主導的役割を担うことにより、本県が農業分野でも地球温暖化抑制に積極的に貢献していることをアピールしてまいります。

こうした取り組みによりまして、生産者・消費者双方の認知度向上を図り、山 梨県全体のブランド価値を高めてまいりたいと考えております。

臼井委員

地球温暖化というのは、社会の大きな関心事の一つでもあります。

先ほど部長がおっしゃられていましたように、長崎知事みずからが発起人となって発足されました4パーミルイニシアチブ推進全国協議会についても、大変期待したいところだと思っております。

世界的に環境意識が高まってきておりますので、引き続き農業分野において も、脱炭素を重要な戦略として位置づけた取り組みを行っていただきたいと思 います。

(保育人材確保・定着促進事業費について)

次に、予算概要73ページ、保育人材確保・定着促進事業費の入所円滑化の促進を検討する部会についてであります。

県では、令和元年から山梨県保育等人材確保・定着等協議会を組織し、保育人材の確保・定着を初め、保育所等の質の向上や魅力発信の各専門部会を設け、多角的に保育を取り巻く環境改善に取り組まれています。

これらの取り組みが功を奏し、現時点で本県の待機児童はゼロと承知しております。全国では待機児童が1万2,000人を超えており、その点においては成果が出ているものと思いますが、国の待機児童の定義では把握できないケースが散見され、希望する園に入ることができない、年度途中での入所が困難との声が多く聞かれます。

私が、以前経験した中でも、保育所に入れないから育休を延長せざるを得なくなり、職場復帰がスムーズにできないことで、会社とすれば業務に支障が出てしまうということも少なくありません。

また、保育利用の申し込み先である市町村によって、入所手続に差異があることや、公立あるいは私立保育所の設置数や児童数によっても大きく影響を受ける現状があります。

県では、これらの解消を目指して、来年度新たに入所円滑化の促進を検討する 部会の設置を予定しています。

これは、国の基準をはるかに超えた検討であり、かつ他県では例のない取り組みであることから、県内の子育て世代には、大変心強く、私も大きな期待を寄せるものであります。

そこで、質問いたしますが、まず県内の保育所等への入所の現状について伺います。

依田子育で支援局長 本県には、保育所が172施設、認定こども園が78施設ございまして、 令和2年4月1日時点で、保育を必要とする児童2万165人が利用しており ます。

市町村では、保育の必要性を認定する際に、就労状況や同居親族の介護の有無等、保護者の状況により保育の必要度を点数化しておりまして、施設の定員を越えて入所希望がある場合には、必要度に応じて施設を振り分けるなど、利用調整を行っております。

国が市町村に対して行っている調査におきましては、本県の待機児童はゼロを堅持しているんですが、一方で、産休・育休明けなど、年度中途での入所が難しいという声も伺っているところでございます。

臼井委員 昨年9月に保育所、そして11月に市町村に対して、この円滑な入所に関する 検討のための実態調査を行ったということでありますけれども、その内容と状 況について伺います。

依田子育で支援局長 昨年9月に、全ての保育所や認定こども園を対象にしまして、年度中途の 子供の受け入れについて調査を行いました。6割の施設が困難であると回答し ておりまして、理由としまして、そのうち4割の施設から、年度中途の保育士の 採用が厳しいからという回答をいただいているところです。

また、昨年11月に全ての市町村に対しまして行った調査では、年度中途の受け入れが困難であるという市町村が13、困難でないとする市町村が14となっておりまして、地域により状況が異なる実態が明らかになりました。一方で、職場復帰の時期を見通しまして、あらかじめ入園時期を予約する制度を設けている園があるという市町村が10市町村ございました。

こうした結果を踏まえまして、年度中途においても、より円滑に保育所等へ入 所できるよう、必要な施策等について検討を進めることにしたところでござい ます。

臼井委員 少子化の時代ですので、子育て環境の充実というのは必須と考えます。

極論を言えば、世の中の子育て世代の皆様は、いつでも都合のいいときに、待機することなく、希望する保育所に入りたいと思っています。

繰り返しますが、国の基準を越えて、他県に例のないこの部会での議論や研究 を経て、今後具体的にどのような姿を目指していくのかを伺います。

依田子育て支援局長 育児休業明けなど、年度中途においても円滑に入所ができる保育環境を 整備するためには、市町村を初めとしまして、現場で御尽力いただいている保育 所関係者の御理解と御協力が必要になります。 このため、新たに設置する協議の場を通じまして、入園予約制度の研究や市町村の利用調整のあり方、保育士の確保や定着など、より具体的な議論を進めまして、可能なものから随時施策に反映させていきたいと考えております。

こうした取り組みにより、時期を問わず希望する保育所に円滑に入所できる 環境の整備を進めまして、新しい姿の待機児童ゼロを実現することで、希望する 全ての人が安心して子供を預けて働くことができる社会を目指してまいります。

臼井委員 子育て世代に優しい山梨県であってほしいと考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

(里親養育包括支援事業費について)

次の質問に移ります。予算概要104ページ、里親養育包括支援事業費についてであります。

私は、昨年の11月議会で、里親を包括的に支援する機関、フォスタリング機関の早期民間委託の実現について質問させていただきました。長崎知事から前向きな御答弁をいただき、まだまだ全国的に進んでいるとはいえない民間委託について、早速、来年度予算に費用が計上され、御英断に心から感謝申し上げる次第であります。

虐待などで親元を離れて生活する子供や、愛着関係を築こうと必死に努力する 里親の苦悩は計り知れません。それらをサポートするフォスタリング機関の委 託先は極めて重要でありますが、そこで、まず委託先についてどのように選定し て、いつから業務を開始する見込みなのか、伺います。

依田子育て支援局長 里親フォスタリング機関は、里親への支援を包括的に行う機関でございまして、家庭分離が必要となった子供の養育に関し、しっかりとした考えを持っていることが最も重要だと思っております。

また、多くの養育力の高い里親を確保育成するためには、里親のリクルート活動や、まだお子さんを預かっていない未委託里親の研修についても、さまざまな工夫が必要だと思っております。

このため、フォスタリング機関の選定につきましては、企画提案を審査できる 公募型プロポーザル方式によって行うこととしております。

委託開始時期につきましては、早期に里親の養育支援の充実を図るため、来年度当初予算の成立を条件としまして、既に公募を始めているところであり、今月中には委託機関を決定した上で、4月にも業務委託を開始したいと考えております。

臼井委員 次に、具体的な体制についてお伺いをいたします。

今局長がおっしゃったとおり、フォスタリング業務は、里親のリクルートあるいは研修、子供とのマッチング、養育支援の、それぞれ専門性の異なる4つの機能に大別されていると承知しています。

今回予算が約3,000万円、他県と比べて比較的しっかりとした体制が組めるものと期待しておりますが、どのような点をポイントとして委託先に体制整備を求めるのか、伺います。

依田子育て支援局長 里親のフォスタリング機能につきましては、委員御指摘のとおり大きく 4つの機能に分けられますが、この4つの機能のうち、一部のみを依託するとい う選択もあり、他県ではそうした例もございます。

しかしながら、これらの機能は、それぞれが高い専門性を必要とする一方で、

関連性も大きいということもありますので、全ての機能を包括的に実施するほうが、より高い効果が得られると考えまして、一括して委託することとしております。

また、職員の配置につきましては、高い専門性を確保するため、4つの機能それぞれに社会福祉士などの専門資格のある専門職員を1名ずつ配置した上で、有機的に連携を図り、一体となって支援を行うよう求めているところでございまして、全国的に見ましても、非常に充実した体制であると考えております。

臼井委員 里親養育に対する県の本気度が伝わってまいりました。本当にありがたく思います。

来年度から強化する里親養育を含めた社会的養育について、県は、今後どのような姿を目指していくのか、伺います。

依田子育で支援局長 まず、家庭分離には至らない在宅の子供の家庭への支援につきましては、 身近な市町村による支援が重要となりますので、市町村の子ども家庭総合支援 拠点の設置を促進しまして、児童相談所との連携を強化していきたいと考えて おります。

また、家庭との分離が必要な子供の養育につきましては、里親への委託を強力に推進しまして、家庭的な環境のもとで大人との愛着関係を形成しながら生活していけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

一方で、こうした子供の中には、虐待のトラウマなどから家庭的な養育が難しく、高度なケアを必要とする子供もいることから、このような子供については、専門性の高い養育が可能な養護施設等に一旦入所させた上で、状態の改善後に 里親委託へ移行できるよう支援をしてまいります。

こうした取り組みを総合的に展開していくことで、全ての子供たちの最善の利益が実現できるよう力を尽くしてまいります。

臼井委員 ぜひ取り組みを進めていただけたらと思います。

長崎知事は、昨年8月、県内市町村長と「児童虐待ゼロやまなし共同宣言」を 行ってくださいました。そこには、児童虐待を断じて許さない、根絶すると力強 くうたわれています。知事の強い御意志と発信力に大きな期待を寄せています。 引き続き子供たちに優しい山梨として取り組まれますことをお願いし、次の 質問に移ります。

(支え合う地域づくり推進会議開催費について)

予算概要121ページ、支え合う地域づくり推進会議開催費についてであります。

内閣府が行った「新型コロナウイルスで、どのような影響を受けたか」という 意識調査によると、健康・収入面を初め、10代では「将来」、30代では「育 児」と「教育」に不安を抱えている人がふえています。また、経済の縮小や人と の接触が制限されたことにより、社会的、経済的に弱い立場にある人が大きな影響を受けています。

県は、これまでさまざまな支援を講じてきたと評価していますが、長崎知事が「県民に寄り添い、誰一人取りこぼさない」とおっしゃられたように、支援の手から漏れる人がないように、特に地域での支え合いを強化することは重要な取り組みであると考えます。

そこで、新たに設置する会議に、どのような役割を期待するのか、伺います。

丹澤県民生活部長 新たに設置する、支え合う地域づくり推進会議におきましては、子供の貧困 やDV、ひとり親やひとり暮らしの高齢者など、コロナ禍によりクローズアップ された課題に重点を置き、困っている人が孤立することなく、必要な支援が提供 できる体制等について検討いただきたいと考えております。

> このため、会議では、地域の実情を把握しているNPO団体や民生委員などの 方々から意見を伺いまして、迅速、確実に支援の手が届く仕組みを構築してまい ります。

臼井委員

今、国でも孤立・孤独問題に注力し始めましたが、同様に本県でも県民の不安 や孤立を解消する仕組みづくりに、スピード感を持って取り組んでいただきた いと思います。

そこで、いつまでに検討結果を取りまとめ、そして今後の施策に反映していく のか、そのお考えを伺います。

丹澤県民生活部長 推進会議からの意見・提言をもとに、官民が連携した重層的な見守りネット ワークや、機動的な支援ができる連携体制などを、対策パッケージとして取りま とめていきたいと考えております。

> このうち速やかに実施すべき事業については、早期に予算化をしたいと考えて おりまして、当面6月をめどに中間的な取りまとめを行う予定でございます。

臼井委員

全国では、つながりを切らない、新しいつながり方を模索する取り組みが行わ れています。

コロナ禍で、暗く、憂鬱な現下、民間の力を大いにかりながら、誰一人取りこ ぼすことなく、くまなく支援が行き渡ることを期待いたします。

(新しい生活様式に対応したおもてなし観光人材育成事業費について)

最後に、予算概要26ページ、新しい生活様式に対応したおもてなし観光人材 育成事業についてであります。

コロナ禍により、本県の観光産業は、復活が危ぶまれるほどの大きなダメージ を受けています。これまでは、山梨ならではのおもてなしを推進し、全県で観光 客を歓迎することに取り組んできました。

今回の事業は、新しい生活様式に対応したおもてなし観光人材の育成という ことでありますが、ウイズコロナ・ポストコロナ時代を見据えて、まず、この事 業に取り組もうとした狙いについて伺います。

中澤観光文化部長 新型コロナウイルスの感染拡大は、旅行者の意識に変化をもたらしまして、 3 密や接触を避けるなどの新しい生活様式に対応したおもてなしは、旅行先を 選ぶ際の重要な要素となっております。

> 一方で、地域住民や旅行客に直接サービスを提供する観光関連事業者の中には、 感染への不安から観光客との触れ合いに抵抗を感じている方々もいらっしゃる と認識しております。

> そのため、感染症対策の正しい知識や新しい生活様式に対応しながら、旅行者 に満足していただけるおもてなしのあり方を学ぶ機会を提供いたしまして、観 光客を温かく迎える環境づくりを推進することによりまして、本県観光のさら なる高付加価値化を目指してまいりたいと思っております。

臼井委員

今の答弁にありましたように、消費者意識調査でも、コロナ禍により旅行者の 意識というのは大きく変化しており、3密や接触をなるべく回避したいと思っ ている方が多いと聞きます。

コロナの感染拡大も落ちつきを見せており、東京などの緊急事態宣言も全面解除されるとの方向であります。GoToトラベルの再開も検討されている中で、ウイズコロナ社会に求められるおもてなしの普及は、観光立県山梨の復活に必要不可欠であろうと考えております。

そこで、おもてなし観光人材育成の具体的な取り組みについて伺います。

中澤観光文化部長 本事業では、個々の観光関連事業者の人材を育成する「点」としての取り組みと、地域を挙げて感染症対策とおもてなし活動に取り組む人材を育成する「面」としての取り組みを実施いたします。

まず、「点」としての取り組みとしまして、観光関連事業者の従業員などを対象に、ウイズコロナ社会におけるおもてなしサービスのあり方について、実践的に学ぶワークショップや体験型研修等の機会を提供いたします。

「面」の取り組みといたしましては、観光協会等に専門家を派遣しまして、地域の住民や、関係団体などを巻き込んだ推進チームづくり、それから勉強会の開催などのさまざまな活動に対しまして、伴走型の支援を行うものであります。

臼井委員

非常に期待する取り組みだと思います。ぜひ引き続き進めていただきたいと思っております。

今回、予算特別委員会に初めて臨ませていただきまして、本県の来年度予算、 あるいは事業が、全国に誇れる、あるいは全国に類を見ないすばらしい取り組み が数多くあることがわかりました。

コロナ禍で、ふだんと違う苦労が強いられていると思いますが、県民にとって 夢があって、心躍らせるような取り組みを、ぜひ、今後とも創出いただき、真に 「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」が実現されますことを心か ら願い上げまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

(訟務管理費について)

桐原委員

自由民主党新緑の会の桐原正仁です。今回の質問時間は、自民党誠心会に割り振られた時間ではありますが、自民党誠心会、皆川代表を初め、白壁委員長、また諸先輩方、同僚議員の皆様の御配慮により、予定時間をそのままいただいたことに敬意と感謝を申し上げ、質問に入ります。

課別説明書(総)34ページ、訟務管理費、県有財産の収益力向上について伺います。

地方自治法第149条で、財産を取得し、管理し、及び処分することは、普通公共団体の長の権限とされています。また、議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期することとされています。

私は、全国を見てもまれな長期貸付であること、昭和2年から貸付が開始されていて、その間に払い下げなど何らかの方法がとられなかったこと、県政史上最大の課題として残ってしまった要因であり、このような事態が起きたのだと思っています。平成19年にも問題視された経緯があると承知しています。土地算定に間違いがあるという県の主張を理解し、問題を先送りせず、正面から向き合う勇気を持つ長崎知事を評価します。

そこで、今回の訴訟は、県有財産の収益力向上に不可欠なものであると思いますが、今後、県有財産の収益力向上を、どのように図っていくのか、お尋ねします。

長崎知事

県が所有いたします土地、施設、さらには長年にわたる行政運営により蓄積されてきました知識ですとか技術など、これら全て県民の皆様の血税により取得、維持、そして管理されてきたものであります。いわば81万県民全体の財産である、このことにつきましては論をまたないところであります。

この県民全体の財産から生み出される利益につきましても、当然のことながら、ほかでもない県民自身に還元されなければなりません。県は、県民の皆様からお預かりをいたしました県有資産を、今委員が御指摘されましたとおり、県民生活の向上のために最大限に活用する責務があります。

このため、今般、県内外の有識者で構成する検討会を設置し、最新の知見と豊富な経験から、県有資産の価値向上のためのグランドビジョンや、具体策について御提言をいただきたいと考えています。

この会議におきましては、本県が、全国にあるいは世界に対して誇り得るもの、 既にあるものを掘り起こし、しっかりと磨き上げる、付加価値をつけていくとい う視点で県有資産から、いかにして、県民全体の利益を、これまで以上に生み出 していくのか活発な御議論をしていただきたいと考えます。

また、県有資産の収益力を向上させるため、例えば、県による公共投資や、あるいは諸般プロモーションなど、県として何ができるか、何をするのが有効なのかという問題につきまして、御提言をいただきたいと考えております。

桐原委員

ぜひとも県有財産の収益力向上は、この財源の乏しい山梨県にとって重大な問題だと思っておりますので、また、新たな発見であったり、状況について裁判の追行上、説明ができない部分は除いて、しっかり県民や議会に説明をしていただきたいとお願いを申し上げまして、次の質問に入ります。

(ドクターヘリ運用事業費について)

次に、予算概要89ページ、ドクターへリ運用事業費について伺います。

ドクターへリは、平成24年4月に運用を開始し、来年で10年目を迎えます。 県下全域で活躍する姿を頻繁に目にするなど、今や、本県の救急医療に欠かせない重要なものとなっております。

そこで、これまでの運用実績について伺います。

小島福祉保健部長 令和元年度のドクターヘリの出動状況、件数につきましては、498件でございます。ドクターヘリの運航を開始いたしました平成24年度の出動件数382件と比較をいたしますと、116件、約30%増加をしてございます。また、 運用開始から令和元年度までの8年間の平均の出動件数を見ますと約480件でございます。

桐原委員

新型コロナウイルス感染症、COVID-19の拡大の中、ドクターヘリの運用上、どのような対応をとっているのか。また、今年度の運航については、どのような状況にあるのか、伺います。

小島福祉保健部長 ドクターヘリの乗員につきましては、マスクや防護服を着用するなど、万全 の感染対策を行っておりますが、限られた搭乗員への感染を避けるために、新型 コロナウイルス感染症の疑いのある患者さんの搬送につきましては、これまで 可能な限り救急車での対応をお願いしてきたところでございます。

しかしながら、今般、徹底した感染対策の実施等によりまして、今月8日からは、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者さんにつきましても、ドクターヘリで搬送することといたしたところであります。

また、本年度の出動件数は、先月までに380件でございまして、昨年度の同期と比較をしますと93件の減少でございます。

桐原委員 令和3年度当初予算は2億9,400万円余であり、令和2年度の予算と比較 すると4,000万円ほど増額になっています。この要因についてお伺いします。

小島福祉保健部長 ドクターヘリの運航経費につきましては、国庫補助の対象となっております。国は、今般、ドクターヘリの重要性に鑑みまして、飛行時間に応じた増額措置を、来年度行ったところでございます。これに伴いまして、本県におきましても、ドクターヘリの適切な運航を図るために、国補基準どおりに予算額を増額したものでございます。

桐原委員 ドクターヘリの運用体制の充実に向けて、これまで、どのような取り組みを行ってきたのか、また、今後さらなる充実に向けて、どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

小島福祉保健部長 まず、これまでの取り組みといたしましては、ランデブーポイントの拡充に 努めてきたところでありまして、登録数につきましては、運航開始時点の335 カ所から、昨年度末までには446カ所、111カ所増加をしてございます。

> また、平成26年度からは、医療体制のさらなる拡充をするために、神奈川県、 静岡県との3県によりますドクターへリの広域連携の運用を開始してございま す。

> さらに、平成29年度には、効率的で安全な運航を図るために、県立中央病院 の屋上に給油基地を設置いたしました。

> 今後も、ランデブーポイントの拡充や、他県との連携を進めてまいりますとと もに、搭乗する医師・看護師の資質向上等に努めまして、ドクターへリの安全・ 迅速な運航を図ってまいりたいと考えております。

桐原委員 今、ランデブーポイントの拡充をさらに進めていくということ、また、COV ID-19にも対応できるということであります。

> この山梨県、どこにいても同じ水準の医療が受けられるこの体制を、ぜひとも 拡充していただきたいと強くお願いを申し上げまして、次の質問に入ります。

(子どもの貧困対策推進事業費について)

予算概要104ページ、子どもの貧困対策推進事業費について伺います。

私は、昨年11月議会での一般質問において、地域における子供の居場所づくりについて尋ねました。その中で、子ども食堂の活動がグループとしても広がりを見せ、活発化していることを知りましたが、COVID-19の拡大による影響を受け、子ども食堂の再開は、まだ都留市の1カ所だけとお聞きしたところであります。

県では、再開に向けたさまざまな支援策を講じているとのことでしたが、その後の子ども食堂の状況について伺います。

依田子育で支援局長 県内で初めて10月に再開をしました都留市内の子ども食堂でございますが、その後、市内で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したということがありまして、12月と1月は、再度休止を余儀なくされ、2月以降、改めて再開をしているところでございます。

また、南アルプス市内の子ども食堂が、アクリル板などの設備を導入しまして、

参加者の3密を避けるということで、4回に分けて開催する形をとりまして、感染防止対策を講じた上で、冬休み期間中に再開をいたしたところでございます。

なお、再開事例ではないんですが、富士吉田市では、新型コロナウイルスの影響を受けた子供たちを支援しようということで、先月、新たに子ども食堂が開設されまして、当日は、多くの子供たちの利用があったと聞いております。

しかしながら、いまだに再開をちゅうちょしている団体も多いということで、 先週、子ども食堂運営者等を対象とした研修会を開催しまして、活動再開した都 留市の運営者から、感染防止対策のノウハウを直接聞く機会を設けたところで ございまして、引き続き再開に向けた支援を行ってまいります。

桐原委員

第3波の影響があり、まだまだ、食堂の運営者の方々も慎重にならざるを得ない状況もうかがえますが、運営者の方々は、食堂の開催が困難な中においても、お弁当の配布や食材を配るフードパントリー活動などを行って、ひとり親家庭などを支援しています。

ひとり親家庭などの孤立が特に心配されますが、県ではどのような支援を行 うのか、伺います。

依田子育で支援局長 1月に「知事と語るやまなしづくり」を開催しまして、子ども食堂の利用 者の意見を知事が直接伺ったところでございます。

> 参加者からは、新型コロナウイルスの感染拡大以降、外出自粛などの影響で、 ひとり親家庭同士の交流の機会が失われて、親子ともども大きなストレスを感 じているという意見を伺いました。

> 一方で、子ども食堂グループが実施しましたGoToパークというイベントですが、子供たちが大きな公園で伸び伸びと遊ぶことができ、また、ボランティアの学生に、子供の面倒を見てもらったということで、親としても久し振りに休息がとれたというようなお話も伺いました。

こうした取り組みは、新型コロナウイルスの影響により、ますます孤立しがちなひとり親家庭の精神的・身体的負担を軽減する一助になるということですので、県下各地に広がっていくよう、来年度からNPO等が行うこのような活動に対して、新たに助成を行うこととしたところでございます。

桐原委員

今般のCOVID-19の拡大は、孤立・孤独の問題を浮き彫りにし、人々のつながりの大切さ、地域での居場所づくりの重要性を私たちに実感させました。子ども食堂は、そのような課題を解決するために、大変有意義な取り組みであると考えており、県内全域への、ますますの拡大が望まれるところであります。そこで、子ども食堂の開設を促進するための支援について伺います。

依田子育で支援局長 県では、子ども食堂などの子供の居場所の開設を促進するために、本年度 から新たに開設経費の一部を補助する制度を創設しております。

しかしながら、子ども食堂を運営する団体は、資金力の乏しい団体が多く、特に本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大による景気低迷などから、自己資金の確保が難しいという課題も見えてきました。

このため、来年度は、運営者の負担が極力生じないよう制度を見直すということとしておりまして、市町村とも連携して、開設経費全額を補助できるようにしていきたいと考えております。

また、本年度初めて実施した子ども食堂の実態調査を契機としまして、子ども 食堂のネットワーク団体には、県内各地から新規開設についての相談も寄せら れております。 今後は、ネットワーク団体とも連携しながら、こうした方々に運営ノウハウの 提供を行うなど、さまざまな視点から開設支援を行っていきたいと考えており ます。

桐原委員 ぜひとも、県内どこの地域でも、この食堂が早く開設されることを強く要望い たしまして、次の質問に移ります。

(やまなし縁結びサポート事業費について)

予算概要73ページ、やまなし縁結びサポート事業費について伺います。

我が国の少子化の進行は、深刻さを増しており、その主な要因としては、若い 世代での未婚化や晩婚化の影響が大きいといわれています。

本県においても同様の状況にあります。加えて、COVID-19において、外出やイベントの自粛により、若者の出会いの場が縮小するとともに、感染への不安から結婚式が見送られるなど、少子化が一層加速するのではないかと危惧しているところであります。

そこで、まず、これまでの本県の結婚支援にかかわる主な取り組みと、その成果について伺います。

依田子育て支援局長 県では、これまで、市町村の結婚相談員や若者の結婚を支援する企業など 約300の構成員から成る連携会議を設置しまして、結婚支援に必要なスキル アップや優良事例の横展開などを図ってきました。

また、従業員の婚活を支援する婚活応援企業や、地域のボランティアである婚活応援隊と連携し、婚活に関するさまざまな情報を提供することにより、職場や地域において結婚を応援する機運の醸成を図ってきておりまして、若者の結婚を支援する取り組みは、着実に広がりを見せてきております。

加えまして、平成27年1月に開設しました、やまなし出会いサポートセンターでは、相談支援やお見合いの仲介により93組の成婚につなげるなど、成果を上げてきましたが、さらに昨年11月からは、披露宴に対する「無尽でお助け」キャンペーンの適用によりまして、結婚を希望する男女への支援を強化しているところでございます。

桐原委員 県でも、さまざまな取り組みを進めていることはわかりました。

特に、このような状況の中では、若い世代の未婚化・晩婚化を改善する取り組みとして、やまなし出会いサポートセンターの役割は重要と考えます。これまでに90組以上を御成婚に導いたと聞いております。大きな成果が出ていると考えています。

一方で、センターの登録会員が、国中地域に比べ、富士・東部地域での伸びが 鈍いといった課題があると聞いています。

そこで、やまなし出会いサポートセンターの会員について、全県的な浸透を図るため、どのように取り組まれているのか、伺います。

依田子育て支援局長 県では、センターの認知度を高めるために、新聞広告やテレビCMなどの さまざまな媒体を活用して、県内全域への浸透を図るとともに、入会しやすい環 境を整えるということで、女性や若者を対象とした割引制度を設けるなど、会員 の拡大に向けた取り組みを推進しているところでございます。

> また、センターでは、県内の主な企業50社以上を訪問するとともに、昨年1 1月に設立しました「やまなし子ども・子育て応援県民会議」の構成団体を通じて、企業や団体に対し、センターの積極的な利用を働きかけてまいりました。

加えて、今後は、企業の若手社員がグループ単位で交流しながら、センターの 会員として登録する新たな仕組みを構築するとともに、民間の結婚相談事業者 とのさらなる連携強化の方向性についても、研究していきたいと考えておりま す。

桐原委員

センターが全県的に浸透するよう、さらなる取り組みをお願いします。

COVID-19が長期化し、ステイホームやさまざまな活動の自粛が求められている中で、孤立することへの不安を感じている方も多いのではないかと思います。

しかし、その一方で、内閣府の調査では、20代の若い世代において、結婚への関心が高まったといった報告もあり、こうした動きを好機と捉え、新しい生活様式を踏まえた結婚支援に取り組むことが必要と考えます。

今回、県では、新たな事業に取り組むこととしておりますが、どのような効果 を期待しているのか、伺います。

依田子育で支援局長 現在、出会いサポートシステムを利用するためには、センターに来館する 必要がありますが、新型コロナウイルスの影響下におきまして閲覧者が約3割 減少し、特に緊急事態措置が実施された昨年5月は6割以上減少したという状 況にございます。

ポストコロナ時代の到来は、若者の結婚への行動を一層抑制しかねないということで、未婚化・晩婚化の加速が懸念されることから、新たにオンライン相談などの新しい生活様式を踏まえた取り組みを強化することといたしました。具体的には、スマートフォンを使った会員登録やオンラインのお見合いが可能となるよう、既存システムの高規格化を図るともに、これまでの個人登録に加えまして、先ほども申し上げましたが、新たにグループ登録の仕組みも設けることといたしました。

こうした改善によりまして、利用者の選択肢が広がり、新たな出会いの機会が拡大することから、新システムの周知を図りまして、結婚を希望する男女を支援していきたいと考えております。

桐原委員

ぜひとも、登録者数をふやすことが一番大事なことでありますので、ふやしていただいて、もっともっと、この出会いの場を若い人たちに提供できるように努力していただきたいとお願い申し上げまして、次の質問に入ります。

(親元就農者経営安定支援事業費補助金について)

予算概要60ページの親元就農者経営安定支援事業費補助金について伺います。

本県農業を維持発展させるため、県では、これまで、本県の就農意欲のある者に対し、就農相談や研修制度の充実、農業次世代人材投資資金などの国の補助金の活用等により支援をしてまいりました。

COVID-19により、地方への移住等の関心が高まる中、東京圏などから本県に就農する新規参入者を確保しつつ、本県の果樹等の高度な栽培技術を円滑に検証できるよう、親元就農者を確保していく必要があると考えますが、まず、親元就農者の状況について伺います。

坂内農政部長

令和元年度の新規就農者は307名いるわけですけれども、そのうち自営就農者は145名、このうち農家子弟の親元就農者は81名で、自営就農者の56%を占めています。親元就農者のうち一度他産業に就職した後、中途退職して就農

した者、いわゆるUターン就農者につきましては64名であり、79%を占めています。

農業法人等への雇用就農者が年々増加する傾向にある一方で、50歳未満の 親元就農者数は50名前後で推移しており、農家子弟が多数存在する中で頭打 ちの状況にあります。

桐原委員

次に、当事業は、親元就農者の確保・育成及び定着を促進するため、国の支援制度の対象外となる新規の親元就農者を支援するものであるとのことですが、この事業の創設の考えと事業内容について伺います。

坂内農政部長

本県農業を将来に向けて維持発展させるため、特に30代から40代の農家子弟の親元就農を支援することによりまして、確実に経営継承を進めていくことは重要と考えております。

しかしながら、新規就農者への経済的な支援を目的とする国の農業次世代人材 投資資金交付制度は、同一品目による規模拡大は認めないなど、親元就農者の活 用が困難であることから、本年度、7月と11月の2度にわたり、農林水産大臣 に、知事が直接交付要件の緩和について要望したところであります。

ただ、現時点では、親元就農者の交付要件の緩和には至っていませんことから、 県独自に新たな事業を創設して、新規の親元就農者を支援する市町村に、補助金 を交付することとし、親元就農者1人当たり、県と市町村で合計100万円を支 援することとしています。

桐原委員

最後に、県では、この事業を踏まえ、今後の親元就農者をどのように確保していくのか、伺います。

坂内農政部長

親元就農者は、経営主である親の農業技術の伝承や、農地、農業用機械等の資源の円滑な継承が比較的容易であり、高品質な農産物の安定生産や所得向上、耕作者不在による荒廃農地の未然防止などにつながることが期待されます。

本事業の活用により、親元就農者の就農後の収入低下など、経済的な不安の解消が図られることから、年間で従前の親元就農を超える約60人の新規の親元就農者を見込んでおります。

農家子弟のUターンによる親元就農は、本県への移住定住にも結びつくことから、本事業について、市町村やJAによる農業者への周知や、県の就農魅力発信ホームページ等でのPRを行いまして、本県農業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

桐原委員

本県農業の将来のため、農家子弟の親元就農の促進が図られることを期待し、次の質問に移ります。

(山梨「ワイン県」PR事業費について)

予算概要 2 6 ページの、山梨「ワイン県」 P R 事業について伺います。

一昨年の8月7日に、県は「ワイン県」を宣言されました。

市内にワイナリーが点在する私の地域である甲州市も脚光を浴びており、非常に喜ばしいことであります。

本県の国際ワインの生産量や、ワイナリーの数が日本一であることは、広く知られておりますが、一方で本県が「ワイン県」宣言をしたことが、まだ十分浸透していないことも感じております。 PR事業の重要性を痛感しているところであります。

そこで、まず、今年度のやまなし「ワイン県」PR事業の取り組みについて伺います。

中澤観光文化部長 「ワイン県」宣言から1周年となる昨年8月7日に、記念花火の打ち上げに合わせまして、県内ワイナリーで活躍する女性醸造家による公開テイスティングを配信するオンラインイベントを開催いたしまして、約5,000人の方が視聴していただきました。

また、ワイナリーや、ワインと食が楽しめる飲食店舗を掲載したウエブマップ の作成、それから配信などを実施いたしたところでございます。

この事業以外にも、昨年7月13日には、東京日本橋にワインと県産食材のマリアージュを楽しむアンテナレストラン「Cave de ワイン県やまなし」をオープンいたしまして、都内における情報発信拠点としたところでございます。

さらに、国税庁主催で、全国のワイン愛好家が集まったオンラインイベントには、知事みずからが、本県ワインの特徴や魅力を語るビデオメッセージを送りまして、「ワイン県」PRをいたしたところでございます。

桐原委員

近年は、北海道や長野県などが、ワインを観光資源とする観光施策を推し進めていることから、これらの地域との差別化を図るプロモーションを行い、本県の「ワイン県」としての地位やブランドイメージを確立していく必要があると考えます。

そこで、山梨「ワイン県」PR事業の来年度の具体的な取り組みについて伺います。

中澤観光文化部長 来年度は、「ワイン県やまなし」ならではの、他の地域にはない多様性を積極的に打ち出したプロモーションを展開したいと考えております。具体的には、今年度作成したウエブマップを活用するなどして、県内ワイナリー等の周遊を促す取り組みや、ジビエ、フルーツなどの魅力ある食材や、豊かな自然景観とワインを絡めましたプロモーションなどを実施する予定であります。

さらに、インバウンド観光が再開するタイミングで、航空機の機内誌や外国の 旅行誌等に、紀行文形式でワイン県の魅力を掲載する情報発信事業等も検討し ていきたいと考えております。

本県の豊かな地域資源とワインを関連づけ、本県ならではの上質な時間の過ごし方を提案することで、本県に来なければ体感できない魅力をPRしまして、本県観光の高付加価値につなげてまいりたいと考えております。

桐原委員

「ワイン県」を通じて本県のブランド価値がさらに高まることを期待いたします。

最後に、「ワイン県やまなし」の推進には、ワイナリー、飲食店、宿泊業者や 市町村などの地元関係者としっかり連携をして、推進していくことが重要だと 思います。

地元関係者との連携について県の考えをお伺いします。

中澤観光文化部長 ワインに一番詳しく、その魅力を誰よりも理解しているのは、醸造家の方々でありまして、そのワインと消費者をつなぐ現場を理解しているのは、飲食店や 宿泊事業者の方々であると考えております。

今後も、「ワイン県」のPRについては、ワイナリー関係者だけではなく、地元市町村、宿泊施設、飲食店等、さらには、県内で催されるワインツーリズムや

新酒まつりなどでのワイン関連イベントとも連携を深めまして、「ワイン県やまなし」の地位やブランドイメージの確立を図ってまいります。

(ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金について)

桐原委員

予算概要120ページのブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金について伺います。

大規模地震発生時には、救命活動や救援物資の搬入を迅速に実施するため、緊急輸送道路等の通行確保は極めて重要であります。道路に面しているブロック 塀は、倒壊した場合、道路を閉塞するばかりでなく、通行している人の命を一瞬に奪うおそれさえあります。

2018年、通学中の女児が下敷きになり亡くなるという痛ましい事故が思い出されます。

県では、市町村と連携し、ブロック塀の調査を実施していると聞いておりますが、調査において把握したブロック塀の状況について伺います。

大儀県土整備部長 昨年6月から8月にかけまして、市町村と連携して627の緊急輸送道路 や避難路を対象に、職員が道路から目視することにより、ブロック塀の安全点検 を実施いたしました。

その結果、高さが設計基準の2.2メートルを超えるブロック塀や、ひび割れ、たわみなど構造上問題にあるブロック塀が4,609カ所のうち396カ所において確認されたところでございます。

桐原委員

いつ発生するかわからない地震に備えて、ブロック塀の安全対策を迅速に進めていただく必要があります。このためには、修繕費や除去費に要する所有者負担を軽減するための補助制度が必要不可欠だと思います。

そこで、新年度に、どのような補助制度を設けていくのか、お伺いします。

大儀県土整備部長 緊急輸送道路や避難路に面したブロック塀で、点検で明らかとなった対策 が必要な396カ所を対象に、所有者が行う補強や撤去工事に対しまして、新年 度から新たに補助制度を設けることとしております。

具体的には、工事費の3分の2、最大30万円を限度に、国の交付金を活用して、県と市町村が補助することといたしまして、まずは、市町村から要望のあった、特に緊急性が高い80カ所分の予算を計上したところでございます。

桐原委員

補助制度を活用して、所有者がブロック塀の安全対策を講じていただくことを 切に望みますが、行政としても所有者任せにするのではなく、修繕等の実施の有 無をしっかり把握していくことが必要であります。

そこで、ブロック塀の安全対策を推進するための、県の取り組み方針について お伺いいたします。

大儀県土整備部長 危険なブロック塀対策の重要性を所有者に御理解いただくことが肝要でございますので、具体的な補強方法や補助制度、災害時の緊急輸送道路の役割などにつきまして、ダイレクトメールなどによって周知を図ってまいります。

また、危険なブロック塀対策の実施状況を、市町村と連携して定期的に把握するとともに、地域防災力向上の観点から、地区の防災リーダーや自治体職員とともに、所有者に必要性を説明するなど、対策の促進を図ってまいります。

このような取り組みによりまして、おおむね3年で、緊急輸送道路や避難路に面したブロック塀の安全を確保する予定としてございます。

(高齢者の電話詐欺被害防止対策について)

桐原委員

次に、予算概要127ページの高齢者の安全対策事業費のうち、電話詐欺被害 防止対策についてであります。

昨年の、全国の刑法犯認知件数は、COVID-19の拡大により社会情勢が大きく変化する中、戦後最少を6年連続して更新したと伺っております。また、電話詐欺についても、全国の被害は、件数や被害額が減少していると承知しております。

一方で、山梨県の電話詐欺被害については、いまだ高い水準で多くの高齢者が被害に遭っており、特に、被害額については前年を大きく上回るなど、社会全体でその対策に取り組まなければならない深刻な問題であると受けとめております。

県警察では、これまでも、犯人の検挙や被害の未然防止対策などに取り組んでおり、最近では、山梨県薬剤師会と連携して、高齢者を中心とした薬局を訪れる方々へ電話詐欺への警戒を高めていただくため、薬袋に押す注意喚起のスタンプを寄贈したと承知しております。

そこで、電話詐欺被害から、高齢者の安全・安心を確保するための事業の具体 的な取り組みについて伺います。

大窪警察本部長 今回予定しております事業は、電話機に取りつけて被害の未然防止を図る自動通話録音機器の貸し出しと、広く県民に電話詐欺の巧妙な手口を周知する啓発用DVDの作成の2点でございます。

まず、自動通話録音機器は、固定電話に着信があった際に電話詐欺に対する警告音声を流し、通話内容を録音することで、高齢者が犯人と会話する前に、その犯行を断念させ、被害を防止するものでございます。多くの高齢者が手口を知っていても、犯人の話術にだまされていることから、本機器の貸し出しを通じて被害防止につなげてまいります。

次に、啓発用DVDは、犯行グループの手口について視覚に訴える動画を作成し、高齢者やその家族に注意喚起を行うことで、被害を防止するものでございます。

県民に対する犯行手口の効果的な周知を通じて、電話詐欺の被害防止に対する社会機運を醸成してまいります。

桐原委員

取り組みについては、わかりました。この貸し出しの録音機が足りないから補 正を組むくらい、しっかり周知をしていただくようお願いします。

(高齢者の電話詐欺被害防止対策について)

次に、当初予算概要121ページの電話詐欺被害撲滅対策推進事業費について 伺います。

昨年の11月定例会の本会議において、私は、消費者保護の推進について質問を行い、県からは、令和3年度からの第2次消費者基本計画において、高齢者被害の未然防止を重点施策とし、必要な対策を講じていくとの答弁がありました。今回、新規事業として、高齢者の電話詐欺被害防止にかかわる予算が計上されていますが、どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

丹澤県民生活部長 県では、詐欺の手口や対処方法などをホームページやテレビスポット等を 通じまして紹介するなど、注意喚起を行ってまいりました。

本事業につきましては、高齢者を狙った詐欺事案が依然多いことから、新たに

電話詐欺の事例や、電話がかかってきた場合の相談窓口などを掲載いたしましたリーフレットを作成し、高齢者の世帯に直接配布することにより、被害の未然 防止につなげてまいりたいと考えております。

桐原委員 高齢者が安全・安心に暮らすことができるよう、県警察や県はもとより、市町 村、関係団体と連携した取り組みをお願いいたします。

(インターネット動画広報費について)

予算概要128ページのインターネット動画広報費についてであります。

県では、本年度から、新たにインターネット動画広報事業に取り組んでいると ころでありますが、本年度は、どのような内容の動画を作製したのか、また、そ の成果はどうであったか、伺います。

渡邊知事政策局長 今年度は、若年層に高い人気を誇るユーチューバーでありますMINAM I さんを起用し、県の魅力を紹介する動画を配信いたしました。

具体的には、ジュエリー、果物といった特産品や、スキー、乗馬などのアクティビティを、ユーチューブならではの手法を使い、若年層をターゲットに情報発信をしてまいりました。

その成果といたしまして、これまで配信した動画は、平均10万回以上再生され、チャンネル登録者数も事業開始前の約3,500人から約4.5倍となります1万6,000人以上に増加したところであります。

桐原委員 本年度の事業の成果については承知をいたしました。事業を推進してきた中で、 さらによいものにするための改善点はないのか、伺います。

渡邊知事政策局長 本年度事業を実施する中で2つの課題が明らかになりました。

1点目は、配信直後に登録者数が増加するものの、時間の経過とともに減少してしまう傾向が見られたこと。

2点目は、視聴状況の分析によりますと、視聴者の年齢層が10代に片寄っていたため、幅広い年齢層に視聴してもらうことができなかったことであります。 これらの点につきましては、来年度の事業実施に当たりまして、改善してまいりたいと考えております。

桐原委員 来年度のインターネット動画広報事業において、今の課題を踏まえて、より成 果を上げるため、どのように改善して取り組んでいくのか、最後にお伺いします。

渡邊知事政策局長 来年度は、配信頻度を高めまして、視聴者を飽きさせないようにするため、 現在の月2回程度から倍増し、コンスタントに新しい動画を配信していくこと としております。

> また、より幅広い年代に視聴していただくように、若年層以外の方にも興味を 持っていただけるような、バラエティーに富んだ企画で動画を制作してまいり ます。

> これによりまして、一人でも多くの方に、本県の山梨チャンネルに登録をしていただきまして、情報の発信力をより一層高めてまいりたいと考えております。

(バイ・ふじのくに文化財交流事業費について)

桐原委員 次に、予算概要 2 9 ページ及び 7 9 ページに記載があります文化振興、文化財 課所管の、バイ・ふじのくに文化財交流事業費についてお伺いします。 県では、昨年の夏、バイ・ふじのくにの取り組みの一環として、静岡県とともに美術館や博物館などの県立施設の観覧料を半額にするキャンペーンを行ったと承知しています。取り組みの狙いも、今回の事業と同じく、両県の域内交流の推進であったと思います。

そこで、今回の新規事業の内容について触れる前に、まず、昨年の夏の観覧料の半額キャンペーンの実績と効果について伺います。

中澤観光文化部長 令和2年7月から8月にかけて行いました、県立文化施設等の半額キャンペーンは、本県では県立美術館、文学館、博物館、考古博物館、リニア見学センターで実施いたしました。2カ月間のこの5館の観覧者数の合計は3万5,411人でありまして、そのうち3,842人の方がキャンペーンを利用していただきました。

また、観光文化部所管の4館で実施した利用者アンケートでは、約5割の方が初めて美術館等に来館したと回答しておりまして、両県民に、本県が持つ文化芸術資源の魅力を発信することができたのではないかと考えております。

桐原委員

半額キャンペーンを行った時期は、全国的にCOVID-19の第2波による 感染拡大を一層警戒する状況下であったと思います。それにもかかわらず、ただ いま答弁いただいたような実績があったことは、山梨県が持つ文化芸術資源を 活用した観光誘客には、大きな可能性があるということだと思います。

そこで、来年度の事業内容を見ますと、埋蔵文化財を活用した展示交流事業となっておりますが、具体的に、どのようなことを行おうとしているのか、その内容について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

中澤観光文化部長 縄文王国と称する本県には、縄文文化に関するさまざまな埋蔵文化財がありまして、一方、静岡県には、本県以東で出土例がない弥生時代の銅鐸などの貴重な埋蔵文化財があります。

このような特徴的な埋蔵文化財を、両県の文化施設や商業施設で展示いたしまして、その期間中は、これにまつわる講演会や、子供も参加できるワークショップ等のイベントを行うこととしております。

また、山梨・長野両県にまたがる日本遺産であります「星降る中部高地の縄文世界」の魅力をPRするために、特にすぐれた33点の土器や土偶をめぐりながら、人気の高い御朱印を集めることができる三十三番土偶札所めぐりについても、今年度に引き続きまして実施することといたしております。

桐原委員

この事業をきっかけに、人の交流、文化の交流が一層進むことを期待しています。

最後に、今後の展開について質問させていただきます。

本年度は、COVID-19の防止の関係で、本県と静岡県、長野県、新潟県の中央4県では、国への緊急提言や、年末年始に向けた共同声明を発表するなど、連携した取り組みを行ってきました。

今後は、埋蔵文化財を切り口とした交流を、長野県や新潟県を含む中央日本4 県で行うことができれば、より大きな効果が期待できるのではないかと思いま す。

私は、近い将来、今回の事業のような交流を、中央日本4県が連携して行うことができればよいと考えておりますが、最後にこの点について、現時点における県の考えをお聞かせいただきたいと思います。

中澤観光文化部長 先ほどもちょっと触れましたけれども、長野県とは、日本遺産「星降る中部 高地の縄文世界」に係る諸事業に取り組んでいるほか、考古博物館、県立博物館 と長野県立歴史館とは、調査研究及び相互の資源活用等に関する連携協定を締 結しております。

また、新潟県では、世界的に著名な造形美を持ちます火炎型土器が出土しており、同じ縄文文化をテーマに本県と交流展示を行い、相互誘客に取り組んでおるところでございます。

中央日本4県には、魅力ある文化財が数多く点在しておりますので、これらを 連携することによりまして、これまでの各県での個々の取り組み以上に、付加価 値の高い文化観光コンテンツを提供できるものと考えております。

そのためにも、まずは、今回の静岡県との交流事業に取り組み、その成果をもとに、静岡県、長野県、新潟県の意見を伺いながら、今後の連携をしっかり検討してまいりたいと考えております。

(訟務管理費及び債務負担行為について)

浅川委員

当初予算課別説明書(総)34ページの訟務管理費及び同じく(総)36ページの債務負担行為について伺います。

住民訴訟及びその関連訴訟に係る弁護士費用として、着手金2億円に加え、成功報酬も支払うと説明されると、一般感覚では高いようにも感じますが、私は、この負担は一時的なものにすぎないと思います。

今争われている訴訟は、単年度で十数億円、直近数年でも数十億円、将来のことも考えると、これまで県が経験したことのない大きな県民の利益を守る争いです。

このような観点から、大所高所に至って見ると、この弁護士費用は必要不可欠なものであります。

長崎知事は、住民訴訟の本来の意義を踏まえ、即物的な勝敗ではなく、住民全体の利益を確保する見地から、事実に真摯に向き合い、法的な議論を重ねた結果、従来の県の主張は、法律上成り立たないことが判明したことから、主張を変更せざるを得なかったと説明されています。

長い歴史の中で、初めて県民の真の利益に立ち返り、正面から、この問題に取り組まれている長崎知事には、今後とも勇気と決断力を持って、ぶれずに進めていただきたいと思います。

議会としては、こうした県民のための取り組みを全力で支えていかなければなりません。訴訟を通じ、地方自治法に反する貸付料を是正する必要があることはもちろんですが、県の主張する適正な賃料が認められた場合、継続した収入増加も期待できます。

長崎知事が目指している教育環境の充実と介護待機者ゼロ社会の実現のために、必要となる将来の安定的な財源を確保するためにも、経験豊富で優秀な弁護士による訴追追行体制の整備に必要な予算を確保することは、極めて重要であると思いますが、所見を伺います。

長崎知事

委員御指摘のとおり、地方自治法第273条第2項に定める適正な対価による貸付とすることが、県に課せられた義務であり、大前提となってまいります。

法令に反した形で、特定の企業に対し、適正な価格を下回る貸付料により、県 民全体の財産を貸し付けている現状は、やはり是正する必要があると考えてお ります。

それは、結果として、教育環境の充実や介護待機者ゼロ社会の実現という、山 梨の暮らしの基礎条件を整備するための財源確保につながってまいります。こ れらを確実に実現させるためにも、裁判において、県民の利益をしっかりと代弁 できる有能な弁護士の選定と、それに必要な報酬の予算が絶対に必要となって まいります。

予算計上に当たりましては、訴訟法務の実務における一般的な対応、つまり、 我が国の弁護士報酬基準として実務上広く用いられております旧日本弁護士連 合会報酬等基準に従いまして、着手金と成功報酬を支払うことを前提としてお ります。

令和3年度予算の着手金は、現時点で想定されます訴訟の経済的利益、これは 日弁連の基準の言葉遣いですが、この経済的利益を、この基準に機械的に当ては めて算定したものであります。

また、債務負担行為にある成功報酬の額は具体的にはお示しできませんが、裁判により、経済的利益が確保できなければ何も支払うことはなく、経済的利益が確保できれば、その一部が支払われるのみなので、いずれにせよ、県にとって追加的な支出はありません。なお、この成功報酬の額も、旧日弁連の基準にのっとって算出をしている次第であります。

委員がおっしゃいますように、県民全体の利益を守りながら、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現のために、ぜひとも、この令和3年度 予算をお認めいただきたく、改めて申し上げる次第であります。

浅川委員

あわせて、債務負担行為の期間において、予算は単年度なので、債務負担行為 が複数年にわたることはいかがかという指摘があった。この点については、いか がですか。

市川総務部長

地方公共団体が、後年度におきまして経費の支出を負担する場合には、予算で 債務負担行為として定めておかなければならないことが、地方自治法の定めで ございます。すなわち、法の求めるところでございます。

こういったことから、債務負担行為をお願いしております。逆に、債務負担行為を定めずに、後年度に経費の支出を負担する契約を締結するということは、問題になってこようかと思ってございます。

(肝がん・重度肝硬変入院治療助成事業費について)

浅川委員

当初予算概要82ページの肝がん・重度肝硬変入院治療助成事業費について伺います。

本事業の現行の事業概要と助成実績について伺います。

小島福祉保健部長 まず、現行の事業の概要につきましては、肝がんは再発率が高く、重度肝硬変は根治が困難であるという特徴があります。いずれも繰り返しの治療が必要となることから、患者さんの経済的な負担を軽減するために、入院治療費の助成を行うものでございます。

具体的に申しますと、B型・C型肝炎ウイルスの感染に起因する肝がん・重度 肝硬変の治療費につきましては、年収約370万円以下の方を対象に、高額となった月が1年に4カ月以上ある場合につきまして、自己負担額1万円を超える額を助成してまいりました。

この事業の実績につきまして申し上げますと、昨年度は3人に対して14万3,000円、今年度は2月末現在のところ、お一人に対して13万円を助成いたしたところでございます。

浅川委員 次に、来年度事業の変更点について伺います。

小島福祉保健部長 来年度事業の主な見直しの内容につきましては、特定の化学療法を行う場合には通院治療も対象とすること。それから、対象月数を4カ月以上から3カ月以上に短縮すること。この2点でございまして、これらを反映した予算額を計上いたしてございます。

また、こうした変更点につきましては、肝がんや重度肝硬変の患者さんが多く 利用いたします医療機関などを通じて、十分な周知に努めて制度の活用を促し てまいりたいと思います。

(防災重点農業用ため池緊急整備事業費について)

浅川委員

次に、私は、自由民主党山梨県国土強靱化議連の会長として、県土の強靱化のため、国などに働きかけてきております。

当初予算概要117ページの新規事業について伺います。

私の地元、北杜市には、県内の約半数となる58カ所のため池があり、地域の 水がめとして、梨北米など、産地を抱えております。

一方、近年頻発する集中豪雨や大規模地震により、他県では、ため池が被災する事態が多発しております。本県においての防災対策を迅速に取り組まなければなりません。

県では、決壊した場合の下流域の被害などを予測した上で、防災重点のためのため池を9カ所選定し、これまでも堤体の耐震化や排水など、施設の整備に計画的に取り組んでいることは承知しておりますが、まず、本事業の概要について伺います。

坂内農政部長

防災重点農業ため池緊急整備事業は、国において、昨年10月に施行されました「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づきまして、創設したものであります。

本事業は、地方財政措置が拡充され財政負担の軽減につながることから、県内における農業用ため池の防災・減災対策を、令和12年度末までに集中的かつ計画的に行うものでございます。

浅川委員 この事業の、令和3年度に実施する具体的な内容について伺います。

坂内農政部長

令和3年度につきましては、北杜市など3市の10地区で整備の緊急性の高いため池で、災害を未然に防止するための工事を実施することとしています。

具体的には、北杜市長坂町の観音第一ため池において、堤体の補強による耐震 化や、排水施設の整備を行うなど、各地域のため池の実情を踏まえた防災対策に 取り組むこととしています。

浅川委員 最後に、防災重点ため池の防災対策を、今後、どのように進めていくのか、伺 います。

坂内農政部長

県では、防災重点ため池として選定しております89カ所のうち、対策の必要なため池46箇所について、優先順位をつけた上で、地震・豪雨対策に集中的かつ計画的に取り組むこととしています。

あわせて、ため池が決壊した場合の浸水区域、避難経路等を示したハザードマップを周知するほか、防災用監視カメラを設置するなどのソフト対策も実施することとしています。

今後は、関係市町村等と連携し、本特別措置法の期限である令和12年度末ま

でに、県内の防災重点ため池の整備を完了させるため、スピード感を持って取り組み、県土の強靱化、住民の安全・安心な生活の確保に万全を期してまいります。

(グローバル・アドバイザリー・ボード開催費について)

浅川委員 当初予算概要80ページのグローバル・アドバイザリー・ボード開催費についてであります。

県は、来月、山梨県版CDCを設立することとしています。これは、国内外の 感染症の専門家から成るグローバル・アドバイザリー・ボードを設置することで すが、これをどのように活用するのか、伺います。

渡邊知事政策局長 グローバル・アドバイザリー・ボードには、感染症に関する臨床や研究において豊富な経験を持つ医師や大学教授など、国内外の第一線で活躍する専門家 に参画いただく予定であります。

専門家の先生方からは、医学的、科学的な知見や最新の動向などの情報を御提供いただくとともに、国内外の事例を踏まえた幅広い見地からの意見や、助言を受けることを想定しており、エビデンスに基づく判断や対策の実施に活用してまいります。

さらに、ボードに参加していただく先生方は、豊富な指導経験や幅広い人脈を お持ちであると考えられますので、将来的には、感染症に精通した人材の養成に ついても、お力添えをいただきたいと考えております。

浅川委員 感染症対策を進めるにおいて、医学的、科学的な根拠は不可欠であり、活用の タイミングも重要と考えます。いつの時点で、どのように機能させていくつもり なのか、お答えください。

渡邊知事政策局長 新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあるときには、検査対象に関する 方針や病床確保フェイズの意向、県民への要請内容などを検討するタイミング で、オンラインによる会議を逐次開催し、情報提供や助言をいただくことを想定 しております。

また、今後、新たな感染症が発生した場合などには、その特徴や発生動向、さらには、海外や県外で発生したクラスターの要因などについて、いち早く情報を提供いただき、県内での発生に備えた体制の構築につなげてまいります。

このグローバル・アドバイザリー・ボードを通じまして、感染症に関する最新の知見や情報をタイムリーに取得し、先手対応、実効性の高い対策に生かしてまいります。

(アニマルウェルフェアブランド推進事業費について)

浅川委員 最後になりますが、当初予算概要35ページのアニマルウェルフェアブランド 推進事業費についてであります。

県では、新規事業として、放牧など家畜の快適性に配慮した飼育を行うアニマルウェルフェアブランド推進に取り組むとのことでありますが、本事業の内容について伺います。

坂内農政部長 本県には、放牧を主体とする酪農や繁殖肉用牛経営、放牧養豚や平飼い養鶏等、 アニマルウェルフェアにおける日本のトップランナーが多数存在しております。 本事業は、欧米では主流となりつつあるアニマルウェルフェアを、日本の自治 体として初めての取り組みとなる、本県独自の認証制度を創設するものであり まして、新たなブランド価値の創出と、SDGsにも沿った持続可能な畜産経営 を目指すものであります。

具体的には、アニマルウェルフェアに関する認証基準を定め、講習や実技を通じ、取り組み状況に応じたレベル別のアニマルウェルフェア推進農場を認定するとともに、消費者にもわかりやすく伝えるロゴマークを作成し、この取り組みを新たなブランドとして広くPRしてまいりたいと考えております。

浅川委員 そこで、本事業の期待する効果と取り組みについて伺います。

坂内農政部長

世界標準となりつつありますアニマルウェルフェアの認証制度を全国に先駆けて実践することは、本県畜産を将来にわたって発展させていくためにも重要であります。

甲州牛や甲州富士桜ポーク等のブランド畜産物の生産振興に加え、アニマルウェルフェアにも光を当てることは、委員御指摘の新たな付加価値を見出して、持続可能な畜産経営や所得の向上につながることを期待するものであります。

また、アニマルウェルフェアを広く普及することで、本県畜産物の高付加価値 化や差別化が図られ、食に関する多様な県民ニーズにも対応することが可能と なります。

県では、アニマルウェルフェアの取り組みを、4パーミルイニシアチブなどと同様、新たな山梨ブランドの柱の一つに位置づけ、戦略的、効果的にプロモーションを展開していきたいと考えております。

(先進バス交通技術導入促進事業費及びリニアやまなしビジョン推進事業費について) 望月(利)委員 未来やまなしの望月利樹です。早速質問に入ります。

初めに、当初予算概要112ページの先進バス交通技術導入促進事業費について伺います。

リニア中央新幹線の開業を見据えた自動運転などの先進的なバス交通について、先進バス交通技術研究会において検討を進めてきたと承知しております。来年度はどのような取り組みを行うのか、伺います。

三井リニア交通局長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先進バス交通技術研究会におきましては、来年度の具体的な取り組みとしまして、例えば燃料電池バスにつきましては、燃料電池バス普及啓発事業により、JR身延線小井川駅とアイメッセ山梨間をデモ走行することで、導入に向けた機運醸成を図るとともに、実際の運行状況の計測や乗車アンケートを実施し、リニア山梨県駅と小井川駅間を結ぶシャトルバスを運行する際の課題の整理を行ってまいります。

また、MaaSにつきましては、研究会のメンバーも参加している山梨観光MaaS推進協議会が行う実証実験から得られる課題等について、調査研究してまいりたいと考えております。

望月(利)委員 デモ走行、非常に期待をしております。またアンケート結果も、いい結果が得られるよう御尽力をお願いします。

次に、23ページのリニアやまなしビジョン推進事業費ですが、先進交通バス技術の導入を含めたシャトルバスの検討をしていると承知しています。11月の定例会でも、リニア開業効果を県内全域に波及させるためには、シャトルバスを県西部地域、西郡地域へ延伸することが望ましいと訴えさせていただきましたが、過日、峡西・南地域の県議会議員の方々とともに、知事のところにも要望に行かせていただきました。このシャトルバスの延伸でも、先進バス交通技術の導入を

検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

三井リニア交通局長 ただいまの御質問にお答えいたします。

MaaSやAI、自動運転を活用した先進交通技術の導入につきましては、運行の効率化や利用者の利便性向上などに、非常に有効であると考えております。このため、段階的に検討するとしておりますリニア山梨県駅と小井川駅を結ぶシャトルバスの東西の延伸につきましても、委員御指摘のとおり、先進交通技術の導入を見据えて検討してまいりたいと考えております。

望月(利)委員 MaaSなどの先進交通技術は、高齢者が多く、移動手段の確保が必要な中山 間地域での活用が有効だと私は考えていますが、これらについての所見を伺いま す。

三井リニア交通局長 ただいまの御質問にお答えいたします。

中山間地域におけるMaaS等の導入でございますが、先ほど申しました来年度実施いたします観光MaaSの実証実験の状況も踏まえまして、例えば高齢者向けのAIスピーカーを活用した予約方式なども含めた、オンデマンドの交通技術の実現なども視野に検討を進めてまいりたいと考えております。

(男女共同参画推進センター運営費について)

望月(利)委員 知事、執行部の活動に期待しております。

次に移ります。予算概要121ページの男女共同参画推進センター運営費について伺います。現在は、指定管理者として、公益財団法人やまなし文化学習協会に管理運営を委託しておりますが、男女共同参画推進センター運営費1億4,104万円の内訳について教えてください。

丹澤県民生活部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

予算の内訳につきましては、男女共同参画推進センター3館の運営管理費が1億3,595万4,000円、その他管理費が508万6,000円となっております。

また、各施設の運営管理費につきましては、ぴゅあ総合が8,184万8,000円、ぴゅあ富士が3,238万8,000円、ぴゅあ峡南が2,171万8,000円となっております。

望月(利)委員 今回、県が示した集約化の方針には、ぴゅあ峡南も含まれています。しかしながら、この男女共同参画推進センターについて、県内の女性団体などから、集約化を見直すよう議会に請願が出されております。そして、私のところにも、地域の方々からそうした意見をいただいているところでございますが、総務委員会において全会一致で採択すべきものと決定したと伺っております。

県としては、この請願を重く受けとめ、見直しについて再考すべきと考えますが、いかがでしょうか。

丹澤県民生活部長 現在までに、男女共同参画に対する県民の理解、認識は深まってきている一方、女性参画が十分に進んでいるとはいえない状況にあると考えております。加えまして、子育てや防災など、地域におけるさまざまな課題の解決に向けましては、男女が共同して多様な視点で取り組むことが求められております。

こうした状況において、男女共同参画をさらに浸透させていくためには、これ までの意識啓発や学習中心から、身近な実践活動を通じて、意識を行動に変えて いく方向に、施策をシフトしていく必要があると考えております。

このため、県の男女共同参画推進センターにおきましては、市町村の取り組みに対する支援や、女性リーダーの育成など、中核支援センターとしての機能を充実することにより、男女共同参画や女性活躍のさらなる促進を図っていくことといたしまして、機能強化、集約化という方向性をお示しさせていただきました。さきの総務委員会でも、センターの機能強化を図っていくことが重要との意見をいただいたところでございます。

県としても、社会の変化に的確に対応しながら、県立施設に求められる役割を しっかりと果たし、県民、事業者、市町村等と一体となって取り組んでいくこと が重要であると認識をしております。

このため、今後、施設の利用状況や県の考え方などにつきまして丁寧に説明をするとともに、女性団体や利用者の方々などの意見を幅広く伺いながら、関係者間で課題や認識を共有いたしまして、その上で男女共同参画推進センター3館のあり方について、引き続き検討を進めてまいります。

望月(利)委員 地域の声、女性の声、そして男女共同参画を、しっかりソフト面、ハード面と ともに進めていただきたいことを要望しまして、次に移ります。

(訟務管理費及び債務負担行為について)

次に、課別説明書(総)の34ページ及び36ページ、訟務管理費及び債務負担行為について伺います。

そもそも11月定例会において、議会が和解案を否決したことにより、この県有地問題は、司法の場において裁判で決着をつけるという、こういう意思を議会は執行部に投げかけたと感じております。この議会の判断を受け、県は裁判に勝訴するために、県民の利益を守るために計上したのが今回の予算案であって、つまり今回の弁護士費用の予算計上のきっかけや、和解案を否決したから、それで裁判で必ず勝っていかなければいけない、こういった考えのもと執行部が上げてきたものであると承知しています。

しかしながら、今回この裁判に勝つための準備に必要な予算の債務負担行為の削除を総務委員会が求めたということでございます。これは、司法の場で決着せよという過去の議会の議決と全く一貫性のないことであり、私は理解ができませ

そこで、この債務負担行為について伺いますが、債務負担行為は、次年度以降において、経費の支出を伴う債務を負担する場合に必要な予算措置であります。 地方自治法の214条でも規定されていると思っていますが、訴訟は何年もかかることが予想されることから、債務負担行為として定めておく必要があるという考えだと思います。債務負担行為を定める法的根拠についてお聞かせください。

長崎知事

委員御指摘のとおり、地方公共団体が次年度以降において経費の支出を伴う債務を負担する場合には、予算で債務負担行為として定めておかなければならないことが、地方自治法第214条に規定されております。

訴訟では、判決まで数年を要するのが通常であり、県が弁護士と訴訟委任契約 を締結する場合には、契約の期間は当然次年度以降に及ぶことになるため、債務 負担行為を設定したところであります。

まさに、委員のおっしゃるとおり、今般議会の御判断をいただきまして、裁判に臨むことになりますが、県民のために、そのためには必ず勝たなければならないわけで、この成功報酬を初め、しっかりとした弁護士のお力をいただくためには、この債務負担行為は、どうしても必要なものになります。

望月(利)委員 恐らく総務委員会の議論では、この金額が明記されていない債務負担行為について疑義が生じたと思っております。限度額を金額ではなく、なぜ「訴訟代理人に伴う実費及び成功報酬を加えた額の範囲内」という文言で表現したのか、教えてください。

また、このように金額ではない、文言での債務負担行為の設定により、県の負担が将来にわたって、例えば青天井で際限なくふえるという心配の発言と、議会の監視、チェック機能が働かなくなるのではないかという声があったと思いますが、これを払拭するための御意見を、御所見をいただければと思います。

市川総務部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

債務負担行為につきましては、関連訴訟に係る弁護士の旅費等の実費ですとか、 成功報酬に充てるためでございますが、判決が出るまで金額が確定しないため、 このような形をとらざるを得ないものと考えてございます。

債務負担行為を定める場合には、地方自治法施行規則、総務省令にございます様式において、限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができることとなってございまして、本予算における債務負担行為につきましては、何ら問題がないと考えております。

また、限度額に記述されている成功報酬につきましては、具体的に数値という形ではお示しできないものの、旧日弁連の報酬基準を用いることを想定してございます。このため、万が一裁判により経済的利益を確保できなければ、何もお支払いすることはなく、経済的利益が確保できれば、その一部から支払われるのみでございますので、追加的な支出はございません。その他、実質的な負担部分につきましては、弁護士が裁判所に赴く際の旅費やコピー代等の実費でございます。先ほど知事からもありましたが、裁判の場で県民の利益を守っていくための主張をしっかりと行っていくためには、有能な弁護士の選定と弁護士に対する報酬に係る予算が絶対に必要だと考えてございます。そういったことから、ぜひお認めいただきたいと思ってございます。

特に、今回お尋ねのありました債務負担行為につきましては、令和3年度当初予算一般会計分だけでも全部で200件以上ございます。中には、令和23年度まで、令和28年度までと設定しているものもございますけれども、まさに知事が申し上げたとおり、また、委員も御指摘いただいたとおり、この債務負担行為の設定は法の求めるところでもございますし、地方公共団体が適切に事務を執行するために必要不可欠な手続だと思っておりますので、何とぞ御理解いただきたいと思います。

望月(利)委員 議会の監視、チェック機能が働かなくなるという危惧を払拭するための答弁を いただければと思います。

市川総務部長 大変失礼しました。

先ほど私が申し上げた成功報酬について、実質的に追加的な支出がないと、ま さにその点が、青天井ですとか、チェック機能が及ばないといった御懸念を抱く ことはないのかなと、そういう意味で御答弁差し上げた次第でございます。

望月(利)委員 地方自治法の214条で、債務負担行為の部分の取り扱ったきっかけの中で、 債務負担行為を予算の内容に加えて一覧にできることとすることにより、住民や 議会の議員、その他の関係者の理解に資することというのが目的になっています。 ですから、債務負担行為をすることによって、はっきりと議会もしくは住民の 方々にチェック機能を働かせることができると、私は理解しております。今の御答弁により、決して青天井ではなく、議会のチェック機能を発揮できることが確認されました。この予算は、県民の財産である県有地を守るために、県政史上に例のない特別な裁判に臨むための予算であると思っています。県民利益のために適切な判決を導き出すために、必要な予算であると思っております。

(食料・生活用品支援ネットワーク構築モデル事業費補助金について)

次に移ります。次に、当初予算概要104ページ、食料・生活用品支援ネットワーク構築モデル事業費補助金について伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、ひとり親家庭などの生活に、特に大きな影響を与えており、社会福祉協議会やフードバンク、子ども食堂などが食料支援活動を行っています。

食料・生活用品支援ネットワークの構築のためのモデル事業に着手するとのことですが、この支援ネットワークの概要について伺います。

依田子育て支援局長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

この事業ですが、要支援者の把握から食料の収集、集積、家庭への配布までの一連の業務を効果的に行うため、官民協働によるネットワークの構築を目指すものでございます。

具体的に申し上げますと、フードバンク活動を行う団体が食料を集積する役割を担いまして、国からの大規模な支援や企業からの寄附、フードドライブ活動により集めた支援物資を集積拠点に集めます。この物資を市町村の支援拠点に搬送しまして、市町村が申し込みを受けたひとり親など支援が必要な家庭に、子ども食堂などの地域の支援ネットワークを活用して、一人一人に声をかけながら配布を行うことを想定しております。

望月(利)委員 声をかけながら配布ということで、きめの細かい対応をしていただきたいと思います。

多様な主体がかかわるため、まずはモデル事業からと思いますが、食料等の支援活動について、このように県が主体的に取り組んでいる事例がほかにあるのか、教えてください。

依田子育て支援局長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

現在のところ、都道府県レベルでは、広域的な取り組みを行っている自治体はないと承知しております。市区町村におきましては、東京都文京区で、NPOや企業と協働して食料等を配送しまして、家庭の状況を確認しながら、適切な支援につなぐ「こども宅食」という事業を実施しておりまして、この取り組みが各地に広がりつつあると聞いております。

本県では、県全体でこの支援ネットワークを構築していくことを目標としているため、まずは地域を限定したモデル事業から実施し、事業の成果を検証した上で県全域へ拡大していきたいと考えております。

望月(利)委員 非常に意欲的な取り組みだと思います。民間と行政がどのような役割分担をしていくのか、伺います。

依田子育て支援局長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

この事業は、既存の民間団体等の取り組みを最大限活用する中で、官民協働の 支援体制を構築しようとするものでございます。 行政の役割としましては、児童扶養手当や就学援助を受けている家庭などに漏れなく情報を届け、支援の取りこぼしがないようにするとともに、広く県民や企業の理解と協力を得るための取り組みを進めることで、支援を行う民間団体等の活動を促進し、安定化させることだと考えております。モデル事業の実施と検証により得られた成果を、市町村や関係団体等に示す中で、早期に全県に普及できるように取り組んでまいります。

(森林空間活用モデル推進事業費について)

望月(利)委員 次に移ります。予算概要25ページ、森林空間活用モデル推進事業費です。 本県は東京圏からのアクセスがよく、全国有数の森林県であります。他県より 高い優位性がありまして、本事業はこれを生かして山間地域を活性化するため、 2つの取り組みを行っていくと承知しておりますが、具体的な事業内容について お聞かせください。

金子林務長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

この事業は、本県の豊かな森林を活用して、山村地域の新たな収入と雇用を確保していくことを目的に、恵みの森モデル林整備事業と森林活用ビジネス創出支援事業の2つの事業で構成をしております。

このうち恵みの森モデル林整備事業は、多くの人々が訪れる道の駅やキャンプ場などに隣接した森林をモデル林に設定し、都市住民から人気が高いタラの芽などの山菜の植栽や散策路の整備に助成を行うものです。

また、森林活用ビジネス創出支援事業は、新たなビジネスの創出に向けまして、 森林資源や森林空間の活用方法に関するアイデアを広く募集し、優秀な企画提案 を事業化していくためのスタートアップ経費に助成を行うものでございます。

望月(利)委員 整備した森林を、新たな事業、ビジネスにどのようにつなげていくのか、伺い ます。

金子林務長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

整備を行いますモデル林での森林散策による癒やし効果の提供や山菜の収穫体験に加えまして、周辺施設と連携し、山菜料理などをパッケージとした新たな体験型・着地型観光のコンテンツをPRするために、観光事業者等に向けたプロモーション活動を展開していくこととしております。さらに、山村振興につながるこうした取り組みを新たなビジネスモデルとして、さまざまな地域に広げていきたいと考えております。

望月(利)委員 アイデアをこれから募集するということで、この提案に期待をしているところ ですが、どのようなイメージを持って、この事業を企画したのか、お聞かせくだ さい。

金子林務長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

イメージですが、先進的な地域では、日本料理に彩りを添えます「つまもの」として、もみじの葉や松の葉を収穫、販売する仕組みを構築して、ビジネスとして成功をおさめている事例がございます。本県におきましても、今まで注目されてこなかった資源を掘り起こし、しっかりと光を当て、価値を生み出していく取り組みを支援することによりまして、森林を活用した新たなビジネスを創出していきたいと考えてございます。

(林業の担い手育成機関整備事業費について)

望月(利)委員 しっかりと光を当てていってください。

次に移ります。次に、当初予算概要 5 6 ページ、林業の担い手育成機関整備事業費について伺います。

本県の充実した森林資源を有効活用し、林業の成長産業化を実現するためには、これを支える担い手の確保・育成が必要です。11月定例会において、森林学科における林業の専門教育について質問いたしました。森林総合研究所の教育資源を活用し、高度な知識と技術を備えた人材を育成していくとの答弁でしたが、まず、本整備事業の内容について伺います。

金子林務長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

森林学科の専門教育は、富士川町の森林総合研究所で行うことになっておりますので、講義室の設置など必要な施設改修や、実習で使用いたしますレーザー測量機器などの備品を整備するほか、一般教養など北杜市の農業大学校本校と連携した教育を行っていくために、それぞれのキャンパスをオンラインでつなぐネットワーク環境の整備を行うこととしております。また、令和4年度の開校に向けまして、学生の募集を行うために必要なパンフレットやポスター、こういったものの作成などの準備を進めていくこととしております。

望月(利)委員 学生の募集の準備を進めているとのことですが、どのように具体的に取り組んでいくのか、教えてください。

金子林務長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

学生の募集に当たりましては、現在作成中であります森林学科の特徴や山梨の林業をわかりやすく紹介したPR動画を、県のホームページやユーチューブによりまして配信を行うとともに、この動画やパンフレットなどを活用して、県内はもとより、東京圏を含めた高校を訪問して入学を働きかけてまいります。さらに、県内外で開催しております就職ガイダンスや、移住希望者を対象とした説明会など、さまざまな機会を通じて、林業への就業に関心のある方々に森林学科を紹介するなど、幅広く学生の募集を行っていくこととしております。

望月(利)委員 林業学科を卒業した学生が、県内の林業経営体に就職し、現場の中核を担う技 術者として活躍できるよう教育していくことが必要だと考えています。

金子林務長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

専門教育におきましては、造林や伐採といった作業、あるいは高性能林業機械の操作、こういったものに必要な資格の取得はもとより、ICTやドローンを活用したスマート林業などの新たな技術を学ぶための教育を行うことにより、林業の現場で即戦力となる専門技術者を育成することとしております。また、先進的な作業システムを採用している現場での実習や、意欲的な若手経営者との意見交換、事業体へのインターンシップ、こういったものをカリキュラムに取り入れることによりまして、実践的な教育を通じて、本県で林業に従事することの意義を伝えて、山梨の林業を牽引する人材を育成してまいります。

そこで、森林学科ではどのような専門教育を行うのか、お聞かせください。

望月(利)委員 令和4年度に開校する森林学科ですが、林業の成長産業化を実現する上で、大きな力となるよう取り組みに期待しております。

(南アルプス観光グレードアップ促進事業費について)

次に移ります。当初予算概要27ページ、南アルプス観光グレードアップ促進 事業費について伺います。

私の地元富士川町には、東洋一といわれるアヤメの群生地など貴重な植物が群生する櫛形山があります。その麓の周辺には、紅葉や新緑など四季折々の景観を楽しむことができる大柳川渓谷をはじめとした美しい自然環境が広がっており、地域の貴重な観光資源となっています。

しかし、この地域の未開発ながら観光客を引きつけることができる観光資源を、これまでなかなか活用できなかったことが課題でした。今般、計上された女性目線の観光商品開発事業費について、女性目線の観光商品開発に注目した理由についてお聞かせください。

中澤観光文化部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

女性に注目した理由につきましては、需要側の視点としまして、女性は男性に 比べ購買意欲が高いといわれておりまして、令和元年に民間の調査機関が実施し た家庭内購買決定権調査によりますと、女性の購買における影響力は約9割とな っております。

一方、供給側の視点としましては、企業において女性チームが開発したヒット商品が多数生まれているという状況がございます。さらに、世界観光機関等の調査によれば、観光分野における女性の活躍推進を通じまして、生産性の向上や女性の社会的な地位向上、持続的な成長につながることが報告されております。

以上のことから、南アルプス地域への誘客と観光による地域の活性化を図るために、女性の嗜好やニーズを観光商品開発に反映する取り組みが有効と判断したところでございます。

望月(利)委員 この事業を、具体的にどのように進めていくのか、お聞かせください。

中澤観光文化部長 ただいまの御質問にお答えします。

この事業は、女性による観光商品開発プロジェクトチームを設置して進めていくこととしております。プロジェクトチームは、各市町村関係団体からの推薦及び公募等でメンバーを選任するとともに、専門的な見地から意見をいただくために、企業等で活躍されている専門家をアドバイザーとして招聘いたしまして、商品開発を進めていく予定でございます。

商品開発は、食品や工芸品などのお土産品に限らず、創作料理や観光アクティビティ等、あらゆる視点からアプローチいたしまして、さまざまな商品を開発することとしております。商品化にあわせまして商標登録を行い、商品PRイベントの開催やプロモーションを実施するとともに、製造工程や販売ルートの確立にも取り組んでまいりたいと考えております。

望月(利)委員 南アルプス観光のグレードアップを図っていくためには、登山者の利便性の向上を図ることも必要だと思います。活動支援事業費として、広河原登山口へのWiーFi環境の提供が計上されています。今年度も既に設置工事が進められていると承知していますが、その進捗状況と今後の活用方法について伺います。

中澤観光文化部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

Wi-Fi環境は、南アルプス市が運営します広河原山荘の周辺で提供することとしておりますが、現在、広河原までのアクセス道路であります林道及び県道が、積雪により通行ができない状況になっております。雪解けの状況を見ながら

工事を進めていく予定で、整備は一日で終わると考えておりますので、3月中には完了する予定でございます。

Wi-Fi環境の提供によりまして、登山者が登山道や山小屋の情報を簡単に取得でき、登山の安全がより図られるとともに、登山者や観光客の方が、北岳の眺望や美しい景色等をリアルタイムで発信して、南アルプスの四季折々の魅力発信、知名度の向上に大きな効果があると考えております。

望月(利)委員 南アルプス観光のグレードアップ、聞いているだけでワクワクします。お願い します。

(国庫補助道路整備費について)

次に移ります。県道橋梁改築費について伺います。

峡南地域の富士橋は、富士川の左右岸を結び、人や物流などの経済活動の動脈という役割だけでなく、災害時の緊急輸送道路として、まさに命の橋としての役割を果たすものです。しかし、現在の橋は耐震性に劣り、河川管理上も不適合の橋であると承知しております。私も県議の任期をいただいた10年前から、さまざまな場面で早急な、かけかえについての取り組みに力を注いできたつもりでいます。富士橋のかけかえ工事の現在の進捗状況についてお聞かせください。

大儀県土整備部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

県では、現在の富士橋の上流側に、橋長約300メートルの新たな富士橋をかける工事を進めており、平成30年度から橋梁下部工事に着手しておりますが、これまでに3基の橋脚が概成し、現在両岸の橋台の工事を進めております。また、橋台の完成後に速やかに橋桁の架設に移れるように、昨年12月から橋桁の工場製作にも着手したところでございます。

望月(利)委員 来年度の工事内容と今後の見通しについて伺います。

大儀県土整備部長 ただいまの御質問にお答えします。

来年度は、橋台工事が完成した後に、両岸から橋桁の架設を行うことを予定しておりまして、渇水期である11月から河川内の工事用道路を整備した上で、分割した橋桁を順次クレーンで架設してまいります。その後は、河川の中央部におきまして、橋桁の送り出しによる架設に着手し、令和5年度中の供用を目指して工事を進めてまいります。

望月(利)委員 富士橋の左右岸は、かつて富士川舟運の要衝地であり、県内の流通の拠点として、また、経済文化の表玄関として大きく栄えた歴史があります。舟運がもたらしたさまざまな伝統や文化は、今も地元に息づいています。地域のシンボルとなる新しい橋は、景観に調和することはもとより、歴史的背景を何かしらの形で新しい橋に取り込み、次の世代に引き継いでいくべきと考えます。県では、橋のデザインや色彩などについて検討していると承知していますが、どのような修景を検討しているのか、教えてください。

大儀県土整備部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

富士橋周辺は、風光明媚な場所であるとともに、委員御指摘のように、かつて 富士川舟運の船着場として栄えたことから、計画段階より、景観の専門家を交え た会議を開催いたしまして、地域のシンボルとして親しまれるように、色彩やデ ザインの検討を実施してまいりました。 色彩につきましては、橋桁や欄干、または照明柱をダークブラウンで統一することで、周辺の風景と調和するよう配慮をいたしました。また、デザインにつきましては、両岸に一番近い欄干の4つの柱に、舟運で栄えた当時の風景や葛飾北斎の「富嶽三十六景」をモチーフとしたレリーフを設置いたしまして、この地域の歴史文化を後世に伝えることとしております。

望月(利)委員 令和5年度の完成に向けての取り組みに期待しております。

(活力ある水田農業支援事業費補助金について)

最後に、当初予算概要36ページの活力ある水田農業支援事業費補助金について伺います。

私の地元である峡南地域では、主食米のほか、水田を利用し、ブランド化されている「あけぼの大豆」や加工用米などが栽培されていますが、昨今の人口減少や食生活の多様化により、主食用米の需要の減少による荒廃農地の発生が危惧されています。農業者の生産意欲の向上を図り、活力ある水田農業を確立するために、水田をフル活用し、需要の高い農作物の生産拡大を推進することが重要です。本事業の概要について伺います。

坂内農政部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

本事業は、JAや農業法人、営農組織などが行う主食用米から、麦や大豆、そばなど需要の高い作物への転換を促すとともに、経営安定に向けた取り組みに対し支援するもので、2つのメニューで構成されます。

まず、戦略作物等生産力向上支援事業は、転換作物の新規導入や生産拡大に必要なコンバインを始め、収穫物の選別、加工を行う機械等の導入に対して補助するものであります。次に、産地づくり対策促進事業は、主食用米との所得格差を補うため、麦、大豆、そば、飼料作物、加工用米へ転換を行う農業者に対して、市町村が行う助成金と合わせて県が補助するものであります。

望月(利)委員 この事業等を活用して、本年度県下においてどれぐらい転換作物が作付けられ たのか、伺います。

坂内農政部長 お答えをいたします。

これまで、本事業等を活用し、水田転作を推進した結果、本年度の県下での麦や大豆等の作付面積は2,034~クタールで、本県水田面積の約3割を占めています。

身延町では、本年度特産品である「あけぼの大豆」の栽培面積を拡大するため、営農組織が行う、枝からさやを摘み取る作業など、省力化を図る機械等の導入に対して補助しております。また、市川三郷町では、JAが行う飼料用米の栽培に必要な播種機や乾燥機の導入に対して補助し、収穫された飼料用米は、地元の鶏卵農家に出荷されるなど、転換作物の生産拡大につながっております。

望月(利)委員 国では、令和3年産の主食用米について、コロナ禍による外食産業等の消費減 退により米の在庫が過剰状態であることから、需要に見合った作付けを行うこと を必要としています。

そこで、県では本事業を活用した今後の水田農業の推進についてどのように取り組んでいくのか、伺います。

坂内農政部長 お答えいたします。

県では、水田農業の経営安定や所得向上を図るため、本事業を活用し、麦、大豆、加工用米等の転換作物の作付けによる水田の計画的な活用を進めているところであります。特に、パン用小麦や大豆など需要の高い転換作物の生産拡大を図るとともに、県民が安心して消費できるよう水田をフル活用し、県内の実需者へさらなる安定供給を進めてまいります。

今後も、JAや市町村などの関係機関と連携を図りながら、高品質な米づくりと、本事業を活用した計画的な転換作物の生産を推進することによりまして、水田農業の活性化と魅力ある産地づくりに積極的に取り組んでまいります。

望月(利)委員 まさに、高品質な米の作付けと水田農業の活性化、これは山梨県内の食料自給 率の肝だと思っております。ぜひ努力をしていっていただきたいと期待しており ます。

以上で私の質問を終わります。

(「委員長」の声あり)

乙黒委員 発言の訂正を求める動議をお願いします。

白壁委員長 委員会は12分の1じゃないので、これで動議は成立しました。 動議の内容をお願いいたします。

乙黒委員 先ほど望月利樹県議の発言の中に、「そもそも11月定例会において議会のほうが和解案を否決したことにより」というような発言が二度ほどありました。実際は継続審査ということで、ここは間違いでありますので、ここの発言の訂正を求めたいと思います。

白壁委員長 ただいま、乙黒委員から発言の訂正についての動議が提出されました。 この動議を日程に追加し、発言の訂正を求めることについて賛成の諸君の起立 を求めます。

(賛成者起立)

白壁委員長 発言の修正についての動議は成立し、日程に追加することになりました。 その内容をもう一度言ってください。

乙黒委員 たびたびで申しわけありません。先ほどの望月利樹委員の発言の中で、訟務管 理費の部分の発言の中で、「1 1 月の定例会において議会が和解案を否決したことにより」というような発言が二度ほどありまして、ただ実際は継続審査ということだったと思います。単純に文言の間違いかと思いますが、ぜひ正式な場ですので、訂正をお願いしたいと思います。

白壁委員長 暫時休憩いたします。

(休憩)

白壁委員長 再開いたします。

望月(利)委員 ただいま乙黒委員から動議を出された部分でございます。否決したのではなく

継続審査ということで、発言の訂正をさせていただきます。

(「委員長、動議」の声あり)

白壁委員長 動議は成立いたしました。

動議の内容について述べてください。

乙黒委員 本当にたびたびで申しわけありません。きのうの宮本議員の不正確と思われる

発言の確認を求める動議を提出させていただきたいと思います。

白壁委員長 内容を言ってください。詳しい内容というか、どういう動議なのか。

乙黒委員 昨日、宮本委員からの同じく訟務管理費の発言の中で、「さきの11月議会では和解案が上程された際には議会として裁判で決着すべきと主張しておきながら、いざ裁判が始まろうとすると、弁護士報酬予算である訟務管理費及び債務負担行為を認めないとしたことは、結局、単に富士急行を勝たせたいからではないかと考えざるを得ません」という部分について、住民訴訟に関する裁判費用について議会の中で否決された事実はないと思います。

今回、この令和3年度予算で議論されているのは、その住民訴訟で判決が出た際に、それを踏まえて過去の歴代知事の責任や、富士急に対する損害賠償等の部分の費用に関する2億円を、この場で議論していることであって、住民訴訟に関して、前回和解案を継続にして今後の裁判に委ねるべきといった部分と、それに伴う裁判の費用、訟務管理費の否決をしたことはないと思いますので、その部分の、何を根拠にその発言をされたかという確認をお願いしたいと思います。

白壁委員長暫時休憩します。

(休憩)

白壁委員長 再開いたします。

それでは、乙黒泰樹委員の動議について、日程に追加し、審議することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

白壁委員長この動議は成立いたしました。

それでは、宮本委員からの説明を求めます。

宮本委員 今の乙黒委員からの動議について、まず、私はきのうの発言に関して、特に「否決された」という表現はしておりません。「和解案が上程された際には、裁判で決着すべきと主張しておきながら」という表現をしているので、恐らくちょっと私もいわゆる特別委員会で、裁判をすべきだという発言は何度か聞いておりますので、そういった意味で、「裁判で決着すべきと主張しておきながら」ということを言っているのは、そこは特に問題はないかと思いますが、いかがでしょうか。

否決されたとか継続審査だという話は私はしていないので、いかがでしょうか。

乙黒委員 すみません、説明不足な部分があるかもしれません。要は、継続審査が云々ということではなくて、住民訴訟に関する和解を選択しなかったことは事実であり

ますし、それについて裁判で決着をするようにと、特別委員会を通して多くの議員の先生方が言っていることは間違いないです。

それに関して、住民訴訟に関する訴訟費用について、議会の中のあらゆる場面において否決をしたケースはないと思います。ただ、恐らくちょっと認識の部分かと思いますけれど、今回の当初予算のその2億円の部分が、住民訴訟に関する費用という部分と少しごっちゃになっているのかなと思いますが、あくまでも住民訴訟に関する費用は県でしっかりと措置してくださっていると思いますし、令和3年度の当初予算の2億円というのは、執行部の説明を聞くと、しっかりと裁判の判決が出た中で、その後、歴代知事の皆さんの責任ですとか、富士急さんへの費用を求めるための機械的に2%ということで計上されていると説明をいただいています。

今回、令和3年度予算の中で2億円のここで議論を深めていることというのは、これもまだ結論は出ていませんが、その部分に関しても、当然住民訴訟の費用を安易に削って富士急を勝たせようという意図は恐らくないと思いますし、その部分はちょっと御認識が違うのかなという部分を思ったので、その真意を確かめたいということです。

宮本委員

先ほど申し上げましたように、まず、私は特に否決をしたという発言はしていないということは、確認ですがよろしいですよね。その上で、和解、住民訴訟についての費用について、ちょっと私も、少なくとも事実関係について確認をしたいので、現時点において、きのうの発言について否定する、訂正するということはちょっと控えさせていただきます。よろしいでしょうか。

白壁委員長暫時休憩します。

(休憩)

白壁委員長 再

再開いたします。

日程に追加してありますけど、日程を繰り上げて次の質問に入ります。 リベラルやまなしの質疑を始めます。

総括審査日程表に基づき、藤本委員の発言を許します。

(殉職警察官慰霊祭費について)

藤本委員

初めに、当初予算課別説明書(警)の2ページ、殉職警察官慰霊祭費について 伺います。

本県警察官は、日々厳しい訓練に努めていることは承知していますが、明治12年から平成17年の間に48柱の方々が災厄に見舞われ、とうとい命をなくされました。現在の本県の安心で安全な暮らしが平穏に営まれているのは、これらの先人の方々により守られ、築かれたものと考えていますとともに、御遺族の方たちの御苦労に敬意を表します。そうした殉職警察職員、警察協力殉難者に哀悼の誠をささげる慰霊祭は大変重要な取り組みだと思います。

そこで、これまでどのくらいの御遺族の方が殉職警察職員及び警察協力殉難者 慰霊祭に参加されてきたのか、その推移も含めてお伺いします。

大窪警察本部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

前回開催された令和元年度の慰霊祭におきましては17名の御遺族が参加されました。過去5回の慰霊祭で見ますと、平成23年度が16名、平成25年度が20名、平成27年度が16名、平成29年度が19名、令和元年度が17名

となっておりまして、参加者の数は、ほぼ横ばいで推移しております。

藤本委員

慰霊祭の実情は把握しました。本県では、現在殉職警察職員及び警察協力殉難者の慰霊祭を隔年で実施していますが、警察の職に奉ぜられた、みたまに対して、謹んで慰霊の心誠をささげる機会が私は毎年あってもよいと考えますが、御所見をお伺いします。

大窪警察本部長 お答えをいたします。

現在慰霊祭につきましては隔年で開催しておりますが、隔年での開催とした経緯につきましては記録が存在していないため不明でございます。毎年開催することにつきましては、過去に御遺族に対して行ったアンケート調査結果によれば、御遺族から現状のとおり隔年での開催としてほしい、あるいは3年に一度の開催でもよいのではないかとの御意見をいただいているところでありまして、御遺族のこうした御意向や御負担などを十分に考慮しつつ慎重に検討を進めるべきものであると考えております。

藤本委員

御遺族の御意向を踏まえて開催しているということはよくわかりましたが、それでは、警察本部としてこの慰霊祭をどのように捉えているのか、また殉職警察職員及び警察協力殉難者の慰霊に今後どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

大窪警察本部長 お答えをいたします。

慰霊祭につきましては、御遺族はもちろんのこと県警察としましても、殉職者や殉難者のみたまに敬意を表するとともに、御遺族をお慰めするための極めて重要な場であると考えております。この慰霊祭のほか警察学校におきましては、入校や卒業の際に学生が招魂碑に敬礼をささげたり、日ごろから招魂碑の清掃を行うことで、みたまに敬意を表したりするなど、謹んで慰霊の誠をささげているところでございます。

今後とも県警察の全ての職員が、殉職者及び殉難者のみたまに対し、常に敬意を保持するとともに、慰霊祭につきましては、御遺族の御意向や御負担等に十分配慮しながら適切に開催してまいりたいと考えております。

藤本委員

ぜひ引き続き、みたまに対して哀悼の誠をささげる機会、継続してもらいたい と思います。

(沖縄「甲斐の塔」慰霊巡拝等事業費について)

次に、当初予算課別説明書(福)の28ページ、沖縄「甲斐の塔」慰霊巡拝等 事業費について伺います。

この予算は、沖縄県にある県の戦没者慰霊施設である「甲斐の塔」への慰霊巡拝に係る予算と認識しています。これまで長きにわたり毎年県戦没者の御遺族を初め、関係者団体の皆さんが慰霊巡拝団を編成し、沖縄へ慰霊に向かっています。 そこでまず、これまでどのくらいの遺族の方が慰霊巡拝に参加されてきたのか、お伺いします。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

昭和42年度から令和元年度までの53年間に2,731人の御遺族の方々に 御参加をいただいております。なお、令和2年度につきましては、新型コロナウ イルス感染症の感染拡大により、御遺族の方の御参加は見送られております。

藤本委員

慰霊巡拝のこれまでの状況はわかりました。私は、さきの戦争において、お亡くなりになられ、いまだふるさとに戻らず沖縄の地で眠る戦没者の方々の御遺骨の収集活動を行ってきました。最終日に沖縄をたつとき、本県出身戦没者の方々に、人と人とのつながりが平和であり続けることを紡ぐことを誓い、戦没者のみたまに対し哀悼の誠をあらわし、遺族の人たちの御苦労に敬意を表するため慰霊事業に参加していますが、沖縄への慰霊に参加される御遺族は多くが御高齢の方です。

そこで、御遺族の皆さんが滞りなく沖縄県に慰霊に迎えるよう、県が行ってきた支援の内容や課題についてお伺いします。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

県が行ってまいりました支援といたしましては、遺族の経費負担への助成や無理のない行程の編成に向けた助言を行いますとともに、参加者の体調悪化に備えまして慰霊巡拝に県の保健師を同行させております。

本年度の慰霊巡拝につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、御遺族の参加が見送られたことから、今後の慰霊巡拝の実施に際しましては、万全の感染防止対策を講じながら、参加者の安全を確保することが課題であると認識をしてございます。

藤本委員

慰霊事業を継続するため、県の御遺族への支援については理解しましたが、令和2年度は、コロナ禍により沖縄県の御遺族や式典の関係者は例年の規模を縮小して参加されていました。本県からは、若林副知事また山田一功前議長が代表として出席され、哀悼の誠をささげておられました。そこでは前後に十分な間隔を確保するなど3密回避のための対策もとられていました。

これまでは沖縄県の現地に渡航して慰霊する、いわばリアルの慰霊方式でした。 御遺族の高齢化により現地まで継続して向かうことが困難となることや、令和2年度のような未知なる感染症が発生した経験を踏まえると、現地へ赴き慰霊するリアルの慰霊方式だけでなく、現地まで行かずに本県内に集い、現地とオンラインで結ぶ慰霊の方式が必要であると考えます。コロナ禍の収束がいまだ見通せない中で、本県遺族の皆さんが哀悼の誠をささげることができるような方策が必要です。

今後は、沖縄県の現地に渡航して行う従来の慰霊の方法に加えて、オンラインにより現地の慰霊式典と山梨県の会場をつなぎ、それぞれのよい部分を併用することで、新たな慰霊の形に進化できると考えますが、県の御所見をお伺いします。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止や、高齢で慰霊巡拝に参加することが困難となった御遺族の参加方法としての観点から、現地とオンラインで結ぶ慰霊の形は一つの方式であると考えておりますが、慰霊巡拝の主体となる御遺族の考えもお聞きしながら、今後の対応を丁寧に検討してまいりたいと思っております。

藤本委員

ぜひ御遺族の皆さんの思いをおもんぱかって、今後柔軟に対応していただきたいと思います。

(新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口設置事業費について)

次に、当初予算概要81ページの新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口設置事業費について伺います。

本県では、先月19日から医療従事者への先行接種の対象となっている山梨病院において県内初の接種が開始されたほか、今月4日には県立中央病院、山梨大学医学部附属病院、富士吉田市立病院の3病院にワクチンが到着し、8日から医療従事者の皆様への優先接種が始まっています。

一方、少し前の調査になりますが、日経メディカルオンラインが昨年11月末に実施したアンケート調査では、接種に消極的な回答をした医師が3割存在することが報告されています。医療の専門家である医療従事者の方が接種に不安を感じているとすれば、住民の皆さんは、それにも増して接種を受けることへの心配を抱えることになり、ひいてはワクチン接種自体が進んでいかないのではないかと懸念されます。

そこでまず、県内の医師を初めとした医療関係者が、ワクチンの接種に関して どのような意向を持っていると県は認識しているのか、お伺いします。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

ここ数カ月で、国内外での臨床試験によりワクチンの有効性、それから副反応 に関する情報が明らかになってきております。県内の多くの医療従事者は接種に 積極的な姿勢となっていると認識をしてございます。本県の重点医療機関11病 院の調査をいたしましたところ、接種対象者の9割以上が接種を希望している状 況にございます。

藤本委員

本県では、9割以上の方が望んでいるということですが、もちろんワクチンの接種を受けるかどうかは、個人の判断や意思に基づくことが必要不可欠だと考えます。その中で接種に不安を感じている医療従事者がいるとすれば、そうした方々がワクチン接種についての正しい理解と適切な判断ができるように取り組んでいく必要があると思いますが、県の御所見をお伺いします。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

委員御指摘のとおり、ワクチンの接種対象となる方が、有効性や副反応などについて正しく理解をした上で接種するかどうか、判断していただくことが重要であります。

そこで、県では感染症専門医や病院、県医師会の関係者などで構成をいたしますワクチン接種検討会での議論を踏まえまして、各医療機関へ情報発信を行ってきたところでございます。今月初めには、ワクチンの基本情報や効果、副反応などをわかりやすく記載いたしましたリーフレットを作成いたしまして、周知を図っておるところでございます。

藤本委員

さまざま取り組んでくださっているということで、より理解の促進に向けて展開していっていただきたいと思います。

先ほど引用しました日経メディカルオンラインの同じ調査によりますと、接種したくないトップ3の理由ですが、ワクチンの安全性がまだ十分に検証されていないから、ワクチンの有効性がまだ十分に検証されていないから、3つ目が副作用が怖いからとなっていまして、これらはワクチン接種に不安を持つ県民の感覚と同じだと考えます。

また、先月に、薬事承認されたファイザー社のワクチンについては、異例ともいえる短期間で開発が行われたこと、メッセンジャーRNAワクチンという新しいタイプのワクチンであることなども、県民の不安を高める要因になっているのではないかと考えられます。中でも特に県民が心配しているのは、接種後の副反応についてです。

そこで、県として、接種後の副反応について県民に正しい情報を提供すること、 また、これにより副反応のリスクを過剰に心配し過ぎるのではなく、正しく恐れ る姿勢を育んでいくことが重要だと考えますが、御所見を伺います。

それとあわせて、ワクチン接種に対する県民の不安を軽減し、解消していくため、令和3年度に取り組む具体的な事業内容についてお聞かせください。

長崎知事

ワクチン接種に関する正しい情報を速やかにお伝えし、丁寧に不安を解消してまいる所存であります。また、県では今月1日から新型コロナワクチン専門相談ダイヤルを開設し、接種時の注意点あるいは疑問などの県民からの相談に対応をしております。来月から高齢者への接種が始まることから、さらにリーフレットなども活用することで不安の解消につなげてまいりたいと考えております。

(普及活動費について)

藤本委員

次に、当初予算課別説明書(農)の21ページ、普及活動費について伺います。 農業において土壌は農業生産の基盤で、その土壌の持つ健康でおいしい作物を 育てる力である強靱な土壌、いわゆる地力の増進は農地の生産力や生物多様性を 高める上で極めて重要です。地力を増進するためには、堆肥等の有機質資材を適 切に施用し、土づくりを行うことが必要ですが、農家の高齢化による労力不足、 堆肥や有機質資材の効果に対する理解が進まないことなどにより、堆肥等の施用 量は年々低下し、地力の低下が問題となっています。

また、不要な化学肥料の施用を防止し、健康な農作物を育て、生き物のにぎわいや栄養価を高めるとともに、環境に与える負荷を軽減するためには、適正な施肥を行う必要があります。

そこで、県では本県の農地の土壌の現状をどのように認識しているのか、また 普及センターにおいて普及活動費で土づくりや施肥の適正化に向けどのような 取り組みを行うのか、伺います。

坂内農政部長

ただいまの質問にお答えをいたします。

県では、1979年度から主要農地において地力を判断する土壌成分の一つである全炭素量の推移を把握するため、県内約120地点で耕地の地力変動に関する調査を実施しております。全炭素量の調査結果から、本県の土壌の地力を長期的に見ますと、栽培作物や地域、土壌の種類により差はありますが、水田や畑の地力は横ばいから低下傾向にあり、一方で果樹園の地力は増加する傾向であると認識しているところです。

また、普及活動費では、JAや農家から依頼を受け、県下4カ所の普及センターが土壌分析を実施し、施肥指導を行うほか、農業生産工程管理、いわゆるGAPの指導を通じて土づくりと適正な施肥を推進してまいります。

藤本委員

本県の土壌の実態は改めて理解しました。本県の農業者は本県の自然を支え、そこから生み出された恵みを私たちに無料で提供してくれています。県では、それら農業者を支え、山梨県産農産物のブランド力の向上や、おいしく安全で、さらに栄養価が高い農産物の安定生産に、JAなど農業団体と協力して取り組み、果実や野菜、米など、これまで全国に誇る特色ある産地づくりに力を注いできました。

農産物は輸入できても豊かな土壌、大地は輸入できません。産地づくりを進めるためには、おいしく安全で、しかも栄養価が高い農産物を安定して生産する必要があり、このためには適正な土づくりや施肥が不可欠と考えますが、県では農業者等への具体的な技術指導にどのように取り組んでいるのか、伺います。

坂内農政部長 お答えをいたします。

普及活動費を活用しまして、県普及センターでは、JAや農家からの依頼を受け、秋の施肥時期を中心としまして、水田、畑、果樹園などの土壌分析を年間約2,800地点で実施しております。また、農家が分析結果に基づき、過剰や不足がないバランスのとれた施肥が行えるよう、作物や土壌の種類に応じ、使用する肥料や堆肥の種類、使用量や時期等について農家にきめ細かい技術指導を実施しているところであります。

藤本委員

農業者は、みずから営農する野良の土壌をありのまま把握するとともに、地力の低下を防ぎ、多種多様な生き物が暮らすことができる土壌環境をつくることが必要です。

そこで、県はGAP推進事業等で土づくりや適正な施肥の推進に向け、どのような取り組みを行うのか、伺います。

坂内農政部長 お答えをいたします。

農産物の安全性、環境の保全を確保して、消費者などからの信頼を高めるため、 県では平成29年度に、やまなしGAP認証制度を創設し、これまでに182者 の個人、団体延べで7,942戸の農業者を認証したところです。やまなしGA Pでは、土壌分析結果に基づき環境に配慮した肥料の使用、堆肥や緑肥の使用に よる土づくりの項目等を設けて農業者の実践を促し、その実施状況を普及センタ ーが毎年確認して、改善指導等を実施しております。

今後とも、やまなしGAPの認証等を進める中で土づくりや適正な施肥を推進し、地力の増進と環境負荷の軽減を図りながら、農産物の生産性の向上や安定生産技術に係る指導を実施してまいります。

(大学校運営費について)

藤本委員

次に、当初予算課別説明書(農)の25ページ、大学校運営費について伺います。

農業大学校では、生産から流通、販売まで、アグリビジネスの実際を学ぶという教育理念のもと、長年にわたり多くの志ある若い農業者を育成し、本県農業を支える担い手の確保に貢献しています。また近年は、環境に配慮した農作物を求める消費者の声に応え、環境保全型農業や有機農業に取り組む農業者がふえています。農業大学校においても、学生が農業の基礎となる土づくりや施肥等への理解を深めることは極めて重要と考えますが、農業大学校では土壌肥料や土づくりに関してどのような教育を行っているのか、伺います。

坂内農政部長

お答えをいたします。

農業大学校の養成科では、学生に土づくりや施肥の基礎を習得させるため、肥料の種類、特性やその使い方、施肥量の計算、作物別の施肥方法等についての講義を行うとともに、農場等の土壌を採取し、その物理性や科学性を分析する実験を実施しております。

果樹のスペシャリストを養成する専攻科では、肥料が果樹の生育や生理に及ぼす影響、果樹生産に適する土壌改良の方法など、より高度な講義と実習により、専門性の高い教育を実施しているところです。

藤本委員

農業大学校での土づくりの教育実態はわかりました。農業大学校では、より実 践的な農業を学ぶため、座学だけではなくて実習を重視したカリキュラムが編成 されていると聞いていますが、土壌に与える肥料、また土づくりについても、田畑や樹園地など営農現場で実践ができる人材を育成する必要があると考えますが、農業大学校ではどのような実習などを行っているのか、お伺いします。

坂内農政部長

お答えをいたします。

養成科では施肥や土づくりの基本技能を習得し、現場での実践力を高めるため、 農業大学校の農場において作物別に年間を通じた施肥の具体的な方法、土づくり に必要なトラクターなどの農業機械の操作等を実施してきたところです。

また、専攻科では県果樹試験場のブドウや桃の圃場において、土壌水分の管理 方法や早生栽培の有機質補給効果など実践的な技術、知識の習得に必要な実習を 実施しております。さらに学生がみずから採取した土壌の物理性や科学性を分析 し、その分析結果に基づく施肥量の計算や土づくりによる土壌改良など技術指導 も可能な人材の育成に向けた教育も実施していくこととしております。

藤本委員

土づくりについての実習は理解できました。農業大学校では、環境保全型農業や有機農業などの実践者を育てるための教育も行われていると承知していますが、本県における環境保全型農業や有機農業は、気象など立地条件の異なるさまざまな地域において多くの品目で行われており、各地域の実践農家から、それぞれの農家の技能や技術などの取り組みを学ぶことが重要だと考えます。

そこで、農業大学校では、実践農家の取り組みについてどのような教育を行っているのか、お伺いします。

坂内農政部長

お答えをいたします。

農業大学校では、学生が環境保全型農業や有機農業の技術、事例を学ぶことができるよう、県内ですぐれた経営を営む実践農家の視察研修を実施しております。また、本年度は、土壌微生物の相互作用による病害抑制メカニズムや、全国の有機農業の優良事例を学ぶセミナーを学生に受講させるなど、現場において多くの事例を学ぶカリキュラムを編成しております。

農業大学校では、今後とも施肥や土づくりの分野で即戦力となる知識と技術を 提供し、本県農業の中核を担う農業者や農業指導者を育成するための教育を実施 してまいります。

藤本委員

ぜひ農業大学校は、農業高校とも連動した形で今後も重要な位置づけとなりますので、限られた科目のみでしか学べない環境ではありますが、例えば畜産等を学びたい場合は、近隣の農業県と連動して就農希望者については紹介するなり、そういった柔軟な対応をとっていただきたいと思います。

(やまなしあぐりゼミナール事業費補助金について)

次に移ります。当初予算概要 6 0 ページのやまなしあぐりゼミナール事業費補助金について伺います。

県では、これまで就農希望者に対し、就農相談から技能や技術の習得、就農後に経営が安定するまで一貫した就農支援を行っており、これまで継続してきた、アグリマスターによる就農支援は、本県の新規就農者の増加に着実に結びついており、私は大変評価しています。

そこで、改めてお聞きしますが、アグリマスターによる研修のすぐれている点をどのように認識しているのか、お伺いします。

坂内農政部長 お答えをいたします。

アグリマスター研修は、品目や場所など研修者の希望に応じた計画が立てられること。高度な栽培技術を有するアグリマスターが、年間を通じてマン・ツー・マンで研修者の技術習得を支援すること。就農に当たり地域の農地の状況を把握しているアグリマスターから農地のあっせんなどが受けられること。就農後も早期の経営安定が図られるよう、アグリマスターを初め支援が受けられることなどがすぐれている点と認識しております。

藤本委員

このアグリマスターのすぐれている点はよくわかりました。続いて、アグリマスターによる技術研修のすぐれている点のほかに、地域別のアグリマスターの状況や有機農業など、環境に優しい農業を行っている、アグリマスターの割合、またどのような栽培品目が多いのか、お伺いします。

坂内農政部長

お答えをいたします。

現在県全体では、アグリマスターとして267人を認定しております。地域別では、中北地域が129人、峡東地域が119人と大半を占め、品目別では果樹が176人で66%を占め、水稲と野菜などの複合が55人で21%、野菜が34人で13%となっております。このうち、有機農業を行っているアグリマスターは、中北地域を中心に全県で14人、全体に占める割合は約5%であり、少量多品目の露地の野菜栽培など特徴ある経営を行っておられます。

藤本委員

やはり本県果樹王国ですので、果樹が多いということで、それに水田、野菜が並んでいるということで、先ほども議論がありましたように、これからはアニマルウエルフェア等出てきますので、そういった畜産とか花きにつきましても、今後はアグリマスター登録が一人でも多く生まれてきますように県としても支援を願いたいと思います。アグリマスターの状況はよくわかりました。

最後に、今後有機農業など人にも、豚にも、牛にも、鶏にも、環境にも優しい 農業を推進していくために、技能や技術の指導を行うこのアグリマスターの拡大 に向けてどのように県として取り組んでいくのか、お伺いします。

坂内農政部長

お答えをいたします。

近年環境に配慮した農業生産が注目される中、有機農業等を志す就農希望者の要望に応じまして、技術指導が可能な、アグリマスターとのマッチングを行い、 有機農業などに係る研修を支援しております。

今後も引き続き、アグリマスターによる技術研修等を支援し、新規就農者の確保育成に努めるとともに、市町村やJA等と連携し、アグリマスター制度の周知や認定への働きかけを行うなど、地域農業の担い手育成に高い見識を持つアグリマスターの拡大に取り組んでまいります。

藤本委員

ぜひ地域、各基礎自治体と連携していただきまして、基礎自治体の農業振興計画の中でも、県のアグリマスターが位置づけられるように取り組んでいっていただくことを望みます。

以上で終わります。

白壁委員長 議事録を今起こしていますけれど、乙黒議員から一言どうぞ。

乙黒委員

正式な議事録はすぐに確認できないとのことなので、ここで正確な文言の確認 は求めませんが、私が把握している質疑内容では、誤解を招く表現だったかと考 えております。 11月議会では、和解案が上程された際には、「議会として裁判で決着すべきと主張しておきながら、いざ裁判が始まろうとすると、弁護士報酬予算である訟務管理費及び債務負担行為を認めないとしたことは、結局単に富士急行を勝たせたいからではないかと考えざるを得ません」との発言であったと認識しております。

今回の当初予算案での2億円の弁護士費用は、住民訴訟の弁護士報酬ではありません。住民訴訟の判決が確定した、言いかえれば裁判所が歴代知事や富士急行への損害賠償責任を認めた後に必要となる訴訟代理人弁護士への着手金となります。であれば、裁判で勝敗が決着した後の費用であり、宮本委員の指摘は当たらないと私は考えます。そもそも富士急行に勝たせたいとの意図は全くありません。そこは本当に心外と思っております。県民の皆様に誤解を与えないよう表現には気をつけていただけるようお願いを申し上げて、本日の発言を終わらせていただきます。

白壁委員長

今議事録を起こしておりますので、最終日までこの特別委員会はありますから、 先ほど、ここで終わりと言いましたが、最終日が22日ですから、委員長預かり にさせてください。よろしくお願いいたします。

(国からの交付金の残額と繰越について)

小越委員

昨日からの質疑も踏まえお伺いします。

まず、国からの交付金の残額と繰越について、予算概要2から5ページの歳入 歳出からです。

令和2年度新型コロナウイルス対策で、国から地方創生臨時交付金が来ました。 令和2年度に計上されるも、例えば無尽でお助け代が5億円計上したところ、利 用が少なく4億2,000万円が残りました。これら交付金の残額は国に返還せ ず新年度に繰り越せるのですか、お伺いします。

市川総務部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

地方創生臨時交付金につきましては、国に繰越手続を行うことにより、国に残額を返還せず、新年度にも活用することが可能となってございます。

こうしたことから、先般お認めいただきました2月補正予算におきましては、 事業費が確定した臨時交付金充当事業について減額を行う一方で、医療提供体制 の整備など必要な事業について2月補正と、また令和3年度当初予算において予 算計上させていただいているところでございます。

小越委員
それは歳入のどの項目で幾らですか。

市川総務部長

地方創生臨時交付金につきましては、歳入、款、国庫支出金、項、国庫補助金で計上させていただいております。先般お認めいただきました2月補正予算におきましては、事業費の確定に伴う臨時交付金単独分の減額は約11億円、一方追加計上額は約23億円となってございますので、差し引き約12億円の増となってございます。また令和3年度当初予算におけます地方創生臨時交付金単独分につきましては約16億円を計上しているところでございます。

小越委員 交付金の残額は新年度どのような事業に充当されたのですか。

市川総務部長ただいまの御質問にお答えいたします。

地方創生臨時交付金につきましては、令和3年度当初予算におきまして、例え

ば県の要請により病床を確保した医療機関に対する病床確保費用の助成など、感染拡大の防止と医療提供体制の強化に資する事業ですとか、あるいはグリーン・ ゾーン構想の推進に資する事業など計24事業に充当させていただいていると ころでございます。

小越委員 どこに幾ら使い、幾ら残り、さらにどこに使えるのか、県民への説明がさらに 必要だと思っております。

(新型コロナウイルス対策について)

次に、新型コロナウイルス対策についてです。

感染力が強い変異株が大きな不安材料です。まず予算概要81ページの新型コロナウイルス検査体制強化事業費です。新年度予算には、無症状の濃厚接触者及び接触者の検査費用の負担とありますが、これは感染者が発生してからでないと検査を受けられないということでよろしいでしょうか。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

無症状の濃厚接触者及び接触者の検査費用につきましては、感染者が発生した場合に、感染が疑われる方に検査を行う費用でございます。本県では、感染の連鎖を早期に食いとめるために濃厚接触者に加え、接触者まで幅広く検査を行うこととしております。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

高齢者施設における無症状者への検査につきましては、市町村において実施をすることが可能となってございます。なお、市中で著しく感染が拡大した場合の一律の検査につきましては、専門家の意見を聞きながら研究を進めてまいる考えでございます。

小越委員 感染の発生待ちでは後手に回ると思います。本県で効果が低いという答弁がありましたが、その根拠は何かあるのですか。

小島福祉保健部長 先ほど委員の申されました国等の発言につきましては、緊急事態宣言の対象地域など感染多発地域を対象にしたものと認識をしてございますので、当面、本県の状況におきましては、専門家等の意見を聞きながら研究を進めてまいる考えでございます。

小越委員 その見解に私は疑問を持っております。世界、全国各地、ほかの県でも無症状者の定期検査が始まっております。山梨県だけ違う方向であることが心配です。

(新型コロナウイルス対策について)

次に、課別説明書(福)81ページの感染症予防費についてです。

現在も専門家3人の方から助言をいただいておりますが、感染症危機管理対策委員会はどのような事業でどのような方が参加されるのですか。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

感染症危機管理対策委員会につきましては、感染症法や新型インフルエンザ等対策特別措置法に係る計画の策定などに意見や助言をいただくものでございます。委員につきましては、県医師会、病院の関係者、感染症や公衆衛生の専門家、市町村、保健所など12名の方々によって構成をいたしております。

小越委員 この対策委員会と、これまでの3人の専門家の方々、そして予算概要80ページにありますグローバル・アドバイザリー・ボードとの関係をお示しください。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

昨年2月からスタートしております3人で構成をいたします専門家会議につきましては、新型コロナウイルス感染症に特化した実務面での専門家の集まりでございまして、入院調整や病床の確保、感染防止対策などに関し、県内の状況を踏まえて随時助言をいただいております。

一方、グローバル・アドバイザリー・ボードにつきましては、今後発生する新たな感染症への対応も視野に、最新の国内外の動向に関する情報提供や大局的な視点での意見、助言をいただくことを想定いたしたものでございます。いずれにつきましても計画の策定、変更など施策の大枠を議論する感染症危機管理対策委員会とは異なる役割であると認識をしてございます。

小越委員 ということは、感染症危機管理対策委員会はどんなことをするんですか。感染 症については何もしないということですか。

小島福祉保健部長 先ほど申し上げましたとおり、感染症危機管理対策委員会については、感染症法や新型インフルエンザ対策措置法に係る計画の策定に意見や助言をいただくものとしておりまして、これまでも直近では平成31年1月16日に、新型インフルエンザ等対策行動計画の変更に伴い開催をいたしております。

小越委員 新型コロナウイルス、また、ほかの感染症についての情報や助言は、これから はアドバイザリー・ボードの方が行うということですか。それとも3人の専門家 の方々がやるのですか。

小島福祉保健部長 先ほど御説明を申し上げましたとおり、それぞれの役割に基づき設置をいたしているものでありまして、アドバイザリー・ボードのみに集約されるものではございません。

小越委員 先ほど検査について、現在の感染状況では、やらないというお話がありました。 また、知事は記者会見で、お花見や歓送迎会は実施と述べられました。しかし、 国は高齢者等施設で検査をするべき、歓送迎会は慎重にと述べられました。国と 山梨県の見解が違うということが起きるのでしょうか。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

県の施策は、国の施策や助言の内容を踏まえながらも、本県の感染状況や感染防止対策の状況を踏まえて判断をしてございます。必ずしも一致するわけではないと考えております。歓送迎会等の実施につきましては、本県の感染状況の落ち

つきを踏まえた判断でございまして、当然ながら感染対策のルールを遵守することを条件にいたしたものでございます。

また、高齢者施設におきます検査の徹底が求められておりますのは、先ほども 御説明を申し上げましたとおり緊急事態宣言の対象区域などの感染多発地域で ございまして、国と県の見解にそごはないと認識をしてございます。

小越委員

情報収集を行う専門家の方々の助言を受け入れれば、全国と山梨県が違う方向にならないと思います。専門家会議やアドバイザリー・ボードの意見をしっかり対策に反映させることが重要だと思いますが、どのように反映させていくのでしょうか。

小島福祉保健部長 それぞれの必要な状況、本県の状況を踏まえた上で、御意見を求め、それを 私どもの県の施策に反映をしてまいる考えでございます。

小越委員

専門家の方々の意見をしっかり聞いてやっていただきたいと思います。県主導ではなく、専門家の皆さんからの意見を聞いて反映していただきたいと思っています。

次に、予算概要80ページの、やまなし感染症ポータルサイトが新規事業として計上されていますが、疾病対策センターを新年度つくるとのことですが、予算がどこにあるか見当たりません。

そこで、このポータルサイト事業は、疾病対策センターの事業になるのですか。 現在も感染症情報センターがあります。どこが違うのでしょうか。

渡邊知事政策局長 山梨県の感染症対策センターはまだ組織が設立しておりませんので、現在 対応しているところで予算計上しております。また、やまなし感染症ポータルサ イトは、感染症情報センターの情報を引き続きホームページなど複数のサイトに 分散している情報を収集して、一元化に発信して、情報をワンストップで得られ るようにするものでございます。

小越委員

おたふくやインフルエンザなど、感染症サーベイランスを発表する情報センターが既にあります。県独自に疾病対策センターを新たに設置するよりも、現在の機能を強化し、感染症危機管理対策委員会の機能強化や保健所の職員増などが現実的で実効性があると思います。

次に、予算概要81ページのワクチン接種の相談窓口設置事業です。

県は専門相談コールセンターを、新年度8,400万円計上しています。これは補正予算でも計上した現在のシミックホールディングスへの継続委託ということですか。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

事業の継続性や専門性の観点から、来年度につきましてもシミックホールディングス株式会社への委託を継続する予定でございます。

小越委員 3月は1カ月分で、このコールセンター運用費が1,600万円です。新年度 予算8,400万円、ざっと5カ月分の計上ということでよろしいでしょうか。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

9月末までの半年分の経費を見込んでございます。なお、令和2年度分につきましては、開設の初期費用が含まれたものでございます。

小越委員 このテンポでいきますと接種期間が9月末で終わらない可能性もあります。そ のときはコールセンターを延長するのでしょうか。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

接種の状況等を踏まえまして、必要に応じて延長する考えでございます。

小越委員 委託先は、入札も公募もかけずに決めました。急いでいたからと答弁されておりましたが、新型コロナの相談センターの委託は3月末で契約が切れるため、先日公募が発表され、募集されております。なぜワクチンのコールセンターの委託は、公募や入札をしないのですか。

小島福祉保健部長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

専門相談ダイヤルにつきましては、接種前の不安や疑問の解消だけでなく、接種後の副反応の相談にも的確に対応していく必要がございます。こうしたことから、委託先には国や製薬会社の資料をもとに、みずからマニュアルを作成し、対応できる能力が求められております。また、4月から市町村の住民接種がスタートすることも踏まえますと、医薬品に関する専門的な知見や業務経験を有する現事業者に相談業務を委託し、安定、継続して運用することが適切であると考えております。

小越委員 シミックホールディングスのワクチン接種に関する業務委託費は予備費から 支払われました。

そこで次に予算概要80ページの予備費5億円についてです。予備費から執行する場合、どういう事業にどのくらいまで充てるのか、基準や考え方について伺います。

市川総務部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策予備費につきましては、感染症対策において、 今後不測の事態や情勢の変化に機動的に対応することが必要な事業に充当する こととしております。

なお、予算計上額は昨年4月にお認めいただきました臨時補正予算額と同額でございまして、機動的に対応することを目的としているため、事業費の基準というものはございませんが、執行状況につきましては、これまでと同様、議会ごとに丁寧に御説明申し上げたいと思っております。

小越委員 新型コロナ対策に機動的に対応するといいますが、大きな意味では流用と同じです。事後承諾になります。議会での賛否を全くスルーしてしまいます。公募や 入札もなく、予備費からワクチン接種に係る高額の委託費が支払われるなど手続 に疑問が残っています。

(公共施設等適正管理推進事業費について)

次に、公共施設の適正管理推進事業費についてです。

予算概要114ページの公共施設の適正管理推進事業費について、この中に、 ぴゅあ総合の集約化が含まれているという理解でよろしいでしょうか。

市川総務部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

男女共同参画推進センターにおいて、現在の指定管理期間が満了する令和4年

度末を目標に、ぴゅあ総合に国際交流センターの機能をまとめていくことなどを 想定いたしまして、必要な経費を予算計上させていただいてございます。

小越委員

先日、総務委員会で資料が配付され、タブレットにもありますが、集約化・複合化事業、6施設を3施設にとあります。設計業務委託(R4工事分)5,342万6,000円とあります。この中に、ぴゅあの富士と峡南の集約化が入っているのでしょうか。その内容と金額を示してください。

市川総務部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

国際交流センターのほか、男女共同参画推進センター3館の機能をぴゅあ総合にまとめることを想定いたしまして、設計業務委託経費として3,755万円余を予算計上しているところでございます。こちらは、先ほど委員御指摘の5,342万6,000円の内数でございます。

小越委員

設計業務委託を令和3年度に行い、令和4年度に工事をするということは、 どういう施設に集約するのか、既に3,755万円の予算を計上していて、設計 委託となれば部内でどのようにするのか、具体的に検討はされていたのですか。 コンセプトの検討は済んでいるのか、教えてください。

市川総務部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

男女共同参画推進施策の拠点となりますぴゅあ総合につきましては、そもそも 老朽化が進んでいることから、建物の長寿命化のための改修を検討しなければな らない状況でございます。また、施設をまとめていくことに伴い、必要となる機 能拡充のための整備の想定に関しましては、各施設の所管部局での検討状況を確 認しながら適切に検討してまいりたいと考えてございます。

小越委員

各担当部局でどのように検討していたのでしょうか。

市川総務部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

今後引き続き所管部局において検討が進むという意味でございまして、その検討状況を確認しながら適切に検討してまいりたいという趣旨でございます。

小越委員

この3,755万円という根拠はどういうところから出ているのでしょうか。

市川総務部長

根拠は、施設をまとめていくことを想定した上で、それに必要な、先ほど申し上げた老朽化対策や駐車場の拡充対策など、そういったことを積算の中に入れて3,700万円余を計上させていただいているところでございます。

小越委員

先ほどの望月委員の質問で中核センターとしてという答弁がありました。なぜ 閉館をして甲府を中核センターとするのか、閉館とする理由、中核センターは甲 府でよいという理由をお示しください。

丹澤県民生活部長 今回お示しをさせていただいた男女共同参画推進センターの機能強化、集 約化の方針につきましては、市町村の取り組み等が進んでいる状況を踏まえまし て、市町村に対する支援やリーダー的人材の育成など、こうした機能を県で強化 することによって、市町村とともに男女共同参画、女性活躍の推進を図っていこ うとするものでございます。これについては望月委員に答弁申し上げたとおり、 今後幅広く意見を聞きながら、さらに検討を進めてまいります。 小越委員

甲府だけで中核センターはできないと思います。そして、関係者からお話を聞くのであれば、この閉館そのものも、話を聞いて、閉館を撤回することもあり得るという認識でよろしいでしょうか。

丹澤県民生活部長 今回お示しをした機能強化の考え方につきましては、今後女性団体や市町 村等への説明の機会を設けまして、その上でセンター3館のあり方について引き 続き検討を進めてまいります。

小越委員

閉館を撤回するとは言わないですよね。集約するということで、このまま進めることに疑問を感じます。6施設を3施設とありましたけれども、具体的にどの施設でどのように集約するのか、もう一度お話しください。

市川総務部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、愛宕山少年自然の家と、ゆずりはら青少年自然の里の2施設を、八ヶ岳 少年自然の家に機能集約することとしておりまして、その改修工事を令和3年度 に予定し、予算計上させていただいてございます。また、男女共同参画推進セン ターと国際交流センターを、ぴゅあ総合の建物内へ移転すること、さらに青少年 センター内で重複する会議室の機能の集約等をするための設計業務委託に係る 経費を予算計上しているところでございます。

小越委員 国際交流センターや青少年センターは閉館、廃止するということでしょうか。

市川総務部長

先ほど申し上げたとおり、その機能を集約するということでございます。その上で、先ほど申し上げたとおり、各施設の所管部局での検討状況を確認しながら適切に検討してまいりたいと考えてございます。

小越委員

国際交流センターが、なぜぴゅあ総合に行くのかわかりません。青少年センター、国際交流センターの建物はどうするのか、その説明もありません。利用者、関係団体に説明もせずに、老朽化、財政難というだけで進めることに大きな疑問があります。当事者の意見も聞かず、集約ありきで、閉館にする。これは男女共同参画の後退であると思います。

(県有資産の活用について)

次に、県有資産の活用についてです。

課別説明書(総)の33ページ、県有資産高度運用等検討事業費は、昨年10 月の財源確保対策基本方針の3つの観点である公有資産の有効活用の推進とい うことでよろしいでしょうか。

長崎知事

財源確保対策基本方針に掲げる当該部分は、主に未利用県有地を念頭に置く一方で、本事業費については県が保有する全ての資産を対象としております。

小越委員 課別説明書にある高度運用等とは具体的にどういうことでしょうか。

市川総務部長

ただいまの御質問にお答えします。

県が保有しますあらゆる資産については、より高度な運用や価値向上の具体策を検討しまして、その収益力強化を図ることを目指してございます。具体策につきましては、検討会において御提言をいただきながら検討してまいりたいと考え

てございます。

小越委員

予算概要 7 8 ページにあります県有林課所管の県有地を活用した新たな企業活動等の場の創出事業について、これは資産活用室の事業と違うのですか。

金子林務長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

この事業は、恩賜県有財産の貸付地が返還をされ、現在未利用となっている土地を有効に活用していくために、企業ニーズを踏まえた利用方法の提案などの情報提供を行うものでございます。一方、委員御指摘の事業は、先ほどの知事の答弁のとおり、県有資産全体の価値向上の具体策を検討していくものでございます。このように両事業は、県有財産の活用という大きな目的は同様でありますが、内容は異なるものでございます。

小越委員

大きな目的は同じで、場所が違うということですが、望月知事のときに、県有 資産の多角的活用をし、地域振興と県有林の活性化を図るとして、清里の森やサ ンパーク明野、丘の公園、天神山スキー場などが県有林高度活用事業として展開 されました。その後、平成3年に民間への新規貸付を凍結、平成7年には一部解 除し、公益事業を行うものに限り可能として、さらに平成18年には、ゴルフ場 やスキー場は抑制し、企業の研究施設、研修施設、博物館などの文化教養施設な ど、限定して貸し付けるとしました。

今回の企業ニーズの調査、サテライトオフィスとなると、貸付方針を変更する ということになるのでしょうか。

金子林務長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

委員御指摘の貸付方針は、恩賜県有財産管理条例及び同施行規則に基づきまして、県土の保全などを目的とした行政財産である恩賜県有財産の用途を廃止し、普通財産に変更して、新規に貸付を行う場合の方針でございます。したがいまして、既に普通財産となっております今回の対象地に適用されるものではありませんので、貸付方針の変更に当たるものではございません。

小越委員

やはり、県有林を保護し、育成し、後世につなげることが役割でありまして、 資産活用室も県有林課も売り出すことや、もうけることだけを主眼にしてはなら ないと思います。それで、貸し出すとき、売り出すときの賃料についてどのよう に検討されているのですか。素地価格なのか、現況価格なのか、賃料の算定につ いてお伺いします。

金子林務長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

地方自治法第237条第2項の規定はもとより、恩賜県有財産管理条例に基づきまして、恩賜県有財産の貸付は適正な対価をもって行わなければなりません。 このため、現況を所与とした不動産鑑定により貸付料を算定してまいります。

(住民訴訟をめぐる県の支出について)

小越委員

最後に、住民訴訟をめぐる県の支出についてです。

課別説明書(総)の34、訟務管理費についてです。

今回増額の約2億円の訟務管理費は、新年度の県有地に関する裁判の着手金ということであれば、現在の住民訴訟の弁護士費用は、顧問契約や訴訟担当契約を合わせて40万円でお願いしていることであり、着手金や成功報酬ではないという理解でよろしいですか。

市川総務部長 ただいまの御質問にお答えします。

来年度のという意味であれば、引き続き御指摘の弁護士とは顧問契約、そして 現在甲府地裁で係争中の住民訴訟の委任契約をお願いすることを考えてござい まして、令和3年度当初予算にも所要の経費を計上しているところでございます。

小越委員 確認ですが、今行われている裁判については、着手金や成功報酬のお金は払わずに、顧問契約、訴訟担当業務のお金だけで済むということで、今やっている足立弁護士に着手金や成功報酬を新たに払うということではないですよね。

市川総務部長 訴訟委任契約は月額定額の契約でございますので、現在甲府地裁で係争中の住 民訴訟について着手金をお支払いすることは、現在もちろん考えてございません。

小越委員 現在、裁判追行のための業務委託、時間給 5 万円の委託は、3 月 3 1 日までに成果物が出ると聞いておりますが、裁判遂行のための調査が終わらず、契約が延長されることがあるのでしょうか。そうだとすると、その費用は訟務管理費から支出されるのでしょうか。

市川総務部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

調査業務委託契約でございます。今鋭意調査を進めていただいております。御 指摘のとおり、今年度末までの契約期間となっているところでございまして、現 在その延長について検討していることはございません。また、当然のことながら 延長に要する費用というのは、令和3年度当初予算の積算には含まれてございま せん。

小越委員 現在の住民訴訟は、最高裁まで行く可能性もあると思います。高裁、最高裁となれば、それぞれそのときに新たに着手金を支払うのですか。それとも、住民訴訟は高裁であっても、顧問料足す訴訟契約の40万円の範囲でお願いするのですか、お伺いします。

市川総務部長 ただいまの質問にお答えいたします。

旧日本弁護士連合会報酬等基準におきましては、弁護士報酬は1件ごとに定めるものといたしまして、裁判上の事件につきましては審級ごとに定めるものとなってございます。なお、同一の弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金につきましては、特に定めのない限り、最終審の報酬のみの支払いと規定されているところでございます。ただいま住民訴訟の第二審の高裁の話がございましたけれども、現時点においては、その具体的な内容もわかりませんので、お答えするのは困難でございます。

小越委員 高裁にもし行ったときに、新たに着手金を2億円払うことになるのかどうかを 聞いています。

市川総務部長 それは、どのような裁判がその第二審で行われるかにもよるのではないかと思 います。

小越委員 上級審に行き、もう一回最初からやることになりますと、着手金や新たな成功 報酬の契約を結び直すことにはならないですか。今の話ですと、ならないという ことですね。 市川総務部長 そうではなくて、相手がある話でもあり、どういう訴訟になるかがわからない 以上、お答えできませんという意味でございます。

小越委員 今行われている住民訴訟で原告側が勝った場合、裁判費用を県に請求されます。 訴訟金額が大きいので、かなりの費用を支払わねばならないですが、それは幾ら ぐらいで、新年度予算に見込んでいるのでしょうか。

市川総務部長 お答え申し上げます。

現在係争中の住民訴訟につきまして、当初予算の積算に御指摘の経費は含まれてございません。

小越委員 住民訴訟に関連した訴訟では、県有林地にかかわる裁判の全てが対象になると 思います。県有地の違法無効、素地価格評価が問題となれば、ほかの県有地関連 の訴訟も起こされ、その場合も経済的利益の計算による着手金、成功報酬となり、 件数、着手金、成功報酬、そして高裁、最高裁となれば巨額になっていくのでは ありませんか。

市川総務部長 そもそも論の話として、県有地の貸付を適正化していくことについては、さまざまな反応があったとしても、これは県民の財産ですから、やっていかなければいけないと考えてございます。

小越委員 聞いていることが違いますよ。住民訴訟に関連した訴訟の場合は県有地に係る 裁判だから、それは全て経済的利益の着手金、成功報酬という考え方でよいです かと聞いています。そうですね。

市川総務部長 どの裁判に着手金や成功報酬を用いることとするかにつきましては、個別具体 の事案に則して判断するべきものだと思いますので、それは全てが着手金や成功 報酬ということには、今の時点で断定的に申し上げることはできません。

小越委員 県有地に係る住民訴訟の着手金の積算は、そのケースケースによって経済的利益にするかどうか、そのときそのときの判断ということでしょうか。

市川総務部長 今の時点で具体的に何か訴えられているわけでもありませんし、どういう訴え になるかもわからないわけですから、そうである以上、その報酬の支払い方につ いて、一概に断定することはできないという意味でございます。

小越委員 どんな訴訟になるかわからないのであれば、別に新年度予算に組まなくても、 補正予算でやればよいんじゃないでしょうか。訴えられたら受けて立つという話 ですけども、県がみずから訴えることはないのでしょうか。

市川総務部長 訴訟の状況次第でありますけれども、具体的に断定することもできないので、 県民全体の財産を適正化していくために、場合によっては県が訴えることはある と思っております。特に住民訴訟の判決が確定した場合には、60日以内にその 判決に基づいて請求しなければならないこととなっておりまして、その対象者が 支払わない場合は訴訟を訴えなければならないというのが自治法の規定でござ いますので、県として訴えるということは、もちろん十分可能性はございます。 小越委員

今後、県の弁護士費用を、今回のように着手金と成功報酬として支払うルールをつくるのでしょうか。今回だけが特別なのか、ほかの訴訟の場合は着手金制度、成功報酬は適用しないのですか。

市川総務部長

お答え申し上げます。

これまで県が行ってきた訴訟につきましては、訴訟物の価額が比較的少額であったことから、弁護士の格別の御理解のもとで月額定額の報酬で御対応いただいてきたところでございます。一方、今後準備が必要となります住民訴訟に関連する裁判につきましては、近年山梨県では経験したことがないほど経済的に得られる額はもとより、訴訟物の価額も大きいと想定されます。加えまして、訴訟追行に当たっては企業法務に関する豊富な実務経験、あるいは高度な法令の運用解釈に高い識見を有する弁護士が求められるところでございます。

これらのことから、訴訟法務の実務における一般的な対応、すなわち我が国の 弁護士報酬基準として実務上広く用いられております旧日弁連の報酬等基準に 従った着手金及び成功報酬を用いることとしたところでございます。

今後、これら以外の裁判につきまして着手金及び成功報酬を用いるか否かにつきましては、先ほど申し上げたとおり、事件の内容に応じて個別具体的に判断する必要があろうかと思っております。

小越委員

有能な弁護士が必要ということですが、高い金額の弁護士は有能なのか、有能な弁護士は高いとなぜいえるのですか。足立弁護士が担当するということもあるのでしょうか。

市川総務部長

もちろん有能な弁護士を探すには、その市場における相当の対価を支払わなければいけないので、その能力とその対価については比例するのが一般だと思いますけれども、いずれにしましても、私ども県としまして、県有地の貸付事務の適正化をして、県民全体の財産を守っていくという観点に立って適切な弁護士を選定していく、これが基本中の基本だと思ってございます。

小越委員

その弁護士はどうやって誰が決めるのですか。

市川総務部長

先ほど申し上げたとおり、企業法務に関する豊富な実務経験や、高度な法令の 運用解釈に高い見識を有する弁護士が求められるところでございます。また、今 後この県有財産の適正化のための裁判もございます。もともと裁判の被告は知事 になりますし、県有財産を管理する権限、その事務は知事であると地方自治法上、 明確にされているところでございます。そういった観点からすれば、最終的には 知事の御判断を仰いで、適切な弁護士を選定してまいりたいと考えてございます。

小越委員

知事が決めた人がベストな弁護士なのか、巨額の税金を使うことであり、特定 の選定であれば説明が必要です。プレゼンテーションや公募はしないのですか。

市川総務部長

弁護士を探す際に公募は想定してございません。責任がある知事が選定するわけですから、先ほど申し上げましたが、被告であり、地方自治法上、県有財産を適切に管理しなければいけない知事が選定するわけですから、そういったことも十分踏まえて選定されるものと考えてございます。

小越委員

日弁連の弁護士報酬を当てはめて機械的に2億円といいますが、交渉して下げることも可能です。そもそも住民訴訟に経済的利益の算定は、なじまないのでは

ありませんか。

市川総務部長

私どもとしては、先ほども申し上げたとおり、法務、実務の世界で広く用いら れている(旧)日弁連の報酬基準、これを用いることで、当然、公金の支出です から、できるだけ安くということはわかりますけれども、では、何にその適正な 価額をよりどころとするかを考えた上で、広く世の中で用いられている報酬基準 に着目したところでございます。

(旧) 日弁連の報酬基準では、特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の 経済的利益の額を、報酬金につきましては委任事務処理により確保した経済的利 益の額をそれぞれ基準として算定することとなってございます。また、経済的利 益の額が算定不能な場合の算定基準は800万円でございますけれども、経済的 利益が算定可能かどうか、個々の訴訟内容によって判断されるものと考えてござ います。

小越委員

住民訴訟にかかわる成功報酬は経済的利益でなく、算定不能な800万円とし たこのことを、なぜ採用しなかったのでしょうか。

市川総務部長 おっしゃっている住民訴訟というのは、今継続中の住民訴訟の話ではなく、こ れからの住民訴訟の話でしょうか。これからの住民訴訟は、さらに第二審以降と いうことでしょうか。それであれば、先ほども答弁申し上げたとおり、その第二 審の訴訟がどういう内容になるのか、現時点で断定することは難しいところでご ざいます。

> ただ、いずれにしましても、今継続中の住民訴訟で争われている損害賠償請求 額の総額と、少なくとも今後争われる訴訟の規模はわかるわけですから、その規 模を積算の根拠として使わせていただいたということでございます。

小越委員

適正賃料を定める必要があります。裁判を進めるに当たって金額が高過ぎるこ とを問題にしております。その金額が妥当かどうか議会に諮ることがなかなかで きない。知事の一存で弁護士も選定できる。後年度の負担、影響があることが心 配です。

地裁、高裁のたびに着手金を支払う可能性もあります。今後、成功報酬、着手 金がルール化されることもなく、私たちがそのままここで決めてよいのかどうか 非常に疑問です。経済的利益、タイムチャージを採用しないように、私はこの2 億円余りの債務負担行為を削除するべきだと思います。

白壁委員長

小越委員の質疑が終了いたしました。

以上をもちまして、日本共産党の質疑を終了いたします。

この際申し上げます。先ほどの乙黒委員の動議については、委員長預かりとし たところでありますが、昨日の当該箇所の会議録を、委員長において宮本委員に 確認をし、訂正の必要がある場合は、これを委員長に御一任願いたいと思います。 御了承願います。

(「異議なし」の声あり)

白壁委員長 以上で予定した質疑は全て終了いたしました。

(「委員長、動議」の声あり)

白壁委員長 動議の内容をどうぞ。

猪股委員 修正動議提案理由。

議案第17号、令和3年度一般会計当初予算案、2款総務費、1項総務管理費「2億1,496万円」を「1,637万6,000円」に減額し、「債務負担行為の設定事項、甲府地方裁判所平成29年(行ウ)第6号損害賠償請求義務付請求住民訴訟事件の関連訴訟について委託契約を締結すること」を削除する修正議案について提案理由の説明をいたします。

白壁委員長 ただいま第17号議案に対し、猪股委員から修正の動議が提出されました。この動議を直ちに日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

白壁委員長 起立多数であります。よって、議題とすることに決定いたしました。 それでは、本修正案を事務局から配付いたさせます。

(修正案配付)

白壁委員長
それでは、これより修正案について提出者から説明を求めます。

猪股委員 議案第17号、令和3年度一般会計当初予算案、2款総務費、1項総務管理費「2億1,496万円」を「1,637万6,000円」に減額し、「債務負担行為の設定事項、甲府地方裁判所平成29年(行ウ)第6号損害賠償請求義務付請求住民訴訟事件の関連訴訟について委託契約を締結すること」を削除する修正議案について提案理由を御説明いたします。

過去最大規模の超積極型予算となった来年度当初予算について、新型コロナウイルス感染症の拡大で疲弊する山梨県経済の反転攻勢に向けた施策が盛り込まれ、大いに期待できる予算編成であると評価します。

一方で、今月9日の総務委員会及び昨日と本日の予算特別委員会における質疑で明らかになったように、山梨県が富士急に貸し付けている山中湖村内の県有地をめぐる住民訴訟に関連した弁護士報酬などの裁判費用が約2億円計上されており、昨年の訟務費約1,800万円と比較すると10倍以上の予算額の増となっています。

言うまでもなく、県有地の適正な対価による貸付は当然なことであり、この高付加価値や最適化を目指し、県民生活向上のために最大限活用することは必要であります。

ただ、補正予算案の審議で問題視された当該住民訴訟の代理人を務める弁護士 との調査委託業務契約、約6,600万円について、県民からは、高額だ、県民 に説明責任を果たしてほしいとの声が多く上がっています。

実際に、多くの県議会議員のところにも、議会としてチェック機能を果たして ほしいとの声が寄せられ、県議会にも弁護士費用を疑問視する電話や手紙が届い ています。私たち県議会議員は、こうした県民の声に応えていく責務があります。

来年度当初予算に計上されている約2億円の弁護士報酬は、県民感覚からは高額に映ります。積算根拠は、歴代知事や富士急行の賠償責任を前提としており、損害賠償額をもとに旧日本弁護士連合会報酬等基準を採用して算出したとのことであります。この基準を山梨県で採用するのは初めてであり、なぜ当該住民訴訟だけが特別扱いされるのか、合理的な説明がなされていません。また、裁判費

用としては異例といえる債務負担行為が設定され、債務負担行為における関連訴訟の内容が曖昧であること、結審との期間設定が不明確であることなどが問題点として上げられています。

さらに、来年度の当初予算案を可決した場合、債務負担行為で設定した範囲、 事項、期間、限度額内において歳入歳出予算外の債務負担契約が締結でき、予算 で定めた案件については、後年度において支出が拘束されることになります。こ れは、歳入歳出予算に計上しなければならないもので、後年度における予算計上 は義務費となり、議会はこれを削除することができなくなります。

関連訴訟が相次げば、さらなる裁判費用の上積みが想定されるため、青天井で 県が弁護士費用を支出し続けなければならない可能性があります。

裁判費用と債務負担行為に関する予算編成が適宜適切なものだったのか、常任 委員会や特別委員会の質疑を通じて議論してきましたが、いまだに県民が納得で きる説明があったとはいえません。

コロナ禍で厳しい経済状況が続く中、多くの県民の厳しい目線が注がれています。行政のチェック機関である県議会として、県民の代弁者である県議会議員として、慎重に議論を進めていくべきであります。

以上のことから、議案第17号、令和3年度当初予算案について、訟務費については必要な経費をその都度予算に計上し、議決を受けるべきでありますことから、この約2億円を減額して、当該部分の債務負担行為を削除した修正がなされるべきであり、そのほか原案は可決すべきものと考えます。

最後に、一部の特定企業や権力者に盲目的に追随するのではなく、個々の議員がみずからの価値観で判断し、常に県民目線で行動することが議員に期待される姿だと考えます。山梨県議会基本条例の理念を個々の議員が再認識し、表決に当たっては、県民の負託と信頼に応えているか、責任ある判断をすることを願って、修正動議の提案理由といたします。

白壁委員長 ただいまの修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

白壁委員長これをもって、質疑を終結いたします。

これより、第17号議案に対する修正案について討論に入ります。討論は質疑者席で簡潔に願います。討論はありませんか。

遠藤委員 ただいま提出されました議案第17号に対する修正案に、反対する立場から討論を申し上げます。

令和3年度当初予算に約2億円という訟務費が計上され、これに係る関連訴訟の債務負担行為を設定せざるを得なくなった経過は、当該県有地に係る賃貸借のあり方に対する民事訴訟で、裁判進行中、県が賃貸借契約の違法無効状態に気づき、方針転換をしたことに起因します。この方針転換に対応できたのが現在の県の訴訟代理人です。

方針転換後も重要で、新たな事実が明らかになってきております。昭和42年 以前は賃貸借契約が成立しておらず、県有地の使用許可を経て使用。昭和38年 の使用料は389万7,513円、昭和42年からほぼ現況となる。造成費用な ど投資実績が不明確。昭和42年、素地価格で賃貸借契約を結ぶ。この時点から 違法無効状態。昭和42年の賃料は2,827万212円、転借人との間に契約 金、個別事例で1,000万円、推定161億円以上の留保があると思われる。

当該裁判は、当該県有地にかかわる賃貸借の昭和2年から始まる故意・過失、

適正価値の真相を求めることであって、山梨県がかつて経験したことのない大事件であります。県民の共有財産である県有地の適正価値を求め、守るため、この難局に力をお貸しいただいた有能な弁護士を確保し、最大限の力を発揮してもらうため、口約束ではなく、予算立てが必要であります。

また、債務負担行為についても、事項欄に関連訴訟との記載については、先ほど大枠の表明がありましたが、現時点で具体的な想定は明示できるはずもなく、結審の年度も予想ができるものではありません。限度額については、それ以降の経費を限度額に含めないことを示していて、成功報酬について、県に後年度負担が発生することを明確にするためだと承知をします。

地方自治法施行規則に、限度額の金額表示が困難なものについては、当該欄に文言で記載することができることと記されていて、これらは行政事務の範囲内だと思います。

期間について議員任期と連動すべきとの意見もありましたが、議第17号中、一般会計中、債務負担行為においてでも、事務資金融資の損失補塡など、議員任期を超える事例も多々あり、今回の住民訴訟の債務負担行為だけ議員任期と連動させるという理由は見出せません。

いずれにいたしましても、県民の共有財産である県有地の適正活用を確立させるため、当該県有地にかかわる過去からの故意・過失、適正価値の真相を求めるべく、訴訟の追行を進めるべく、意味ある必要な予算措置であり、債務負担行為だと考えます。執行部の誠実な答弁で論点は理解をいたしました。知事が提出した予算を認め、将来県民福祉の向上に資するべく、提出された予算を可決すべきだと思います。

以上でただいまの修正案についての反対討論といたします。

白壁委員長 ほかに討論はありませんか。

山田(一)委員 私は、議案第17号、令和3年度一般会計当初予算案の修正動議に、賛成の立場から討論をいたします。

先ほど遠藤委員が申された内容に対して、我々も同じ思いであります。ただ、 私たちがこだわっているところをよく聞いていただきたいわけであります。

今回の住民訴訟に関連して予算の積算根拠が示されましたが、これは山梨県が富士急行に貸し付けている、いわゆる住民訴訟で歴代知事や富士急行への損害賠償の請求額、つまり歴代知事約77億と富士急に対するものの約20億を合わせて97億円余であるという説明を執行部から受けました。その部分についてでありまして、まだ確定はしていませんが、住民訴訟で山梨県が敗訴し、この損害賠償の金額が確定した場合、訴訟代理人に支払う着手金であると、こういう執行部からの説明でありました。

まだ、裁判は確定しておりませんので、一部ではこの和解案に反対しておきながら、弁護士費用を認めないのは富士急を勝たせたいとか、そういう意見もありますが、全くのこれは見解の誤りでありますので、よくその部分は整理をしていただきたいと思います。

県当局の説明では、来年度予算案の約2億円の弁護士費用は、新たに起こる可能性のある裁判の着手金であり、まだ起こっておりません。住民訴訟を継続した場合に係る裁判費用ではないということであります。そうであれば、来年度当初予算案に計上する意味があるか、疑問であります。住民訴訟の判決後に、堂々と議会に上程すればよい予算案であり、なぜ住民訴訟の判決が出ていない現状で計上するのか、判然としません。

総務部長が言うように、判決が出てから60日以内であれば臨時会を招集して

いただいても結構ですし、知事の専決処分をした後でも、それは我々も納得できるところでありますので、そこの点をよく御理解いただきたいと思います。

先ほどの修正動議の提案理由や補正予算案の附帯決議の理由で述べられたとおり、今回の住民訴訟に対する弁護士費用が高額であるという批判の声がありました。知事も執行部も説明不足を認め、しっかり説明すると約束したばかりでありますので、今後もぜひ丁寧な適時な説明に努めていただきたいと思います。この約2億円の弁護士費用は旧日本弁護士連合会の報酬基準でありますが、この基準を山梨県で採用したことはこれまでになく、なぜこの当該住民訴訟だけに適用するのか、納得できる基準や規定がないということでありました。

今回の予算委員会の中でも、大阪府の例とか、一応基準を持っている例が示されまして、あるいはタイムチャージ制、弁護士の場合は、当然に専門性を有しますから、これは随意契約でやむを得ないと思いますが、そういうルールがない中で、今後も幾つか起こってくる訴訟に対して、いわゆる恣意的な部分が多分に入る金額になっては困るという、そういう部分を我々は言っているわけであります。そして、裁判費用として異例である債務負担行為について、この関連訴訟については、総務部長の説明で、今も富士急側からこの問題で訴訟が起こりましたとか、そういうものも含むように言っていました。何人かの議員からの質問の中に、判然としないものに答えられないような言い方ですが、この関連という言葉が我々は非常に気になるわけでありまして、相手がわからないと対象範囲が非常に不明瞭、曖昧であるということであります。

また、結審という言葉もそうでありますように、これは確かに市レベルでは四街道市外2市がほぼ同じ内容で裁判を特定して、裁判事件を特定して結審まで、そして成功報酬とほぼ同じです。今回山梨県が上げているのは、裁判に関連するということで、その関連が明確でない以上、今後裁判費用も弁護士に払う着手金も青天井になるおそれがありますし、地方自治法が、私が何度も言うように、議員の任期を決めているということであれば、それを越えて私たちが責任を持てない部分も、今から上訴、いわゆる控訴・上告していったときも、この規定に縛られるのではないかというおそれを感じているわけであります。

そういうことでありますので、いずれにしろ該当する訴訟を明確にして予算計上してもらえれば、我々は多分賛同すると思っております。やはり公金を支出する以上、これは県当局の責任ではないかと思います。

何度も言いますように、債務負担行為について、地方自治法の214条の規定はもちろん、基準どおり適用していることは間違いないと思います。ただ、この「関連する」という一文があることによって、限りなく裁判、訴訟の範囲が広がってしまうということで、それ以降の予算に議会が関与できないと。いわゆる義務費になることによって関与できないというおそれを我々は感じているところでございます。

それぞれの裁判が提起されるごとに議案を上程していただければよいということであります。総務委員会のときの賛成討論でも言いましたように、私は議員としての矜持として、責任において、これを曖昧のまま議決することはできない、そういう思いであります。

長崎知事は、本当に山梨県に新しい、いろんな可能性のものを持ってきていただきまして、幾つかはもう実を結んでいて本当にすばらしいと思っておりますが、私はこの一点についてだけは、議員の矜持として認めるわけにはいかないということであります。

以上のことから、議案第17号、令和3年度当初予算について訟務費を減額して、債務負担行為を削除した修正がなされるべきであり、その他は原案のとおり可決すべきものと考えます。

白壁委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

白壁委員長

これをもって、修正案についての討論を終結いたします。 これより、修正案についての採決に入ります。 第17号議案に対する修正案について、起立により採決いたします。 本修正案に賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

白壁委員長

起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

重ねてお諮りいたします。ただいま可決されました第17号議案に対する修正 案につきまして、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきまして は、その整理を委員長に委任願います。

次に、ただいま修正議決した部分を除く第17号議案の原案及び第18号議案 ないし第31号議案を議題とし、討論に入ります。討論は質疑者席で簡潔に願い ます。討論はありませんか。

小越委員

議案第17号、令和3年度山梨県一般会計予算に、反対の討論を行います。

先ほど修正可決されました高額の弁護士費用を削除するところはもちろんですが、長崎県政に対する富士山登山鉄道やリニアに象徴されるような外部依存、高付加価値化の富裕層が県内にお金を落としてくれることが最優先の施策に反対です。現在の生活、営業を維持することさえできない県民や事業者への支援が決定的に少なく、今後、山梨県が選ばれるどころか、暮らしが成り立たなくなる事態です。

新型コロナウイルスは、感染力の強い変異種が拡大傾向にあります。無症状感染者の把握が一層重要であるときに、山梨県は重症化リスクの高い高齢者施設の定期的な検査を実施しようとしない姿勢です。飲食店を初め、事業所が売り上げ減少に危機感を抱き、現状を維持するための支援を求めているにもかかわらず、直接支援がありません。

富士山登山鉄道構想は、多くの課題を検証すると言いながら、建設ありきで進めようとしています。海外県外からの富裕層頼みの政策であり、富士山の環境保全にも反する大規模開発構想は撤回すべきです。

リニアに依存した姿勢は変わらず、リニアがいつ開通できるかも不確定になっているときに、リニア駅と周辺を結ぶシャトルバスの検討は必要ありません。

そして、男女共同参画推進センターの3館を集約するという名で、ぴゅあ富士とぴゅあ峡南を閉館する予算を既に計上していることは許しがたいことです。男女共同参画が後退することは必至です。利用者、関係者の意見も聞かず、一方的な急転直下の廃止に、全県から閉館するなと声が上がっています。

さらに国際交流センター、青少年センターも集約という名で閉館することを、 県民には知らせずに進めようとしています。コロナ対策が不十分であり、県民の 声を聞かないぴゅあ総合の集約化に象徴されています。富裕層頼みの新年度予算 に、私は反対いたします。

白壁委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

白壁委員長 これをもって、討論を終結いたします。 着席のまま暫時休憩いたします。

(休憩)

白壁委員長 再開いたします。

これより、採決に入ります。

修正議決した部分を除く第17号議案の原案について、起立により採決いたします。

修正議決した部分を除く第17号議案の原案について、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

白壁委員長 起立多数であります。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり 可決すべきものと決定されました。

> 次に、第18号議案、第22号議案及び第27号議案を、起立により採決いた します。

> 本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

白壁委員長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第19号議案ないし第21号議案、第23号議案ないし第26号議案及び第28号議案ないし第31号議案を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

白壁委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

その他・委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。

以上

予算特別委員長 白壁 賢一